

カス、ウクウ、次役の名はサラヘントウリハシヤウと承り覚え、其外は承りやさず
 ぬ、且つ又右上官、日々私どもの居りぬ家へ参りやは、見廻りの儀と相見へやは、
 又上官折々、私共を連れ、近所人家の御座ぬ處を廻り、見物いたさせやは、初め十二
 三日の間は、兩人づゝ番いたし居りぬも、其後は番にも参りやさず、私共儀も、退屈
 の節は、あたりを見歩きぬへ共構へやさず、外の家へ参りぬ節は、内へ招き入れぬて、
 芋の煮ぬを呉れ杯いたし、役人は勿論里人ども、深切に憐み呉れぬ。

此の所、西南の方は海、後は高き山にて、見馴れやさざる樹木生茂り、茅斗りの處
 もこれ有り、尤も土山の様子に相見へ、道も御座なく、山麓より海端の間見へ渡りぬ
 程にて、餘り廣くは御座なく、土地は黒土にて、畑は芋を作り、外に作り物はこれ無
 く、其外茅原にて、竹・甘蔗・芭蕉は日本の通りにて多く、其外見馴れざる草木も色
 々これ有りぬ。

家作は皆同じ様に相見へぬ内、上官の家と相見へ、八軒これ有り、是は私共の居り

ぬ家同様白壁を塗りぬ家にて、紺の衣類を着、劍を帯ぬもの、凡そ三十人斗り此所に
 詰め居りぬ。

上官次役の兩人は、紙も所持いたし書物いたしぬも、見及びぬ處、紙は至つて大
 切にいたしぬ様子、且又至つての悪米これ有り、油にて揚げぬて、矢張手づかみに給
 ぶ、尤も頭役斗りにて、外役人體の者も、米は給へやさず、至つてよぐれぬ鹽、上官
 の家にはこれ有り、これ又至つて大切にいたしぬ様子に相見え、醤油味噌等はこれ無
 く、手廻り道具等も一向見及びやさず、其外の家々には、鹽も紙類等一向これ無く、
 文字書きぬものも見及びやさず、芋を瓶にて煮ぬにも蓋これ無く、芭蕉の葉を上
 へ覆ひぬて煮ぬは、刃物は日本の鉈の形にて先の圓き柄の短き物斗りに御座ぬ、水は何方
 より汲み参りぬや、大きな瓢にて小供等持參、尤も清水にてぬ、瓶へ汲入れ置き、
 小き瓢にて汲み遣ひやは、其の外農具等御座なく、木の先を細くいたし、又は竹篋に
 て耕しやは、商ひ等いたしぬ様子これ無く、漁も自分給へ遣ひぬまでの様に相見え、

作りゆ芋を、銘々に上官並に外役人へ納め、水杯も子供ども汲ひて納めゆ様子に御座
 り、豕野牛は、家々の廻りに放し飼にいたし置き、澤山に居り、牛は山に放しこれ有
 り、飼主の印にもひや、耳に色々の切掛けいたしこれ有り、鶏は多く居り、其外獸鳥
 類等見及びやすすひ、一體土地は殊の外暖氣にて、十二月頃も日本の四五月頃の氣候
 にて、雨も折々降りやひ、雪は降りやすず、雷も御座なく、地震は一度これ有りゆ
 處、餘り強くは覺えやすすひ、風は至つて荒き所に御座ゆ、海邊は、黒き糠石斗りに
 て、大なる石は陸にも濱にも御座なくゆ、濱邊に前文の通りの小船數多繋ぎこれ有
 り、又長七八間巾貳間位にて、造り方は小船同様にて、板にて家根を張り、帆柱貳本
 建てゆ大船貳艘これ有り、海漁いたしゆ船も、矢張同じ小船にて、二三人づゝ乗り、
 竹の柄にて先は鋏にてもりの様に拵へゆ物にて突きゆて捕りやひ、尤も私ども居りゆ
 時分は、漁は少く、夏頃にも成りゆへば重に漁をいたしゆ様子に相聞へ、此節捕りゆ
 魚は、日本のさよりに似ゆ魚斗り少々づゝ捕れゆを、頭の方へ納めゆ様子に御座ゆ、

私ども、折々貰ひ給へゆゆ、釣もいたしゆと見へ、細き竿に芭蕉の糸を付けゆ竿、船
 に御座ゆ得共、釣りゆ處は見やすすひ、里人は皆裸にて居りゆ得共、極寒の時節には、
 五六寸廻りの見馴れざる木を、木の槌の様に切りゆにて敲きゆへば、段々打廣げ、布
 の様に成りゆを、袖なし羽織の様にいたし着いたしゆものもこれ有り、上官の者は、
 行水にてもいたしゆ様子にゆへども、其外の男女ども、顔手杯は水にて洗ひ、又は男
 女ども何れも近邊にこれ有る水青く濁り居りゆ池端にて、折々水をあびやひ、私ご
 も儀も湯を遣ひゆ儀は御座なく、水にて顔手足を洗ひゆ斗りに御座ゆ、言葉は一向分
 りやすすひへ共、君臣親子兄弟夫婦等は、様子にて見分り、禮儀もこれ有る様子に相
 見へやひ、都て里人は、サブタンと同様に、男女ども丈高く骸は瘦せゆて骨顯はれ
 居りやひ、女は、耳に銅の小さなる輪を付け、糸にて房の様なるを付け居りゆ者多く
 御座ゆ。

濱邊に作事いたしゆ處これ有り、巾拾間餘長六拾間程の家にて、堀立の柱を何本も

建て、家根は茅葺にいたし、廻りは板にて塀の様に圍ひ、入口幾所もこれ有り、此の所にて里人ども大勢集り、船の作事をいたし、楫櫂木の碇等を作り、尤も日本の鋸又のみ鉦きり鎌杯の様に似よりい道具にて切れ味宜しからず又物品々遣ひ、帆綱は芭蕉を裂いてより合せ、帆はアンペラを裂いて莖の様に織作り、女は、石を何れよりか拾ひ集め置き、石灰を拵へ、十四五歳位の子供は、木板等を何れよりか持はこび、日々作事いたしぬ。

極内『此家の奥の方に、高く壇をいたし、サンタマルヤ、サンタクロヲジを置き、佛具やうの品鏝これ有り、此の後の方に、人骨の晒しを數多く積みこれ有りい付、仕形いたし相尋ねい處、上官の骨の由や聞けい、此家へ六七日目くには、上官始め役人の者の家内と見へ、女頭に布木棉等の小風呂敷の様なる物を冠り参詣いたし拜み、何か口の内にて唱へい得共相分らず、其外里の男女子供に至る迄も追々参り、殊の外有り難き様子にて拜み、仕舞い上役人皆一所に寄り、何か談事いたし様子に相

見へ、上役體のものは、里人の内、役懸りの者と相見えい者を、段々に呼、何かや渡しい體、又年頃四七八に相見へい里の女、是は女の役懸りと相見へ、上役より何かや渡し、折々仕置と相見へ、里の女を呼出し、右役懸りの女、竹の杖を持ち、背を打ちやいど、打たれい女は、手を突き聲を上げ泣き、身動きも致さず打たれ居り、打ち仕舞いと立去りやい、(編者いふ、これ天主教の堅振式の類なるべし) 右や渡し相濟みいて、男は男同士、女は女同士、子供は子供同士、何かや合いたしい體にて相濟み、銘々家々へ歸り、牛豕などこしらへ、酒を飲み、家々にて祝ひい様子に相見へ、其日は作事農業海漁等、一同に相休みやい』

馬丹より呂宋へ

十二月下旬に、役人参り、船も出来い間、近々送りやすべく、併し上官病氣につき、急にはこれ無き旨仕形いたし、内意をやい様子に承りやい、翌卯年正月始に、平生心

安くなりし役人壹人、妻と見へし女子共貳人、下女壹人同道にて尋ね参り、来る六日此所出立致させしとやし、芋と干魚をアンペラに包み、皆々へ志しとやて呉れ、家内皆々暇乞に参りしとや様子に仕形いたし、なごりを惜みて、涙をこぼし、私ども壹人づゝに手を握り相分れしに付、私ども、丁寧に禮をよして相分れし、惣て此所にて、常々見及びし處、男女ども、深切念頃しんせつねんころに存じしとやす印しるしに、手を握りし様子に也。

同五日、役人其他近所懇意こんいのもの、家へ暇乞に廻り、同六日晝前、役人参り、船へ乗りし様や聞け候に付、上官の家へ参り、銘々厚く禮をやしし、上官も名殘惜しき體にて涙を流し、刻たばこをアンペラに包み、船中用意とやし呉れしに付、貰ひ請け相分れし。

海端へ参りし處、長さ七八間巾貳間位の船これ有りし、舳も艦も同じ様に造り、板を木の釘にて繼合せ、繼目は石灰にて塗り堅め、板にて家根を張り詰め、家根の内に二ヶ所穴を明け蓋をいたしし様に拵へ、右穴より出入いたし、帆柱二本立、帆はアンペ

ラにて造り、楫は兩脇に二つ付、櫂は有れども艦は無し、右船へ送り役人三人どもに乗組み出帆す、水主は里人二十人程、何れも裸なり、最初に参りしユバナとやす所へ参り、其夜は此所に船懸りいたす、右水主は皆此所の者の由、船頭の名はアントヲニウカラムと承りし、船中の食物は、矢張芋並干魚斗り、一日に兩度又は三度づゝ給べし。

翌七日出帆いたし、此邊嶋々數多くこれ有り、瀬戸を乗抜け沖へ出て、追風にて西南の方へ晝夜走り、同九日の夜、山際へ乗寄し、ユバナより此所迄、凡日本道百五拾里程もこれ有るべしと存じ奉りし、夫よりは地方へ寄り、山よりは七八丁四五丁づゝ放れて、矢張西南へ乗りし、此山は、シヤムどもマネイランども承りし、山は嶮山にて、見馴れざる樹木茂り居りし、田畑は相見へやす、所々山の麓に家數十四五軒、或は貳參拾軒づゝもこれ有り、茅葺の様に相見へし共、遠方の儀ゆる、耽とは見分りやす、海は深く波荒き所にて、沖の方は嶋も山も船も一向相見へやす

ずい、折々山岸へ乗付け清水を汲み、香水に貯へやい、風悪しき節は、人家もこれ無
 き山際へ乗り寄り船繋りいたし義もこれ有り、此所にては朝より晝までは日々風風
 に付、權にて乗り、晝よりは日々風出でいに付帆にて走り、同月十九日夜半頃、口
 ソンとやす所城下川口へ着いたし、右シヤム地方へ付い所より此所までは、日本道に
 て凡五拾里もこれ有る可くと存しやい、此所は山もこれ無く、入海にて打開けい平地
 に御座い。

マニラ唐館の半年

翌廿日川口へ乗込みやい、川中は貳丁程これ有り、川浅く北へ向け乗る五丁程にて
 船繋りいたしい、尤も岸は浅く船着きやす、川中に繋りやい、此川筋、荷船其外漁
 船と相見へ船多く通行いたし、川岸にも大小の船數多繋り居りい、此川より右の方は
 城と相見へ、巾拾間もこれ有る可き堀の岸は、高壹丈四五尺程の石垣にて、其上は瓦

屋根の白堀これ有り、堀の内に、貳間四方或は三間四方位にて、真中に壹間四方位の
 四角なる窓これ有る、櫓にいや、住家の二階にもいや、堀よりは餘程高く數ヶ所相見
 へい、立樹は一向相見へやす、川の方へ向き門貳ヶ所餘程大きく相見へ、扉はべら
 れ有り、貳ヶ所の板橋には番人にいや、土體の者十人程づ、銃砲を持ち立ち居り、構
 ひ殊の外廣くい、城の方は、町家等一向相見へやす、左の方は、川端は廣き往來に
 て人も多く通行いたし、瓦葺白壁の町家軒並にて、何れも二階造り、二階窓硝子にて
 張り、下家は敲き土又は板張等にて腰懸けこれ有り、商ひ重の所と相見へ、店には色
 々並べこれ有りい得ごも、遠眼ゆる何品とも見分りやす。

人物、男はザン切髪にて黒き羅紗或は木綿にて茶臺の様にいたしい、平たき帽子を
 冠り、衣服は、羅紗又は絹布木綿等にて色々の色これ有り、短き筒袖にて胸にて牡丹
 かけにいたし、股引のやうなる物をはき、革或は木綿の沓を履き、女は髪を頭上に卷
 付け、又は後ろへ下げいもこれ有り、帽子は冠りやす、衣類は、男同様の品にて裾

まで長くいたしひを着、下モは絹布木棉等、色は様々の長さ腰巻をいたし、沓を履き、男女とも色は白く、髪も黒く、眼中は日本人とは變りひ様に相見へやひ。

同日、バタン國より送り参りひ役人二人、船につけ参りひテンマに乗りて上陸、暫く手間取りて罷り歸り、其夜は船に罷り在り、翌二十一日朝、私ども、右兩人と上陸、川端町家の前を半丁程参り、尤も町屋四五軒見ひ處、白米又瀬戸物土鍋青物類等を土間或は板敷に並べ、商ひひ様に相見へひ、右町並びにて間口五十間程、家根は瓦葺、下は石垣石灰塗り土藏造りの長屋にて、門は三間程に相見へ、鏡物打ちたる板の扉の内へ入りやひ、門内に唐人三人立ち居り、尤も此者は頭は剃りて中に髪を残し、三つ打にいたし長く後ろに下げ、絹の風呂敷の様なる物を冠り、麻の玉子色又は淺黄色の筒袖にて、胸にて牡丹懸にいたし、長き衣類を着し、下には袴の様なる花色又は紺の布にて拵へひを着し、革の沓を履き罷り在り候、私共へ、壹人の唐人、眞字にて、汝何國者と認め見せひに付、榮藏儀、我日本備前國の者と認め見せひ處、唐人又、何用有

來又何物を積來と認め見せひに付、榮藏又、我國主の要米を積江戸と云所へ行く海上にて北東風にて楫折れ、帆柱を切、西南へ流れ、波丹國保々須嶋にて破船、以上十人乗の内五人此所にて死、残り十四人波丹國の御養に相なり又々御當國へ参、御世話に相成ひ、此上宜御取計奉願上ひと認め差出しひ處、暫く見終り承知の體にてうなづき、送り來りひバタンのものへ挨拶いたし、バタン人は直に歸りひに付、私ども一同禮をやし目禮いたし相分れひ。

右唐人、私どもを召し連れ、奥の方にて二間半に四間程の所を明けて入れ置きやひ。此屋敷は、唐人の藏屋敷の由にて、丸き屋敷にて廻りは皆土藏にて、瓦屋根、柱は壹尺五寸四方位の切石を組上げ、家根裏は木にて造り、壁は石灰にて塗り、下は板敷にいたし、前通りは出張九尺程の庇、雨天の節は庇の下を廻りくるりと歩行相なり、庇の下は土間なり、眞中は空地にて、一面芝生、そこに大きな井戸、廻りは切石にて築立て、芻釣瓶を仕かけこれ有り、廻りの土藏は、私ども居りひ位に幾戸前にも仕

切これ有り、銘々錠を卸しおきん。

右藏へ入り節、唐人三人より、巾六尺程長九尺程に織りぬアンペラの塵三枚呉れ
ぬに付、之を板の間へ敷きいて住ひやぬ、右三人の唐人は、役人と相見へ、形も立派
にて人品も宜しく御座ぬ、三人は、四十歳餘の下人體の者へ、何かや含めぬ様子にて
罷歸り、右下人は、私共逗留中始終付き居り世話いたし呉やぬ、此唐人の名はモリシ
ヨウとやぬ。

右の者、適には少々詞も相分りぬ事もこれ有り、大體は仕形等にて用事相辨しやぬ、
右のもの、食物の儀を尋ねぬに付、四つ足は喰はず由やぬ得ば、一日に兩度たべぬ哉
と尋ねぬに付、日本は三度給ぬ由答ぬ處、品は遣しぬ間、宜しき様に拵へ給べぬ様
や聞け、程無く瓦にて拵へぬ竈壹つ、米三升程焚ぬ瓶の様に拵ぬ焼物、蓋も付ぬ飯を
焚きぬ物壹つ、口の開きぬほうろくの形にて木の蓋の附ぬ焼物の鍋二つ、木にて竹輪
をかけぬ壹斗入位の桶壹つ、素焼の大きな水瓶壹つ、染付の飯茶碗十四、さし渡し

壹尺程の鉢四つ、椰子の杓子壹つ、木杓子壹つ、木の柄杓壹つ、竹の黒塗の箸十四せ
ん、鐵の柄付ぬ鉈の様な庖丁壹本持はこび呉れ、白米をアンペラの袋へ入れ、肴は
海老はせ其外見馴れざる小魚類、又何とも知れざる大きな肴の切身、野菜は里芋菜
大根瓜西瓜かぼちや等は、餘り日本に異りやさず、竹の籠に入れ、日々澤山給ぬ程づ
ゝ毎朝持參り呉、其外醬油鹽味噌油等も、呉れや、醬油鹽は日本に異りやさず、味噌
はねばりも御座なく、味も悪しく、油は木の實の油の由にて至て宜しく、薪は木性知
れず割木を澤山呉れぬに付、私ども飯ごしらへいたし、一日三度づゝ給べやぬ、酒は
四五日に一度づゝ小一升位入ぬ陶器に入れ呉れやぬ、尤も焼酎にて味ひ日本に變りや
さずぬ、煙草紙等も日々呉れやぬ。

右モリシヨウは、朝早く參り、終日居り、夜五つ時頃に成りぬと、火の用心いたし
ぬ様やし歸りやぬ、夜分は、皿に油燈心を入れ火を燈しやぬ。

此屋敷、南と北に大門二所これ有り、最初私ども南の門より入りぬと跡は切錠卸

し、北の門は明けこれ有り、番人は當國のものと相見へ、頭はザン髪にて、帽子を冠り、筒袖の短き衣類を着、沓を履き、劍を左の脇に下げ、バタン國にこれ有り通り鐵砲を持ち、門脇の長屋の内、切石を敷き所に壹人づゝ立番いたし居り、私ども門外へ一切出しやさず。

當所にては、ロソン人と唐人とや合、私共を養ひ呉れ様、御座は、右役人體の唐人は、四五日に壹度づゝ壹人又は兩人にて見廻りや、當所は商業を重にいたし處にて、唐國よりも品々送り越し交易いたし、唐人ども多人數參り居り、町中に出見世これ有り、商ひいたし。

當國逗留中、雨度々降り、雪は降りやさず、雷鳴は殊の外強く度々これ有り、地震は御座なく、季候はバタン國よりも暖氣にて、正月參り處日本の五六月頃の暑さにて、瓜西瓜等夏物もこれ有り位に付、私ども、湯は顔手斗り洗ひて、井戸端にて水をあひ居りや、此所に五月初まで居り得共、夏に成りても、差して暑さは

増しも致さず、且又モリシヨウ仕形話又は書付等いたし見せ承り及び所、當國大將の居城は、何れにや外にこれ有り、右の所より當所へ鐵砲組千五百人づゝ交代いたし詰居り、右二隊に割り、一日七百五十人づゝ當番にて、當所城門其外入口番所又は普請所橋詰杯へ五人又は十人づゝ鐵砲を持番いたし寐すも致し趣に相聞えや。

サンタマルヤの祭禮

此朱引の内は、前の通り除く可し「扱又當所逗留中、日は覺へやさず、月に壹度又は貳度參度づゝ、バタン國にこれ有り、サンタマルヤ又サンタクロラジもこれ有り、夜に入りゆと祭禮の様に町中を歩き、私共の居り屋敷の前を通り節は、付添唐人参り、見様によす、私共は門の内に居り處、立せやさず皆下に居り見や、サンタマルヤの像、人の丈け位にて木像にや銅像にや、夜中にて睨とは見留めやさず、地合寔に見事なる模様の付き衣の様なる物を着せ、銀の様に見への臺、神輿の

様に棒ぼうの付きつきにに乗せ、大勢おほしにてかつぎ、絹きぬの美うつくしき天幕てんまくの四隅しよすみへ銀ぎんの様ように見みへる太たいき棒ぼうを付つけ、四方しやうほうにて持もち、右像みぎざうの上うへへさし懸かけ、先まへへは鑓やり、或あるは長刀ながなたの様ようなるもの、長七尺位ちやうしちふくばいこれ有あり、又は日本にっぽんの捕手とりこに用もちひる三つ道具さんぶつどうぐの様ようなる物、様々さまざまなる形の、何れも長七尺位ちやうしちふくばいこれ有ありるを、鐵砲組てつぱうぐみのもの、由よし、劍けんを帯おびるもの、大勢おほし之を持もち、手明あきの者ものも多人數おほしなうぢ並ならび、輿こしの前まへへは笛ふえ大鼓こびは古弓こきう三味線さんまいせん等ら音樂おんがくをいたしながら歩あるく、兩側りやうがわには、女めども何なんとも見分みわりやさずへ共とも、美々びび敷衣しき類るいを着き、服紗ふくさの様ようなる物ものを冠かぶり、朱しゆの長ちやうき蠟燭ろうそくを燈とほして銘々めいめい手に持もち、數かずも知れざる大勢おほし兩方りやうほうの端はしを通とほり、真ま中は右鐵砲組みぎてつぱうぐみ、又音樂おんがくいたしるもの輿こしとも行列ぎやうぎつ正ただしく歩あるく、跡あとよりはロンン人らんじん唐人てんじんとも打うちち交まじり、夥おびたしく付添そへて歩あるるきやれ、右門前みぎかどまへへ通とほり懸かりる節せつは、付添そへる唐人てんじん門番かどわらひとも、殊ことの外ほか有あり難がたき様子ようすにて拜はいいたし、私共わがらへも拜をがみる様ようやす、其節そのせつ仁三郎儀にざうぎは、少すく々すく不快くわいにて居いる處ところ、付添そへるもの、同人どうじんへサンタマルヤさんたまるやを拜をがみる得えば、不快くわい早速さつそく克よくくなりる旨こころやれへ共とも、磔はりつけの像ざうを拜をがみるは奇き怪くわいに存ぞんじ、何れも平伏へいふしいたしるまでにて拜をがみは

致いたさずる、其後そのちサンタクロさんたクロろの通とほりる事ことも有あり、又何なんとも名なは承うけたまはらす羅漢らかんの様ようなる佛ほとけの像ざうの通とほりる事こともこれ有あり、此節このせつは鑓やり或あるは三つ道具さんぶつどうぐは持もちやさず、様々さまざまなる美うつくしき造花ぞうかを持もちて通とほりる、此國このくににてもボタン國ボタンくに同様どうよう、殊ことの外ほか尊たつとみる様子ようすに御座ござる、何なんとやし拜をがしるや唱となへる事こと承うけたまはりやさずる

當所このところにて役人體やくにんたいの者ものは車輿こしに乘のりる、車くるまは日本にっぽんの車くるまに餘あまり替かりやさず、車くるまの上うへに腰こしかけこれ有ありるて腰こしをかけ、四本柱よほんむしらを建たて、四方しやうほうは明放あけはなしにて、上うへは天幕てんまくの様ように布ぬいを張はる、車くるまの中なかより引手木ひきてぎ壹本いつぽん長ちやうく出でて、乘馬りやま二足にあし並ならべし間まへ、右みぎの引手木ひきてぎを出だし、馬うまに付つけて引ひかせ、馬遣うまぢひは壹足いつあしの馬うまに乘のり遺つかる、夫婦ふうふと相見あひまへ、男女なんにや並ならび乘のりる、いも見掛みかけや、供ともは連つれやさずる、馬うまは日本にっぽんの馬うまに變からず、鶏どりは大きおほく、宵よひより夜よ中なかく々々時ときを作りつくりる、鳩雀はとすずめも居いり、日本にっぽんの通とほりるに御座ござる、其外そのほか鳥獸見てうじゆけんかけ申まをさずる。

唐商の盛大

暫く逗留いたし居り内、同年三月廿日頃と覺ゆ、唐壹番船參り由にて、右屋敷内に兼て切組積これ有る木柱にて、巾貳間長三間又は四間位の小屋、廻りは板圍ひ、下は板敷にいたし、五ヶ所建て、此小屋へ唐人とも住居す、追々荷物唐人共持込藏々へ入れ、又は屋外にも並べ置き、雨さらしに致し置く品もこれ有り、籠に詰め瀬戸物類數多これ有り、白木棉・麻・鐵の鍋釜、又日本の通りにて柄の長き傘、日本の通りの棕櫚帚、豕の股の鹽に致し杯見及ぶ、其外アンペラにて包み荷物何品にや相分らず、夥しく持込み、追々唐船四番迄參り、夥しき荷物に御座、右荷物改め體にて、役人體の唐人三人同様のロンン人三人立合、書付け等致し、三月末より四月初めに、右荷物を大きな牛車に乗せ引出し何れへか持越し、車は日本の車に餘り變りやさず大形に御座、牛はカラボウとやす至つて大きな牛にて、毛の長さ貳寸程、角長貳尺四五寸又三尺位、元の太さ壹尺五六寸廻りこれ有り、惣體大きく、毛色形は日本の牛に違ひせず、牛遣ひはロンン人に御座、右荷物出し入の節は、

南門も明け兩門出入り致し居り。

さて又四艘の唐船入りてよりは、唐人共凡そ三百五六十人もこれ有る可きや、皆輕き者と相見へ籠なる衣服を着居もの斗り、右小屋掛に居り呑喰も致し、私共を見物にも參り、何かや得共相分りやさず、又右屋敷内夥敷薪を積込み、唐人共割り遣ひ處、役人體の唐人參り節、日本人退屈ならば、此木を割り呉れ様や間、承知いたし、夕方涼しき時分に少しづつ割り遣し處、小さな銀錢壹文又は貳文呉れ節もこれ有り、右錢を、付添ひ唐人に頼み兩替いたしへば、唐錢七文づつに相成、右錢にて煙草なごとのへや。

扱又右大勢の唐人ごもは、小屋にて晝夜とも小さな札を以て博奕をいたし、錢を取りやりいたし居り、右荷物大體持出し仕廻、四月下旬頃には、交易の品と相見へ、砂糖・蘇木・鮫又は煎海鼠等夥敷積込み置を、唐人共追々に持出し、船積いたし體に御座、右の外羅紗類杯も積受趣にへ共、籠或はアンペラ等に包み品は相

知れやさずし。

マカラ港に送らる

程なく四月下旬、日は覺えやすず、役人體の唐人參り、近日マカラといふ所へ送り遣はしむ由よし、土産の由にて、丸く薄き銀壹つ宛十四人へ呉れ、且つ白麻の股引のゆるき様なるを銘々壹つ宛くれ、是はマカラへ參りてはき居るべし、唐國にては一統に男女に限らず尻を出す事甚だ嫌ふ故、遣はすとやしむに付、禮をやし上げ、其上永く養に預り有り難きよし禮をやしむ。

其後、同五月三日、私ども居りし屋敷門前より船に乗りゆひ、此船四百石積位にて、長さ十間程もこれ有り、黒く塗り、上は板にて家根の如く張り詰め、帆柱三本立、帆は白き木綿にて、二つ爪の鐵碇を鐵の鎖の綱を付け、ろくろに仕懸二つ付これ有り、私ども十四人並に送り役人體、ロソンの者二人乗る、右貳人は艫の方に少し仕切所へ

罷り在り、外に船頭と相見へし者壹人、ロソンの者にて衣類は木棉の筒袖に股引のゆるき様なるを着け、沓も履き、水主十人、至て粗末なる木棉服に素足にて乗組ゆひ、右の節、船中賄として白米壹石斗り、外に干鰯壹俵、黒砂糖玉にいたしむを百四十程入れ、其外水・薪・鹽等積み入れ呉れ、右船下積は、商ひ物にや、アンペラの俵に入れし米を積み込みし、同日夕方出帆仕り、追風にて戌亥の方へ走り、翌日まではロソンの山も見へし處、夫よりは何方にも一向山も見えやすず大洋を晝夜とも追風にて乗り、凡そ五百里程も乗りしと覺え、同月九日晝頃支那のマカラとやす所へ着いたしむ、尤此近邊より汐も濁り、海泥地の遠淺にて、船寄りがたく、沖に繋り、十一日の朝、送り參り候役人共々、テンマにて上陸いたしむ、此所は入海にて三方山にて尤も別て高山は相見へやすず、見馴ざる樹木茂りし所も、茅斗り茂りし所も相見へ、田畑は見かけやすず、海邊は平地にて小一里四方もこれ有るべき所人家建ち並び、家造りは瓦家根にて、大抵二階作りにしたし、窓は硝子にて張りし障子を建てし所もこれ

有り、下家は土間或は板敷の所も相見へ、軒並の町屋にて、其内には門構の家も相見へ、繁花に相見へ、町家には反物類小間物其外米・野菜・魚類・焼物類・酒等商ひの廓數多これ有り、濱邊には大小船數多く繋り、漁船と相見へ、百石積位の船も數多くこれ有り、大體帆柱二本立にて白木造りの船多く、ロソンの船と相見へ帆柱三本立にて、黒く塗り船もこれ有り、其中には、水際より底の方は銅にて包み、窓を硝子にて張り、色々に彩色いたし、舳さきには人形を付け、帆柱三本立ての大船、其外唐船又は見馴れざる船數多繋り、専ら國々通商いたし候所と見請けや。

マカヲの二ヶ月

右上陸後、ロソン役人の案内にて、兩側とも町家の道を凡二十丁程參り處、町並の内に、門構にて長屋も相見へ、重立役人の屋敷と見所へ參り、ロソン人同様の形容の主人に引渡され、案内のロソン人は立ち歸り體に付、私ども禮をやす積りに

て目禮して相別れ。

暫く右の所に罷り在り内、外よりロソン役人壹人參り、右主人と何かや談し、私共を引取りて、右屋敷を立出、元の町を濱邊へ歸り、海端の間口四五十間程もこれある屋敷へ連參り門内へ入れ、この屋敷内の建物、二階造りにて窓は硝子障子を立て、下は土間にて腰かけ等これあり立派に見へ、右屋敷内に頭役人の住居もこれあり、右屋敷外廻り半分は土藏にて、其外は高き練堀、裏の方は頭役人住居の陰にて見及びやさず、表門壹ヶ所、門番所は土間にいたし、武器等これ無く、クロス之を番いたし、クロスとやすは、惣身殊の外色黒く、眼斗り白く、髪短く毛に枝さきかど相見へ、日本の熊野ほくちを付け如くにて、衣類は着ず、冠りものは致さず、木棉の股引のゆるきをはき、革沓をはき、晝は貳人夜は五六人づゝ番いたし罷り在り、此の者ども、本國はイギリス國の邊にてゴヲ（编者いふ、ゴアの書き誤りか）とやす國にてマカヲよりは海上凡七百里程これ有る由、男女とも數人このマカヲへ參り奉公いた

し居りぬ、日本にて男伊達と云ふ様子に相聞え、男は皆々額に十の字三の字山形など色々の焼印いたし居り、女も顔色頭の毛等も同様にて、腰の下に木棉の腰巻、日本の前垂の長さ様なるをしめぬのみにて、乳と腰巻にて僅に女と見えぬ外、男女見分りやさず、右屋敷重役人の下女にもクロスの女二人これ有り、其外町方杯には男女とも多人数居りぬ。

右表門の外、長屋の端れに水門これ有り、構内まで小船を乗入ぬ様にいたしおき、木の柵を結び、平生はべ切り出入り相成らずぬへども、右の所より濱邊沖まで相見へずぬ、右長屋は、柱はロンドン同様切石にて組立て、壁は白土塗り、下は敲き土にて床無く、表通り土藏に造り、三間又は四五間づゝに壁にて仕切り、屋敷内の方は戸も壁も無く、日本の腰懸の様に造作す、この表門の脇にて、二間四方程の所へ私共を連れ参りて罷り在らしむ、然るに、この屋敷の重役の者、布の短き筒袖に牡丹懸けし、同し布の股引をはき、黒革の沓、黒羅紗の茶臺の形の帽子を冠りたる者罷り越し、私ご

もを連れ参りぬものと應對し、私ごもを請取りたる様子なり、私ごもえも何か申したれども分りやさず、私ごも名前をゆしたるも、亦分らざる様子にて、重役人も連れ参りたる者も歸り去る。

その後、私ごもの居りぬ所へ、クロスごも、板を持ち來りて一面に敷き呉れ、食事は、第一に米、獸類は斷りたれば呉れず、魚は、せ海老鰯外に見馴れざる小魚又は大魚の切身等ロンドン同様の品々、野菜は菜大根瓜かぼちやなど、日々にクロス持來りて呉れ、炊具食器としては、鐵の大釜、上下細まりて大鼓胴の形にて、鐵たがをかけたる木桶、木の柄杓酌子椰子の酌子、庖丁まな板大箸小桶など、入用の物は追々に貸し、唐津焼の如き茶碗一人前一つづゝ同焼物の八寸鉢四つ竹箸、その他醬油並に醬油の實のやうなるもの、鹽油、四五日に壹度づゝ日本の焼酎の如き酒まで呉れたれば、土の竈ありしを使ひ、枯木の枝の朶を薪とし、自身煮炊して給へ居りぬ、又鐵たがの盥も貸し呉れたれば、湯をわかつて行水を使ふことも出來、夜に入れば、皿に燈心燈油

を入れて燈火を點じぬ。

私どもの給物等は、皆屋敷内の重役人賄ひ呉れぬ様子にては、右重役は、日々見廻りくれぬが、同人の女房、乳母下女など、ロソンの女同様立派なる形のもの、其外クロスの下男も大勢居る様子にて、右男女とも、時々私共を見物の心にや參りぬ事これあり、何かやぬ得ども相分らずぬ。

私どもを連れ參りぬ人は、この屋敷の重役よりは上へ役らしく、六七日に一度づゝ見廻りに來りぬ、この者、日本文字少しは分りぬ様子にて、不快の者等これ有り、書付け見せぬへば、藥なども呉れ、諸事深切に心付け呉れぬ。

同十二日、屋敷内の重役人並に私共を最初連れ參りぬ役人の役所へ參る様、クロスの仕形に付參りぬ處、官人は曲録に腰を掛け居り、私共名前を對ねぬ様子に付、銘々相名乗りぬ處、横文字にて書留ぬ、それより唐紙へ眞字にて認めぬ書付を相渡し、何か相尋ぬる様子にぬも、言葉は通せず右書付も讀めずぬ間、榮藏儀、日本備前國岡山

の者十四人、難風にて漂流破船いたしぬと認めて差出し、先方の書付は讀めやすすと仕形ぬ處、合點いたしぬ様子にて、又外に唐紙へ認めぬ書付を相渡し、それにて相濟み、私ども引取りやぬ。

四五日過ぎぬて、屋敷重役の者罷越、私どもを連れ參る趣の仕形にぬ間、私共一同罷越ぬ處、右屋敷より十町程も參り町中の門構の役所風の所に入り、敲き土の土間に出ては、ロソンの上官と相見へ、衣服帽子沓等立派なる者兩人曲録に腰かけ、其外下役の者四五人立ち居り、外に唐人の重役と見ゆる者、細く裂きたる籐にてあみぬ小さき笠、上には金の玉、廻りへ赤きより糸を下げたるを冠り、ロソン人に並びて腰かけ、その家來らしき唐人十人ばかり之に従ふ。

重役人より、私共に何かやし、さし渡し二寸程の丸き銀錢を、私共壹人に四枚づゝ呉れぬに付貰ひ受けぬ、家來唐人の内、壹人は通詞の體なり、仕形と詞にて、右銀にて何にても入用の品調ひぬ様や聞けの趣に聞きたれば、一同禮を予して罷り歸りや

は、都て、此所は、唐人とロソン人どや合せ私共を世話いたしむ様子に相見へは。

其後、右銀錢を、屋敷重役人に頼みて兩替いたし貰ひに、九百文より九百四五十文、不同これあり唐錢にて渡されは間、銘々に蚊帳を買ひて貰ひ、疊壹枚丈けの白麻の蚊帳にて、代は銀一文と錢貳百文或は銀貳枚、同品にて直段高下これ有りは、其外白木棉切、壹尺に付三十文位にて縹絆下帶手拭等相調ひ、味噌漬の様なる大根の香の物、高直の故か、頼みても都度々々には呉れやすに付、不快の節などは頼みて調ひ貰ひ給ひが、五十文位にては寔に少々斗りに、烟草は日々吸ふ程呉れられ、紙などは少々づゝ調ひや。

同月十八日頃、屋敷重役の宅へ呼びに付、一同参りは處、主と常に見廻りに來る役人兩人とにて、何かやが、その仕形にて、やがて私共を送り遣はす可ければ、安心致すやうにこの様子に相聞え、唐紙に眞字にて認めぬもの壹通相渡しはも、讀めやすさる趣、仕形にて挨拶いたしは處、氣晴しに遊行然る可しとや聞の様子にて、見廻

り役の者先に立ち遊行は。

此屋敷を出て凡そ十五六町程参り、町放れの山の麓に石垣の圓き門これ有りは所へ入りはに、瓦葺白壁の貳間四方位の堂これあり、内は敷石にて、唐銅製貳尺程の觀世音の座像を安置し、唐銅眞鍮等の燭臺花立香爐等の佛具を飾り付けあり、其脇なる壹間半四方位の家には、堂守なるべし、鼠木棉の衣類を著したる坊主一人住み、堂の前には、三尺四方程にて高さ六七尺の石碑に六字の名號彫付あるを見や、扱は此所の様は、日本にさして異らずと存じ、一同漸く安堵いたしは、其後は、折々右觀音堂へ参詣仕りは、尤も其節には、クロス壹人づゝ付添、込合はとき杯は、別して人を分けて連れ越しや。

同月下旬、日は暁と覺えやす、片山榮藏壹人參る可き様子に付、同道いたし前に罷越は役所へ参は處、最前逢ひはロソン重役二人、唐役人壹人、其外下人體の者十四五人居り、私共へ渡しは書付にて何か相尋ぬる體にて、通詞の唐人もや聞けは共、

何分言葉通せず、四角なる文字は讀めやす仕形に、合點いたし、役人共相評議の上、本國へ歸りぬはゞ役人へ見せぬ様色々仕形いたすに付、承知いたし罷歸りやぬ。見廻りに參る人、或る日煎藥を澤山呉れ、水變りて悪かる可し、此煎藥は、水毒を消す由に付、煎じ給へぬに、皆々惣身に小瘡を發しぬが、追々に自づと直りやぬ。

マカラより廣東まで

六〇〇六月廿九日朝、常々見廻り役の者參り、今日外へ送り遣す由仕形し、且つ唐紙へ眞字にて認めぬ書付を相渡し、本國へ歸りぬはゞ役人へ見せぬ様やして罷歸りやぬ。暫く過ぎ、右の者及び屋敷に居る重役の者、外に私共を連れ送るべき上官一人下人七人、私共を請取り、私共、前兩人のロソン役人に厚く禮を述べて相分れ立ち出てぬ。海端町屋を通りぬけ、凡廿四五丁の湊に、百石積位の白木造りの唐船二艘着けあり、二本帆柱にて楫鐵錨櫓を供へたる船なり、壹艘へは私ども十四人下役の唐人二人

水主七人乗組み、壹艘には重役壹人下役五人水主六七人、何れも唐人乗組みて同日夕方出帆仕り、山岸を乗る、沖の方は大小嶋々これ有り、山岸と嶋の間を西北へ向けて乗りやぬ、この船、帆は竹にて籠にあみ、中に竹の葉を入れぬ帆を二本立て、舳先えは木棉の小さき吹貫の旗に廣東公船と認めたるを建て、艫には高張提灯貳張、二艘とも同様に認めぬを立て、夜分は蠟燭をとぼしやぬ、夜中頃川へ乗込み、尤左右は山にて、川幅は廣く見えぬも、夜中なれば暁とは相見えやす、重に北方へ進みぬ様に存じ、翌朝五つ時頃、凡日本道十里程も參り、コラザンとや所に着船仕ぬ、(編者いふ、香山か)右船中にては、米の飯、野菜油煮の魚類少々、日に兩度づゝ給やぬ、此所は家作り等マカラ同様奇麗にて、家數千軒もこれ有る可きか、商ひを重にいたしぬ様に見えやぬ、船も大小數多かゝり居やぬ。

上陸いたし、二人の役人同道にて町中を五丁程進みぬ處に、表練堀にて小門これ有り、内には拜殿の作りにて二間四方形の瓦家、戸は無くて敲き土間、三方は白壁なり、

正面に高座これ有り候へども、佛具も神佛もこれ無く、只木の腰かけあるばかりの明
 き家なり、此の家の脇にも、同様の明き寺と見ゆるあり、晝過まで居り、空腹に付食
 を乞ひんに、付添の役人私どもを連れて町家の明家と見ゆるに入り、他より飯野菜等
 を持参して呉い。

やがて元の船場に参りしが、衣類等随分奇麗なる唐人男女數多、私どもを見物の體
 に御座い、船は、同じ作りなれども別の船、水主は此所の者と代り、重役も代り様
 なれども、別船なれば明ならず、私ども船の下役は元のまゝにて出帆いたし、矢張北
 の方へ向け川上へ乗りやい、此川筋、大小の船數多く往返いたし、何れも積荷多く見
 へやい、川中、三町或は二町位に見へ、兩岸の山には杉其他見なれざる木も多く、茅
 斗り生い地もこれ有り、石はこれ無く所々に瓦葺茅葺の人家十軒廿軒づゝ見ゆ、程無
 く夜に入りんに付、川中に繋り臥りやい、この船中付添の役人は至つて深切にて、私
 等、船端に出で、大小便等いたし得ば、後ろより押へ居り、臥りい節も、丁寧に挨

搦いたし、私どもを奇麗なる所に寝せ、自分はきたなき所へ寝ねやい、翌二日、朝よ
 り碇を揚げて乗出し、風の風い節は、水主五人位陸へ上りて引船いたしい、此邊は、
 次第に川中廣く、幾筋も枝川これ有り、山も遠く、川の兩側とも田地多し、此邊は、
 年中不斷稻の出来る所と相見へ、すでに蒔い田も有之、實のり居る田もこれ有り、今
 植付中の青田も相見へやい、畑には粟稗の類見へやい、川端に百姓家十軒十四五軒づ
 ゝ、まばらに相見へやい、此夜も川中に繋り、三日夕廣東へ着仕い、コヲザンより此
 所まで凡そ日本の二十里位乗りい。

支那内地に入る

此廣東は至つて川中廣く、三十丁もこれ有る可く、至つて打ち開けたる地にて、大
 小の唐船數多繋り、往來の船も多く、繁華の地に御座い、町家も手廣く、何程の丁數
 これあるや見切れやすず、男女とも大勢私どもを見物に罷り出てい様子に御座い、其

日は船中に休み、付添の役人は上陸いたしぬ。

翌四日、私共に付添來りぬ二人、私共を連れて上陸いたし、町中を二丁程參りぬが、見る所兩側とも、瓦葺土藏造りの二階家硝子障子敷瓦又は板敷に腰掛を並べたる吳服小間物紙油穀物等の商物見へやぬ。

二丁程參りぬて、間口二十間程の家の練堀潜り付の大門を入りぬに、上役二人下役三人の唐人立居り、私共を連れ參りぬ役人より引渡し、下役の者、私共を一人々々相改めて請取り、送り來りぬ者は立歸りぬに付、私共一同禮をゆして別れやぬ。

この門内正面に、壹間半四方程にて瓦葺の堂あり、四本柱を建て、三方は明き正面は壁にて、壇上に國王の像の由、美々しく彩色したる唐冠を着けたる唐人の高二尺程の座像これあり、前には銀の花立香爐其外唐銅三つ具足等色々の器を飾り立て、右堂の後ろにも、同じ構への堂二ヶ所有り、それには高四尺位の立像あり、是は脇士ともやす可き様子なり、役掛りの者にや、立派に見へたる唐人常に掃除いたし、拜禮いた

しぬ様子に見請けぬ、右堂の脇に、壹尺四五寸角、高さ四尺程の石の手水鉢に、祥行會館と彫付これ有り、左右は、土藏造りの二階建長屋の様にて、部屋々々は四五十間もあるべく、皆人住居ぬ得共、女は一向相見へやす役所體にてぬ。

私共は、右請取ぬ役人に連れられ、奥の方へ參り、貳間に六間程の明家に入りぬ、廻りは白壁にて、隅の所に四疊半程の板敷の中、二階これ有り、二階の家根に壹尺四五寸方の明り取りを切抜き硝子にて張り雨降りぬも漏は致さず、下は四角の瓦を敷詰め、涼臺様のものを並べ詰呉れぬ間、私共マカヲより持參りぬ胡座を敷きて其所に罷在りぬ。

役人兩名、筆者を連れ參り、私共の名前年等を相尋ぬる様子に付、銘々や立て、それを書留めやぬ。

食事は、私共の居りぬ家の入口の外に、四尺に七尺程の料理所これ有り、唐人壹人始終付添食事拵へ致し呉ぬ。

右料理所の脇に、石を疊み、壹尺四五寸の小井戸これ有り、柄杓にて汲み井戸に
得共水は宜く何程汲いても水切れやさず、又、居る家の内に、壹間四方位の石を五
寸程掘り窪め、角に水口を付け、處これあり、此所にて水をあび或は行水をいたし、
日本の神佛を祈念し、一同歡びや。

私共に付添ひ唐人は、四十五六歳の年輩にて、詞も少しは分り、その上、其方ごも
の食物其外諸事願事これ有らばやし出づ可しと書て見せ、且つ食物を尋ね、私共儀
マカヲにては米並に魚類野菜類多葉粉紙類は貰ひ、且獸類は食しやさずと相答ひ
に、精進の時は左様知らせ次第、精進にして遣はす旨申聞、これより、金比ら様
其外神々御縁日には精進いたし、一同祈念して歡び入りや、食事の節は、四尺四方
程の黒塗の飯臺二つを居へ、茶碗に米の飯を盛り、大きな鉢を五つづ、並べ、鯉鮒
雞雞卵茄子瓜蓮根芋菜大根等を醬油又は鹽煮油煮等にし、香の物は大きな唐菜の鹽
漬の油煮を、右五つの鉢に盛りて呉れ、菜の油煮は、後には鹽漬のまゝを貰ひ、

私共七人づゝ分れ、右飯臺を圍みて腰をかけ、竹箸にて、一日に兩度づゝ給や、酒
は當所にては制禁の由申けて呉れやさず、煎薬は呉や、精進日には精進にして
呉れ、いつも丁寧なる料理にて、食事の節は、いつも役人一兩人づゝ替り合ひ見廻
りに参り、嚴重にいたし、紙煙草は日々入用程づゝ呉れや。

私共の居り居る屋敷内は勿論、私共の通り参り町中川端までは、皆切石を敷詰め水
道を付け、殊の外奇麗成る所にて、城下の由に、私共門外へは一切出しやさず、
間、城廊並に屋敷體寺社等見及びやさず、且逗留申見物人と相見へは、折々一兩
人づゝ参りだけ、それも男斗りにて。

支那内地の二

八月初旬に、出立致す可き趣の處、私共皆々風邪に罹りて相勝れず、付添の者に
申聞け、唐醫師参り、脈を掛舌を見上、誰には何々ど、薬法認め、付添の者に

相渡し、同人薬店にて調とくのへひ様子にて、銘々印しを付けて持ち参り、煎じくれせんひ間、服用仕りくすりひ、薬は日本の五服がけ位の大服に御座みひ、醫師は日々見舞みまひくれ、其後追々全快仕くわいひ。

さて、来る廿日に出立致させむね旨、前以てや聞けありたれば、皆々歡よろこび罷在まかりありひ處、同十九日に役人二人参り、いよ明日出立の事をや聞けられ、こゝは暖氣だんきなれどもこれより先へ参りはては寒く相成る由にて、木棉もめんの布團一、木棉筒袖もめんつよそでの綿入わた胴着ごんぎ一、右二品づゝ十四人へ銘々めいぐに與あたへひ、尤當國は殊ことの外暖あたたかにて、此の時分尙單物ひとへにて罷在まかりありひ。さて、廿日に、出立の事や聞け、赤熊あかぐまを付けか笠かさを冠かぶりひ下役したやくの者二名、私共を連れ出つしひに付、付添つきそひの者並ならびに常に参りは役人へ、禮を述べて相分れ、兩人に同道どうだいたし、最初上陸いたしひ所へ参りは處、参りは時同様の船貳艘さうか繋りこれ有り、一船には私共十四人付添つきそひの者貳人水主貳人、別船には上役一人下役五人水主六七八人乗組、同日晝頃ひるごろに出帆仕りはひ、小旗提灯帆船具等は、さきはにカラザン（香山）より参りは時と同

様にては、食事も、随分丁寧ていねいに、一日兩度づゝ給たまへさせせやは。

これよりは、壹里程にて町續つゞきは出はなれ、兩岸とも、田畑にて樹木はこれなく、北の方かたへ乗り進すすみ、夜に入りはては川中に船繋りして休み、曉あさは七時頃より乗出し、風これなく或は向風の節は引船にて、殊の外急いそぎは様子やうすには、同廿三日頃より山間へ乗り込こみ、左右とも高山にてはこれなきも山續つゞきにて重おもに草山、川巾はは十四五丁又は十丁位の所もこれ有り、所々人家ある所も見へやひ、廿五日頃よりは、川巾はも狭せまく、水勢強つよき所に相成りはひ、右の方は平山にて、左の方は岩斗りのけは敷山しきにて、此所に高十四五丈の大岩有り、その洞内ほらうちに觀音くわんのんこれある由、付添つきそひの者は得共、内は見へやさずは、同廿九日頃は兩方とも高山にて人家等も見掛かけず、こゝを過ぎはて、野原又は田畑多く、甘蔗芋桑さとういも別わかて多く、稲田いなもこれありは。

九月七日には辻山（編者いふ不明）とや所へ着ちやく、尤夜に入りはに付、其儘船にこれ有りは、廣東よりこゝまで、日本里數にて百八十里許りと存ぞんじは、翌八日役人と共に

上陸いたし町中を壹丁ばかりにて役所體の所に参りやれ、間もなくかごを持参りし、重役壹人は家根ありて簾をかけしかご、下役貳人は簾の無きかご、其外の唐人と私共は、家根も簾もこれなく、太き竹に腰をかけ釣りある繩に足を踏かけて乗るかごに乗り、唐人貳人づゝにてかき、其所を出立いたしし、追々山道に入り急なる峠の難所は駕を下りて歩行せし所も有りし、この山の峰、廣東とカヲセイとの境の由に、(編者案ずるに、カヲセイは江西省なるべし)こゝより凡日本道十三里も参りし處、山の下にナンコヲ(亦不明)とやし、家數四五百軒これある町へ着、此所も辻山同様にて賑かなる所に御座し、こゝの會所ともいふべきに一泊し、翌九日晝頃こゝを出立し、直に川端に至りしに凡七八百石積位の白木造り、底淺く舳艫を高く藥研なりに作りし船、竹にて籠の様に組み、中へは大なる竹の葉を入れし丸く屋根にいたしし船へ、送りの役人、私共も一所に乗組、水主十四人、帆は壹本建、旗並に提灯は矢張これ迄のを建て出船仕る、この邊、川巾は壹丁餘、下り船にて船足も早く、日本道十四五里

にて左右に山多く松杉茂り、そこを四五日過ぎて又左右山も無く田畑多き地、又は町屋の建續くも見へやれ、水車所々に見しが、日本のにさして異なる所なく、小船に壹兩人づゝ乗り、鵜を使ひて何か魚を捕り居る者などを見、九月廿四日城下に着きやれ、重役の者上陸いたししも、暫く過て歸船し、それより五日程参りし處、殊の外廣き川に出で、凡そ十里四方程は山も見へやらず湖水の様に相見へ、漁船にや所々に小船繋り居りし、此所よりは東へ向け、凡日本道十四五里参りて山間へ乗込み、川巾も四五丁貳参丁に相見へ東北へ登り船に相成し、此邊の漁師は、太き壹尺四五寸の大竹を五本並べ、貫を通し、跡先をすこし上へはねたるを船とし、壹人乗りて鵜を三羽位遣ひて魚を捕りしが幾艘も見へやれ。

十月過山に着、(亦不明)こゝは人家五六百軒あり、奇麗の町にてし、皆々上陸いたし、壹二丁目にて繼場に至り、上下一統最前同様の駕にて出立、平山なれども山道に入りし、此所はハゼの樹多く見へやれ、十三里程参りゼウサン(亦不明)とやし所へ着

やれ、出發以來こゝ迄、日本道凡三百七十八里参りゆやと存じやれ。

このゼウサンは、町家皆立派にて、廣東も同様に相見へ、商家斗りの様にゆ、繼場體の廣き家に入り、二階に置かれゆが、付添の者二人と當地の下役の者三人にて、片山榮藏一人参るべき由にて連れ出し、二丁程にて役所へ入りゆ、重き役人曲録に腰かけ、其外七八人、傍に立ち、榮藏を重役の前にこれも腰をかけさせ、右重役の者、榮藏の衣類足袋履物等まで一々指さし、是はくどや、榮藏脇に硯紙を置き認めさせゆに付、知りゆ分は認めて見せゆ、付添の者は少しは分りゆ事もこれ有るや、何か重役と相咄しゆ上、重役又日本學問能者有哉と書きてさし出す、聡とは讀めやすずゆ得共、付添のもの、仕形にて推量したれば、何程もこれ有る可きも我々共不知と書き、色々仕形したるに、合點ゆ様子にて相濟み罷歸りやれ。

翌九日此所出立いたし、二丁程参りゆと、小川これ有り、五尋程の小舟二艘に分れ乗り、櫓にて五六丁漕ぎ下りゆに、中二丁程の大川に出て、以前の如き大船繋り在り、

壹艘は私共一同と水主七人、他の一艘には送りの役人など乗り、浙江公船の旗並に提灯二張を立て、此所よりは下り船にて乗ゆゆ、この邊山は少く、左右とも田畑多く、又蜜柑は見事に實のり居りゆ、それより同月十七日錢塘といふに着仕ゆ。

錢塘より乍浦まで

錢塘は繁華なる町家立續き、川には大小の船數多繋り居ゆ、私共付添の者共、皆小舟に乗移り、町裏の小川を凡貳里斗り進みて一同上陸し、山の方へ三丁程進みゆ處、門構の寺これ有り、七八間四方にて瓦葺なる堂にて、正面に高七尺程の觀音の座像有り、香爐花瓶燭臺其外佛具類を飾り、その奥に、同様の堂ありて、高壹丈餘の千手觀音の立像あり、私共は、この奥の堂の本尊後脇の瓦敷の上に、たばね藁を敷並べ、其上に私共持合のごさを敷きて居り、付添唐人同所に居りゆ、寺號は何とゆゆか知りやすず、此所より町中を見晴らしゆ處、見切やすず、凡貳里四方もあるべきやと存じゆ。

翌十八日朝、私共一統、送り重役人とも駕籠に乗り、其他は皆歩行いたし山を下り、町中を壹里許り参りし處、川端船着を出し、此所に、これ迄乗位の川船繋ぎあり、三艘に分れ乗りて川を下りし、この川幅壹丁程にて、山はこれ無く打開きし處にて田畑多く見へし、晝夜休みなく乗りて、同月廿一日乍浦へ着し、これ迄の船路、凡日本道百六十四里程やに思はれし。

編者いふ、乍浦は、本邦漂流談中に、其名の散見する要港なり、現今の清國地圖を開き、上海より海岸に沿ひて南し、浙江省錢塘に見及べば、其中程に、乍浦を得べし、『辭源』に云ふ、乍浦は、浙江平湖縣の東南三十里に在り、海鹽縣と界を接す、舊、官河有り、諸水を匯して海に入る、元の至正間に、番舶皆此に萃る、清の時、副都統及び滿兵有りて之に駐る、鴉片の戰に、曾て英兵の陷る所と爲る、今海口の重地爲りと。

此乍浦は、横堅小川多き所にて、餘程手廣の土地と相見へ、家作は瓦家根土藏風二階造り、窓は硝子張障子も多く、下は土間又は板敷にて、各種の商店繁華にて廣東同様にてし。

私共上陸後、當所役人へ引渡され、是まで付添の唐人へは厚く禮を予して相分れし、それより通詞壹人、私共を召連れ、町家並なれども間口十間もあるべき役所の二階に案内され、板の間へ藁を敷き、其上にござるを敷きて罷在りし、通詞は年頃三十五六歳、名はトウキンとやし、言葉も大體相分り、萬事世話致し呉れし、食事は外より拵へしを持越す様子に御座し、逗留中煙草紙等は日々入用だけ呉れ、酒も二三度豚五六度呉れし。

翌廿二日、通詞に連れられ壹丁ばかり参り、入湯いたし、風呂は疊三疊敷程の石にて組上しものにて、湯銭は通詞より相拂ふ由にて、通帳につけしが、壹人前四文、手拭を借りしへば五文づつと承りし、二度めよりは、二三日に一度づつ通詞なしにて参りし。

此所逗留中、役人の見廻り等はこれ無く、縞木棉蒲團一つ木棉々入日本風に仕立てたる一枚毛織の帽子一つ宛、通詞持参り銘々に呉れやれ。

通詞トウキンは、日々罷越し世話なされぬが、五六日後は、病氣の由にて他の者折代り合参られぬ、仁三郎風邪に付、通詞にやれ處、立派なる醫師参り、脈を見舌を見ぬ上、書付を以て薬を取らせ、煎薬を呉れぬ事、前に同じくぬ。

十一月廿日、近々出船に付馳走ある由にて、別間へ招ぎ、唐人七人の前に飯臺二脚腰掛數脚これ有り、通詞萬端周旋いたしぬ、私等、唐人に禮を致し、象牙の箸銅の七錫瓶に入れぬ爛酒に、海老河魚鶏肉青物砂糖漬の梅桃大根等、追々に廿八品差出やれ、給終りて禮をいたし引退きやれ。

長崎に歸着

十一月廿三日、いよ日本へ歸國の船に乗るべき様に、通詞やれに付、皆々嬉數勇み

立ち、宇治甚助・片山榮藏・石兵衛・利八・勝之助・仁三郎・伊勢次郎の七人、通詞付添小船にて乗出し、沖にて本船に乗移やれ、珍右衛門・彌吉・榮吉・千代松・瀬兵衛・才次郎・文吉七人は、是亦別船に乗組ぬ、甚助の乗ぬ船は、唐人百人餘乗組、同廿四日出帆、大小唐船數多繋り居る間を丑寅の方へ向け乗りぬが、二日乗りぬ間は泥海にて汐行早く、嶋々を見懸やれが、右嶋々を放れぬて水澄みやれ、出帆の節は、類船五艘と聞きぬが、唯壹艘にて出帆ぬ、然るに洋中風向悪しく、間切乗仕り、十二月六日夕始めて日本の山を見ぬが、翌七日夜風悪しく漂ひ、同八日夕薩州川尻沖に船懸りし、同十三日長崎着仕ぬ、珍右衛門外六人儀は、十一月廿九日午浦出帆仕り、これ亦途中風順悪しく五嶋沖に船懸りし、十二月十六日長崎着船仕ぬ。

再應の吟味

右之通や上ぬ處、外國並に唐國逗留中、切支丹宗門勸に逢ぬ儀これ無く哉、若右體

之様子これ有りはゞ、有體にや上ぐ可き旨、再應御吟味御座也。

此段、私共、外國又は唐國逗留中、切支丹宗門勸められ儀は勿論、右體の様子見聞に及びやさず、如何と心付儀も毛頭御座なくは、若し隠し置外より顯れはゞ如何體の御咎にも仰付らる可くは。

一、私共武具類積乘也、且金銀所持致し也、彼國逗留中商賣ケ間敷儀致さず也、委細や上ぐ可き旨是又御吟味御座也。

此段、國元出船、甚助榮藏兩人、大小壹腰づゝ持乘處、ボタン國ボ、ス嶋にて破船いたし節、流失いたし、金銀錢の儀、銘々相應に路用持乘や處、是又右破船いたし節流失いたし、千代松儀、船中にて木札守え結付置、南鐐銀四兩・壹朱金壹・札守共流れ寄を所持いたし、榮藏守袋に入れ置、錢十二文、紙入に入置、南鐐銀二片、珍右衛門煙草入に錢三十三文榮吉守袋に南鐐銀二片財布に錢三十一文、文吉同斷錢十六文持戻り、此節御改受は通り相違御座なく、外

國唐國にて貰ひ銀錢にて蚊帳或は食物藥等調へ給へ外、商賣ケ間敷儀決して仕らず也。

一、往來切手並札守等所持いたし也、御吟味御座也。

此段、國許出船の節、甚助榮藏支配下野彌五左衛門より相渡は船切手壹通受取持乘を戻す處、御取上に相成や、右之外象頭山板札七枚瑜珈山同壹枚青峰山同三枚持戻處、是又御取上に相成や。

一、於唐國龍牌等相與儀はこれ無き哉、金銀其外貫物之分御吟味御座也。此段、龍牌とやもの與へられ儀御座なく、銀并銀錢銅錢衣類其外貫物の分、別紙や上は通り持戻り、御取上に相成や。

右之通少も相違不ニや上は以上。

天保三辰年 月 日

十四人連名

時計献上の漂民

編者いふ、史學第五卷第四號に、三上義夫氏の研究を發表したる『寫法新術及び其著者遠藤高璟』一篇あり、加賀金澤の藩士遠藤高璟通稱數馬、老後是三の、西洋透視畫法及び算學の發明少からざるを考證す、中に、高璟の遺著の一たる『献上之御時規由來並用法之覺』をも擧げ、其内容を詳にせり、亦漂談の一として、こゝに之を採録す。

『献上之御時規由來並用法之覺』は、嘉永二年己酉三月十八日遠藤數馬の奥書ある稿本にして、漂流民が、露西亞より携へ歸り、加州侯に献上したる時規即ち時計の由來なごを記せるものなり。

この漂民といへるは、加賀藩の領民十人が、天保九年戊戌閏四月、越中國西岩瀬より出帆して諸所を廻航し、同年十一月二十三日、仙臺唐丹港を出帆せしに、俄かに暴風に逢ひて吹き流され、翌十年四月頃、亞メリカ船に助けられて、同年八月頃にサントイスと云へる嶋に着きしが、十一年七月上旬、英キリス國の商船に乗り、八月頃、フロシヤのカムサツカと云ふ所に着き、此所に置かる、十二年五六月頃フロシヤ國ヲホツカと云ふ所へ船にて日數三十日許りに着く、翌十三年五六月頃、同國スエツカツスカと云ふへ船行二ヶ月にて着く、此處にて、富士及び越後生れの者四人病死し、残り六人となりけるが、日本へ渡し呉るゝ由にて、十四年三月中旬頃、フロシヤ國の船にて出帆することになり、時に同地の領主官名ナチャニカ、名はアドフカーロウエチといふ役人の屋敷へ、暇乞の爲めに往けり、時にナチャニカ、平生は通さざる奥の間に招じ、夫妻面會して酒を出し、歸朝の別れを送り祝されたり、時に、側の壁に掛けてありし時計は、見事の品なりしかば、生國にては見受けぬ品なり、結構の御

品なるかなと褒めたるに、ナチャニカ、都より仰せ來りし書面の趣きも有り、歸國の産土物、何か無くてはなるまじとて、自らその時計を外づし取り、六人の者に贈られたり、而して、歸國の上、故國の領主へ進上すべしと言はる、斯くて、三月下旬に出帆し、五月二十三日、松前領エトロフ嶋の沖三里の所へ來り、端船二艘を呉れたれば、六人は、それに乗じてエトロフの御臺場へ上り、七月下旬出發、九月十六日に松前城下に着、閏九月十六日に、江戸の松前屋敷へ着、小石川春日町の町宿に預け置かれたるが、弘化三年丙午十一月に、一と先づ歸村の令あり、翌年再び江戸へ召喚せられ、嘉永元年愈落着となり、異國にて貰ひ來りし品々の内、晝の類は總て取上げられしが、其外は残らず下げ渡され、六人の内二人は病死し、残り四人の者より、江戸表の藩侯へ差出す手續をなせり、江戸表よりは、金澤へ照會あり、其時計は金澤へ取寄せることになり、十一月二十三日に到着せり。

これ、漂民の進献したる時計の由來なるが、此の時計は、異國の船中にては、船中に預り置き呉れたれば、無事なりしが、エドロフ上陸の際に、風呂敷包みにしたりしを、人足ども手荒に取扱ひし爲めに、小破損を生じて到着せり、因て、時計師萬助なる者に命じて、作り足し修覆せしめたり、其修覆は、

甲、天符を釣り有る可き糸を失ひたれば、萬助、糸にて釣り補へり、

乙、前板を押へある釘を失ひたれば、江戸の聞書所にて假りに修覆しありしが、今回改めて檜の古木にて詰木横木を入るゝことにせり、

丙、時を打つべき渦鐵を打つべきかな槌の頭を失ひ居たりしを、萬助補作せり、此の時計は二十四時を打つ外に、三分の所にて一つ宛打つものにして、オロシヤ國の町中にある時鐘にては、櫓の如き建物内に置き、矢張り同様に打つものなりし、而して、二十四時の時刻の上を、劍の如き二本のものゝ運行するのも見えて、其劍の當る所を見れば、時刻がすぐに知れるものなりしといふ。

後に、用法として記しある所にも、長針と短針とあり、球を掛けたる長さを適宜に

して、長針二十四周短針二周が、太陽の一周天と符合すれば宜しと説きおけり。

この漂談に就き、三上氏の書簡の一節に、『越中の人の露國漂流記は、寫しおかざりしかば、原本はこれ無くしが、原本にも、委しくは無かりしやうに記憶す、遠藤の遺族遠藤道雄氏（金澤市馬場町二五）の所藏に云々』とあり。

観音丸呂宋漂流記

编者いふ、本談は、卷末の識文にも見ゆる如く、大槻清崇磐溪先生（大槻如電翁の先大人）が、江戸邸に於て、藩主の命に依り、歸朝漂客より聞取りて筆記せしものなり、林若樹氏の秘藏本と、仙臺吉田氏の藏本に據る、萬國渡海年代記天保十四年の條に『同年奥州伊達郡北半田重吉船五百石十七反帆観音丸六人乗去丑の九月出帆、難風にて呂宋へ漂着、呂宋より唐土に至り、十二月四日長崎へ着岸』とある、同伴なり、二寫本とも観吉丸とあれども、今、渡海年代記に従ふ。

△を冠したる小記は、何れも原記者の考證そのまゝなり。

氣候次第に熱し

(陸奥國) 宮城郡石濱水主長次郎 五十二歳

本吉郡氣仙沼水主喜兵衛 二十九歳

右天保十二辛丑年九月十三日、奥州伊達郡北半田重吉船五百石積拾七反帆觀吉丸へ公儀御城米四百五十石積入、石巻船頭甚助並拙者共兩人外盛岡の重吉・八の戸の岩松吉松・最上の與三藏・次郎吉等、都合八人乗組、御代官島田帶刀殿送狀持乗り、同月十八日亘理郡荒濱出帆、宮城郡石濱湊に船繋り致し、十月七日同所出帆、己午の方へ晝夜走り、同十五日朝五時半時、上總國九十九里沖にて、戌亥の方より俄に大風吹起り、海上荒立、天色俄に黒く相成、遂に山も見失ひ、里數も不覺吹流され、夜に入風波彌荒く、既に船も危く相見に付、無據追々上荷を勿捨れへ共、彌増風止不レヤ、乗組一同髪を切り、神佛を祈念致し、御鬘を戴れへば、帆柱をきれこの

御教に付、柱を切捨れ處、風一向に止不レヤ、此上は最早助命も難レ叶、一同覺悟仕罷在れ、然る處、十八日に至り、段々風は靜に相成れへ共、方角も不レ知、大洋に流れ漂ひ、空しく月日を送り内、糧米は未だつかひ切不レヤへ共、貯へ置れ飲水は、波にゆり落され、至て不足に相成れに付、残水を八人に割合、聊づ、相用、生米をかみ罷在れ處、同月末と覺へ、俄に天色搔くもり、大雨頻に降來りれに付、偏に神佛の御助と存、一同難レ有桶鉢取出し、右天水を溜置、又々流れ次第致居れ、何方と辨へ不レヤれへ共、氣候は次第に熱く相成、單衣にても凌ぎ兼、多くは裸體に相成居れ。

破れ櫓の上の助命

扱、最早吹流されれりてより、十ヶ月目、翌年(天保十三壬寅)七月廿日頃と覽へ、朝四つ時頃、申酉の方に凡十里程の嶋一つを見付れに付、一同力を得れへ共、船具等は残らず失ひ、漕寄可レヤ様も無レ之、其儘罷在れ内、其夜五つ時頃、俄に卯辰の風吹

起り、大波を卷立、船中に垢入に付、一同働汲捨に、精力を盡しに共、中々屈不レヤ、船は遂に波の中に沈み入に付、一同櫓に集り居に處、忽大波に打裂かれ、櫓計り浮上り、船は其儘碎けず、尙も櫓に取付罷在、幾度となく波に打落されれば、遊付に内、段々磯近く相成、遂に右嶋山へ被二打揚、此時岩松・吉松兩人、櫓の出釘にて惣身を引さかれ、夥敷恠我を仕、漸くにと引上げ一同上陸仕に。

櫻 栢 の 國

此處後に承りしへば、「ホロウヅワル」とヤ所の由、差て高山にも無レ之、見馴ざる樹木生茂り、路も無レ之處を登り行見渡しに處、遙に人の頭三人相見へに間、高聲に呼懸しへば、却て此方を恐れぬ哉、逃去りに付、追かけに處、獵師と相見へ、銘槍又は鐵砲を持、頭はざんざりにて筒袖の服を着し居り、我等は難船に逢ひに者にて、久々水に渴しに間、水を飲ませ呉に様にと、仕形仕見せしへば、聊合點致に

様子にて、小川の處へ案内致しに付、一同水を澤山飲すに、夫より段々仕形にて相頼み、右三人の者住所へ參りし處、女房と相見へ、髪を頭の上へ卷付し女一人留守仕罷在に。

家は、丸木二本柱立、横に木を架し、櫻栢の葉様なる物にて覆ひに迄に、元來此邊は、人の住居に處には無レ之、右三人の者は、「バーボー」とヤ獸を獵ししため參り居りし由、食物は、「バラパン」とヤ、形圓く色白き野生の芋をふかし、食ししに、常に、「ポウヨ」とヤ棗に似て赤き汁出に木の實を好み食ひし故、口の廻り皆赤く染め居に、拙者共、其夜は流れ寄りし船板等を取集め小屋掛いたし、相休みし。

此處三四日罷在に内、右獵師の内壹人、用向有レ之様子にて、何方へか參り、二三日過て小き帽子を冠りし村役人體の者四五人同道、罷歸、拙者共を此處より一里半程連れ行き、丸木を鑿りて作りたる小船にのせ、擲を搔き、瀬戸を乗渡り、凡十里程參り、「ライデン」とヤす家數百四五十軒有レ之所へ着岸致、村役所様の家に差置に。

家造りは、丸木の四本柱を立て、櫻栂の葉やうの物にて屋根を葺き、根板を高くはり、其下を土間に致、階子にて上下致し、これは赤蟻を防きためのよし、食事は米の飯にて、魚類野菜等は、鹽煮に致し用ひや。

ホツコン様のお屋敷

此處二三日逗留の所、折節領主の巡見有之趣、村役人等殊の外馳廻り、船上り場より通り筋兩側へ、竹を立繩をはり、夫へ残らず木の葉を飴り付や、四五日過ぎて、「ホツコン」とや殿様、外兩人何れも貳人舁の輿に打乗り、下部十四五人召連れ、村内陳屋様の所へ入り、無程拙者共を呼に参り、間、一同罷越、目見仕處、曲祿へ腰をかけ、蒨黃羅紗の服用、千草色の古羅紗にて造り、襜のある帽子を冠り、天窓は矢張ざん切りにて、外兩人は、其中程を丸く剃落し有之、右は出家にても可有之哉。

右「ホツコン」様、拙者共へ向ひ、地を踏み、我等は此國の領主也、汝等は何國の



(圖の地着漂宋呂等衛兵喜)

者にやとやん様子に相聞、間、船頭甚助事、日本と認め見せれば、領きひてウ、ヤツボンと言ひて、懷中より紙を取出し、鳥の羽にて横文字に書翰を認め仕形致、間、拙者共、此添翰を以て先

先へ送り可遣この心にも可有之と察し、一同平伏仕り、長治郎を間近くま

ねき、右の手を堅く握りやい、右は親みを結び心にも可有之被存い。

△此「ホツコン」と云ふ者、呂宋國より此島々を支配せしむる奉行代官の類ならんと言ひしに、漂客等いふ、左にあらず、此「ホツコン」は殿様の事にて、呂宋國王兄弟のよし、王より此一島を分ち與へて支封となせしなりと語りき、又案ずるに、呂宋國は、西洋伊斯把爾亞の屬國にして、横文字通用の國なるに、日本字を讀得るは不審なりと言しに、其國都「マネラ」へは、唐人大勢來り交易をなせば、漢字を少しは見慣居しならんと漂客等語りき。

翌日直ちに立出、拙者共は一同川端へ参り、ホツコン様並外兩人は屋根船にのり、其餘は小船拾四五艘に二人又は三人づゝ乗り組、飯米並鍋釜等も積入れ、此處出船致し、段々川上へ溯りやい、此川幅四五間、廣き處は七八間も可有之、兩側は高山峨峨として巖石峙ち、何百年ともしれざる大木生ひ茂り、其谷間の急瀬を竹棹をさし、力を入れて船を進め、其至て高く瀧の落る所に至れば、乗組並に荷物等をのこらす船よ

りおろし、空船を瀧の上より綱にて引上げ、人々は、岩石を傳ひ木の根蔦の蔓等を引上り、其上にて又々乗船致し、次第に山の頂に登り極めやい、彼様の難所凡五六度もこれ有り、扱竹棹、不用立様相成いへば、其所に自生の竹を幾度となく斬取り相用い、此川側、竹林多く、壹町程立並び所數ヶ所見懸けやい。

△此處、山川の名、漂客等記し來らざるは遺恨と云べし、海國聞見録に、北面高山一帶、遠視若鋸齒、俗名宰牛坑山、有土番屬呂宋、と云もの、恐らくは此山ならんか、然れども必としがたし。

此谷川を、凡十里ほど登りて日暮れ、其夜は山上へ野宿致い、ホツコン様外兩人は、木綿の天幕を張り、席を敷て其上にふせり、拙者共は河原の上に其儘打臥し、扱翌日早朝又々乗船、昨日同様の谷間を登りい、此間にも、瀧の落る處數ヶ所有之、夕七つ時頃家數四五軒これ有る所へ上陸致し、送り來い人足は直に空船にのり罷り下りやい、此所にて、木の葉を卷たる笛を吹いへば、即時に遠近より人足集り來て、荷物等

をかつぎ、一同出立仕、此處より右の高山は北の方へ分れ、其盡境をしらず、拙者共は、南へ向ひ山を下り、三里程参り海邊へ出て直に乗船致し、壹里半計瀬戸を渡り夜五時頃、「サンマル」とや、家數貳百軒も有之候所に止宿仕。

翌朝又々乗船致し、五里餘行て「カヂバラ」とや所へ着船仕、此處船上り場正面小高き處、即ホツコン様屋敷にて、白塗の塀にて圍ひ、門の外に足輕體の侍壹人鐵砲を持張番仕罷在、其左側に寺壹ヶ所あり、其寺前に役所體の處へ、拙者共を差置

也。家造多くは瓦屋にて、二階造りに致、玻璃又は薄き貝にて障子を張り、階子は紫檀黒檀の類を用ひ、至て見事なる事に、産物は、雞牛馬羊野牛水牛の類多く、米穀魚類野菜等も澤山にて、酒は椰子の實より取り焼酎を用ひ、惣して此國椰子の木至て多く、「ライデン」「サンマル」邊にも、夥しく見懸け也、高さ二三丈も有之、實は葉の間に幾つも下り居、此實よりとり油を諸國へ交易仕、莫大の利益を得

由。

扱此所逗留中、岩松・吉松兩人痛處甚敷、漸々旅行致し、此處到着、早速醫師も参り、色々療治相加へ共、其驗なく、遂に相果に付、此所の墓所へ葬り、木札を立て、日本人岩松吉松之墓とした、め置也。

マネラの逗留

カヂバラに凡二月計逗留仕内、呂宋國へ渡海の商船出帆仕に付、一同乗船、八月下旬頃と覺へ同處出帆仕、此船は二本柱にて阿蘭陀同様の黒船に御座、此海路、右方は八九百里も可有之續き嶋にて、左の方は數も知れざる大小の嶋々有之、其間を十四日走り、向嶋の内「サンタクロス」とや處へ立寄、無程大洋へ出、鍼路を東の方へ折り、一日路走り、呂宋國の内「カベツテ」とや處にて船改を受け、其より北の方へ壹里半程行て「マネラ」とや美麗なる城下へ着船仕、直に送り來り船頭同

道にて城中へ入、勘定方役所様の所へカデハラよりの添翰差出、拙者共漂流の次第相届、逗留中賄ひ等の金子も請取れ様子にて直に連歸り、船役所様の長屋内に差置れ。

此處、呂宋國都府の由、湊口に諸國の商船數十艘繋り居り、川内には五六百艘も入こみ、何れも貳本又は三本柱立の大船にて御座れ、川幅は三丁餘も有之、船渡し別て往來自由に御座れ、城下の中程川の左右より石垣を築立、其上に堅固なる石橋を架し、其下を船にて通行仕れ、川の右の方は即都城にして、石垣を築立堀幾重も圍ひ、其中に國王居館、並諸役屋敷等建並び、其海岸より向ふの方は、數十挺の大筒を仕懸有之、堀の厚さ二三間も可有之、其上を鐵砲を持ち侍晝夜共見廻あるきやれ、川の左の方は皆町家にて、家數大抵、十萬餘も可有之、市中の賑ひ家作の美麗なる事、言語に難盡、川の入口には、高く石臺を築き、其上にて毎夜篝火をたき、入船の標望と仕れ、此國産物は、二度米・椰子・胡椒・鼈甲・芭蕉・布・砂糖・冰糖・藍・紫檀・黑檀・蘇木の類、此處より數十艘の大船に積立、諸方へ差送り交易仕、野菜の類も澤

山に有之、只牛蒡昆弱斗り見當り不レやれ。

マネラ言葉

此國言語、拙者共覺え分、大略左に記しやれ。

天 アツタン	地 シヨラン	日 アツラウ	月 ボウラン	雨 ヲラン	水 トウベイ
火 カラヨ	朝 モアス	夜 ニーヤ	寒 ラクミ	熱 マバシヨ	父 タータイ
母 ナーナイ	妻 サーリ	子 パータ	男 ラ、ーケ	女 パ、イ	男子 パーラケ
女子 パ、イバ	叔母 ウバ	鼻 イロン	目 マタ	眉 ケイライ	口 バ、
舌 レラ	齒 タゴ	耳 タレーガ	頬 バイボン	頤 シヨラン	髮 ボホー
頭 オーロー	額 アツタン	男陰 ボウトウ	女陰 ホライ	罽丸 イチロク	雞 マン
犬 アーヤム	猫 ヒサイ	馬 カバヨ	豚 パーボイ	牛 バーカ	水牛 カラバウ
蕃瓜 ナヤ	茄子 グロン	菜 モツタサ	生姜 ロウヤ	椰子 ロベ	米 プカン

飯 ロウトウ

粟 ホマヘ

酒 アチキセ

茶 セメンテ

油 アーナ

酢 ソウカ

醬油 ケイシヤ

砂糖 カラマイ

砂糖 イシク

家 アバラヤ

衣 パン

金 バタカ

錢 サラベ

股引 サルワン

履 セネラシ

手拭 パンヨ

鉢 ベンガン

紙 バベリ

大鼓 タンバタ

三線 グタラ

大船 ボンラン

小舟 マルコ

物頭 セイタマ

侍 シヨウザ

足輕 ワンダロ

○カヂバラ

一 ラシヤ

二 ロハ

三 トロ

四 ラズ

五 レマ

六 ナム

七 ベト

八 ワロ

九 セヤム

十 ナボロ

○マネラ

一 オーン

二 ドウス

三 テレリス

四 コアツロ

五 シンコー

六 サイス

七 セイタイ

八 チヨ

九 ヌキヘ

十 グイス

○唐 國

一 イ

二 ニ

三 サン

四 スイ

五 ウイ

六 ロイ

七 チイ

八 バア

九 カウ

十 サブ

○イギリス

一 ヤワン

二 トウ

三 テレイ

四 フホー

五 フワイ

六 セキス

七 セゼン

八 エイテ

九 ナイン

十 テン

マネラより香港まで

△マネラは、明人の譯に瑪泥爾訝に作る、是南海中有名の都府にして、西洋人は、

多く此名を以て其總國を稱すと云、呂宋國古へ自立の王ありて、世々唐國へ朝貢を納めしが、明の隆慶年中（我元龜末年）西洋の伊斯把爾亞國に併せられしより、今に至るまで其屬國たること増訂采覽異言等に詳なり、初め伊斯把爾亞の人此國に至て通商し、其國の兵弱くして奪ひ取べきを見て、即王に黄金を奉して曰、願くは牛皮の覆ふに足るの地を賜へど、王これを許す、伊斯把爾亞の人即ち牛皮を細長く截て線となし、多くの地面を圍み繞し、これに城廓を建て兵備を嚴にす、王これをいかなともすること能はず、伊斯把爾亞人遂に其都を圍み、王を殺して其地に據ると見えたり。

此城下に一ヶ月許逗留致しし處、唐國澳門へ通商の大船出帆に付、拙者共を差送り可レ由にて、船役人同道端船にて湊口へ出、本船へ一同に乗移り、九月下旬と覺へ、此處出帆致し、戌亥の方へ晝夜はしり、十四五日經て「ヒヨンコン」とヤ嶋へ着船仕れ、此嶋の廻り七里餘、剝山にて高さ十七八町も可レ有レ之、湊口は北の方へ打開

け、大船數百艘繋り居り、其中にイギリス軍船も相見えや、此嶋も唐國屬嶋にて、民家僅に七八十軒有之の處の由、近年イギリス人所領に相成、新に山をきり開き居館を構へ、家數既に千軒程も相立、當時普請最中に御座、追々諸國の商館も新規建立に相成由、拙者共乘來りマネラ船も、右商館を作り爲の材木を積、此嶋へ相卸や。

△此「ヒョンコン」と云嶋は、廣東に近き一小嶋にして、南北往來に甚便なる地と見えたり、英吉利人唐國と和議の文に、議定香港交歸紅毛界と見えしは、此嶋のことなれば、「ヒョンコン」は香港の唐音なること疑なきなり。

英人の香港に據りしは天保十一年、其全く所領となりしは同十三年なり。

此嶋に二三日滞留、十月上旬夕七時頃出帆、其夜の内に澳門へ着船致し、上陸の上「マネラ」商館に罷在や、此處は、唐國大湊にて、通商の國々、拙者共承り分、イギリス、フランス、イスパニヤ、ホルトカル、阿蘭陀、天竺、アメリカ等、何れも

高大なる商館を構へ、其國の旗印を建、誠に堅固美麗城廓の如く相見えや、但し本國の人は皆唐人にて、文字も眞字を用ひ、曆書抔拙者共にも可也相分り、初て月の大小を覺えや。

△此澳門は即ち亞媽港にして、廣東香山縣の南海に斗出する一大港なり、西洋印度諸國の商船來集り、繁盛殷富なること海内の知る所なり、初め明の嘉靖年中（我天文頃）波爾杜瓦爾國の人此に到り、唐國人に請て其地を得て、始てこゝに城邑を建て、交易の大利を營むと云、これを漂客等に質すに、今尙然りと答へたり。

英清戰爭中

澳門に永々滞留に相成に付、拙者共を早く先々へ送り呉様にと「マネラ」人へ相歎へば、此節南京邊イギリス人と戰爭最中にて、中々通行なりがたく、右騷動鎮りは差送り可や由、仕形にてや聞、然る處マネラ人より唐人を頼み、甚助喜兵

衛兩人を小船にのせ、再び「ヒョンコン」へ差送り、同處商人宿に差置る、此島逗留中、喜兵衛イギリス飛脚船と物一覽仕、船の長さ十七八間も可有之、左右に車の輪を仕掛、船中大釜に熱湯を沸し、其蒸氣にて車を廻し、進退自由に海上を走り行ッ事飛鳥も不レ及程迅速にて、「ヒョンコン」より船山迄八九百里の所僅三日に往來仕居を、面のあたり見受る、本國の都ロンドンへ注進の節は、一萬三千里の海上を、十四五日に往來仕由承りや。

△此飛脚松蠻名「ストーム、ボート」と云、譯して蒸氣船とす、唐人は萬足船の名を命せり、此船は、英吉利人近來の工夫にて新製する處の由、漂客等親しく之を見ては、誠に奇遭にして、其所説皆實を得たりと云ふべし。

此島にて越年致し、翌年(天保十四癸卯)三月アメリカ人、舟山へ阿片を差送り便船に乗り組、同月中旬出帆、此海路は、地方を離れず、始終唐國の山を左りに見て走り、廿日經りにて舟山へ着致し、長次郎外三人は、五月初め澳門を出帆致し、西南風にて

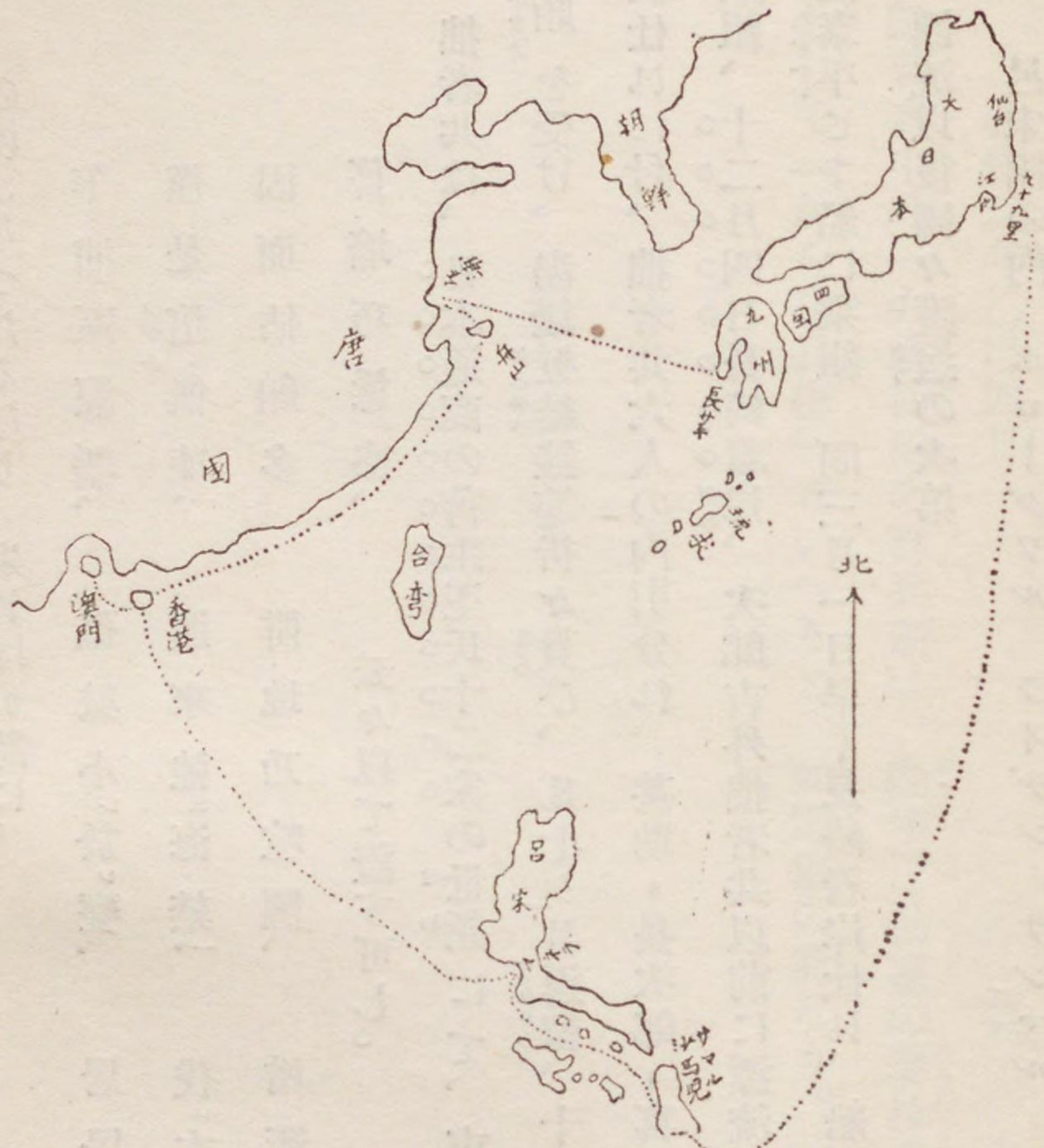
大洋を晝夜走り、十二三日經にて同所着船仕、此舟山も七八年前イギリス人に攻めとられ、當時和睦相整ひへ共、唐國よりイギリスへ相納ひ金子約定通り皆濟致し迄は、軍船引取やす由にて、舟山に十四五艘、其前後の嶋々に一艘或は二艘づ、繋り居る。

△英吉利唐國と戦争の來由は、天保八年の頃、唐國帝深く阿片の人命を害することを察し、寵臣林則徐をして廣東へ下らしめ、英吉利人阿片商賣を嚴かに禁せしめ、其持渡る處の二萬二百九十一箱を取上げ、残らず踏碎きて海中に打捨たり、是に於て英吉利人大に怒り、遂に數十艘の軍船を差向けて先づ舟山を攻とりて根據として其勢に乗じて内地へ攻入り、二三年の間に江南千里の地を容易に掠め取り、既に南京へも攻入んとせしかば、唐帝も大に畏れ、始て其鋒の當りがたきを知り、遂に和睦を乞ひ、阿片銷滅の價ひ銀として、二千一百万兩を英吉利へ納る、即時に六百萬兩を渡し、殘銀一千五百万兩は五ヶ年賦に五分の利銀を加へて

皆濟すべき約束を定めし由、此度、漂客等見聞し來る處は、即其事なり、香港嶋の永々英吉利領に定りたるも此時の事と聞けり。

舟山より長崎まで

此舟山にて、拙者共を唐人へ引渡し、七日逗留致し、唐國の小船に乗組、戌亥の方へ六日斗り走り、乍浦とや湊へ六月九日着岸仕は、此海上僅に四五十里の處、潮候惡敷、嶋内に船繋り致し、如此日數相掛りやは、扱着船の節、唐人共大勢參り、日本語にて、おまへどこか杯と辭を懸に付、拙者共漂流後、初めて日本語承りし事故、ハヤ長崎へ參りやと心嬉しく、又恠しくも覺えやは、扱上陸仕はば、此處、日本渡海の湊にて、交易の品々昆布・煎海鼠・椎茸其外更紗染風呂敷・茶碗・井鉢の類夥敷見受やは、唐人共も、多くは長崎渡海の者にて、日本語はよく覺え居りやは、家數は一萬軒餘も可有之、繁華の地にて、芝居遊女屋等も有之、湯屋髮結床も日本にさ



(圖の歷經國各等衛兵喜)

して變りなく御座は、但し此邊もイギリス人兵亂後にて、大筒にて打崩し家跡、海邊に處々相見へやは。
△乍浦は、本、邊海の一小邑にして、人烟も甚稀少なりしが、日本渡海交易の道を開きしより、次第に戸數も相増し、遂に繁華

の湊となつたるなり、朱竹垞が詩に。

乍浦區瀛壖、孤城小於甕、居民八九家、

僅是道飢凍、邇來弛海禁、伐木運堂棟、

因而估舶多、僻地乃喧闐、增竈遂成郭、

葺墻巧羃空、云々以て證す可し。

拙者共は、日本通商の荷主王氏十二家の世話にて、市中明小屋に差置れ、日々其

賄を受け、湯錢髮結錢等折々貰ひ、凡七ヶ月逗留、十一月中旬、王氏冬船長崎へ出

帆仕に付、拙者共六人の内引分れ、甚助・長次郎・喜兵衛外貳人は、源寶と船に

乗組、十二月四日長崎着岸、次郎吉外拙者共以前に漂流仕阿波紀州加賀の三人は、

金泰平と船に乗組、同三月一日早く長崎着岸仕、船頭甚助着岸の上病死仕。

漂流以後國々護送の次第、

呂宋國の内　ホローグワル　ライデン　サンマル　カチバラ　マネラ城

唐國の内　香港　澳門　舟山　乍浦　我九州長崎

弘化二年乙巳四月　臣　大槻清崇　謹録

歸朝者中の一人氣仙沼の喜兵衛は、晩年、仙臺の藩校養賢堂の小使を勤め、郷人あだ名して『から喜兵衛』といへりと、如電翁の話なり。

漂流萬次郎歸朝談

編者いふ、中濱萬次郎の漂客談奇一冊は、全集（九〇七頁）に收めおけり、ここに收めし歸朝談は、彼とは全く異なる口書の一種なり、この中に、おぼろながら、北米合衆國の美點を賞揚する影ほの見ゆ、水戸侯が色眼鏡を以て萬次郎を見、猜して、米國の間諜となせしことありしも、これ等の爲めなりしなり。

漂出七日間

土州宇佐浦鯉船

船頭	傳藏	四十九歳
水主	重助	年不知

水主 五右衛門 三十八歳

右三人は兄弟に御座り

同 虎右衛門 三十八歳

同 (幡多郡中) カシキ 萬次郎 二十六歳

右之者共、今嘉永五子年より前十一ヶ年跡天保十二年丑正月五日、漁事の爲め乗船にて宇佐浦を出、五日六日迄はハエ繩といふことをして居船の南海に出て、七日に至り、乾の風強く、ハエ繩桶を三つ迄流したるを、二つ迄取上げ、東の御はなに漂ひ、夫より再び乾の方へ流され、櫓四挺とも悉く折り損じ、只風に任せて流れ行く、十日風雨益々強く、衣服各凍り、艱難甚し、十二日の暮方に至り、藤九郎と云ふ鳥の海上に浮ぶを見る、船頭より一同へやは、此鳥浮く上は必ず近き邊に鳥有るべし、各心を付くべしとて、海上を見渡しし處、果して一つの鳥有之、辛うじて此島近く船を寄せられども、岩石屏風を立たる如くにして、船を着べき處なし、兎角する中に、少し平

なる處を目當に船を付、五人とも上陸す、是十三日四時比のことなり。

無人島上の五ヶ月

一、各飢に臨み、船は破損し、なか／＼働出來がたく、岩に取付たる儘、手に流れかゝる海苔の類を取食ふ、是にて其さま思ひやらるべし。

一、其島食物なし、右藤九郎が巢をくひ居たるを取、或は乾かし、又は生にて汐にもみて食せり。

一、水無し之て甚だ難義す、漂着の砌、水桶三つ礮に寄たるを拾ひ取、岩より滴る水を取りおきて飲む、其水も、少々日和續く比は切れぬまゝ、小便を手に溜、飲で渴を凌ぎしが、夫連も飲物少ければ、小便も至て少くなりし。

一、礮に、岩の穴あるを常の住居とす、東向なり。
一、嶋の廻り半道斗りあり、草木生せず、シヤシヤブアシカヤの類あり、所によりて

生ず、頂上平にして井有り、此に溜りたる水を飲んで大に力を得たり、又墓の如きもの二つ有りし。

一、四月中に至り、藤九郎鳥巢を立ちたれば食物なし、礮邊に出て海苔の類を取りて食す、此藤九郎鳥、子を育るに鱒又は鯨の肉を啄み來る、是を追落して魚肉を食する事を得たり。

一、五月三日四日頃、一日飢て働き得ず、其中にも重助は病體にして以の外病み臥したるを、海苔類を取り與へて兄弟共看病す。

一、各、斯斗り飢に及ぶといへ共、萬次郎儀は、氣丈ものにて元氣損せず、健やかなりし。

捕鯨船に助けらる

一、五月三日四日比、沖合より大船來る、此方は、帆桁の礮寄したるに衣を括り、是

を上げて招ぐ、右大船嶋近く寄り、隠元豆の如き形の小船を下し來り、五右衛門虎右衛門萬次郎を乗せ歸らんとす、跡に尙二人の残り居る由仕方して示したれば、船頭又船を寄せ、傳藏重助をも乗せ歸る。

一、此大船は、大東洋アメリカ國の鯨捕の親船にて、船頭をフィツヘルと云ふ、傳馬八艘積みの船也。

一、洋中にて鯨を取るには、鯨を見付し時は、八艘の傳馬を下し、銛を以て追突にして捕り、肉と皮との間に、長刀の如き刃物を入れ、皮を取り、肉は洋中に棄て、皮にて油を製す、藤九郎鳥の鯨の肉を啄み來るは、即ち鯨船にて捨てし肉なるを知れり。

一、鯨の油を取るは、前に取たる油槽をたきて取る、油は樽に詰め、又蠟燭の如きものに製す。

一、其年の霜月、ウハフ國に着船す、異人は、ウの字を除きてハフといふに似たり。

ウハフ國事情

一、ハフ國の風俗、雨の日は、盃をうつむけたる如き笠を冠り、日和には、籐にてあみたる笠を着す、此笠の後に穴あり、夫よりくでに打たる髪を出し垂る。

一、髪は、日本惣髪そうはつの如くなるをくでに打、女の髪は、天神むすびと云へるが如し、白粉紅おしろいなどは用ひず。

一、上品ひんの人は、常に鐵砲たつさを携ふ、日本の帶刀たいたうの如し、上下共杖つを突く、紫檀したん黒檀くわんの類にて製す。

一、ハフ國の大大概がい四國位、七嶋有り、甚だ繁榮す、此國の津とす、西洋國より入津する船多く、日本大阪の如き地にて、遊女町あそびなごあり。

一、伴の鯨船、此國に入津し、アメリカ國より置く所のタブタチヨチとやす役人に頼み置き、鯨船へ萬次郎一人乗せ、セツセツと云ふ所へ着船す、是よりアメリカ國の

中にて、船頭の住居する地なり。

一、萬次郎の外四人は、タバタチヨチの世話に成り居たれども、言語通せず、彼のもの、貳朱判と寛永通寶を出し、この貨幣の國のものかと仕方す、四人とも平伏して然るの意を示せば、頓て日本人と覺りし様子なり。

一、四人の者タバタチヨチに就き、渡世せんことを懇望す、之に依り、タバタチヨチの世話にて、荷物日雇など勤むと云ふ。

一、ハフ國の時候は日本の九月の如し、年中ラシャ壹枚着して宜し。

一、祭りの事は、アメリカの教にて、月の七日／＼に、日本の元日の如く、家の戸を閉ぢ祭を爲す、是は、六日世界成就の數にて、其翌の七日に天神を祭るよし。

一、食物は、田芋唐芋常食なり、其の他麥は上食なり、米は諸國より積來れども上品とせず、魚類は、小鯛類の廻り魚は日本に異らず、磯魚は日本にこれ無き魚多し、漁事は甚だ不調法なり、日本國海士の如き者これ有り、海中に入りて岩の底に居る海老

を取來る。

一、家は古くはかや葺なりしが、五十年前アメリカ國より此國を開きしとき、教へて今は板又は石にて葺き今に及べり、板圍の家多し、此屋根をふく石は、湊口に大石あり、板の如くへげるを取て葺くと云ふ、寝る時は、戸棚の如く出來し處に入りて臥す、都て寐姿を人に見するを嫌ふなり。

一、時を告るには、湊口に六貫目位の大砲を居て是を打ちやすなり。

一、七嶋一王あり、王死する時は棺に納め土藏の如き屋に入れ祭を爲す、土を以て埋めずといふ、忌中に、笠を着る事日本に同じ、家老士格は棺を用ひ、下品は火葬なり、棺は日本製に似て臥棺なり、足の方別して細し。

一、傳藏始三人は、荷物畑作の日雇をなす、重助は瘴氣の由にて終に病死す、扱、芋を作るに、日本にて稻を植るが如し、莖を切て植れば根を生じ、肥に及ばず、三人とも、家作して百姓業を爲せり。

一、虎右衛門は、存じ寄これ有る趣にて、彼國に居残らんといふにぞ、傳藏、彼の國の役人に乞ひ、歸國致したき由を申し入る、則ち役人の周旋をもらひ、鯨船に便乗を乞ひ、此の世界の下を乗過ぎて、我がゑぞ地に至る、ゑぞ人、篝火を焚きて甚だ用心す、傳藏上陸すれば、盡く逃去りて人影もなし、是非なく再び鯨船に乗りてハフ國に歸る、これ、彼國に着きてより六年振りの事なり。

萬次郎の修學

一、萬次郎は、アメリカ國着船の後、フイツヘルの世話にて、日本の寺院の如き家に至りて學問す、後には、用足抔して、師匠の禮、書物買入料金等は、自身に働き出し、フイツヘルには、食事の世話になるまでの事なり、其中に、チヒタと云ふ師に就き、學ぶこと六ヶ月程なり。

亞米利加事情

一、アメリカ國の政治は、大抵日本に同じ、十二ヶ條の法令書ありて煩はしき事無し。
 一、王は七人あり、北アメリカ國三十六ヶ國に分る、時侯は日本に同じく四時あり、風俗はハフ國の如し、王は國中の賢人を撰出し、四年持なり、至つて賢なるは八ヶ年も持つと云ふ、往來等は、一僕位にて至極かろき體なり。
 一、アメリカ國、近年オランダより世話にて開けたる國にて、何事も蘭に類す、年號は、開てより只一の年號にていつとても通る事の由、一年十二ヶ月日本に同じ、正月の儀式などは無し。
 一、往來は車に乗る、常は十六七人位乗る事なり、蒸汽船の如く、火を以て車をかるものあり、又蒸汽船も有り、空船は、甚だ禁制にて當時是なし。
 一、文字は二十六、そろ盤は角にて製し、日本に同じからず、大數を積むに便利なり。

一、人物は篤實寛仁にて悪をなさず、人殺し盜賊など總てなし、若し適有る時は、之を知るに法ありて、立處に捕へるといふ。

一、婚禮の式は、縁組とて、日本の引鮑を遣はす如き事無く、神に告げて夫婦となる、それが濟めば則ち其女を連れて物見遊山杯に出ること常なり、人情多姪なれども別は正しとぞ。

一、麥の粉へ、玉子油鹽等を入れ蒸したるを上食とす、之をパンといふ。

一、上品の人は酒を飲まず、のむとも聊かのみ申し、下品の者は、飲むこと日本人の如し、醉人は忌嫌ひ、之を賤しむ、酒の品は日本より悪し。

一、夫婦の情至つて厚く、家内睦まじきこと餘國に類なし。

一、近頃、南北アメリカ國、邊境の民の争ひより合戦有り、北アメリカの勝利なる由、此戦ひ、萬次郎は鯨船にて近く見たり。

一、文武の稽古盛んなり、刀鎗の使ひ方も有り、尤も早馬を修業す、驢馬の類も有れ

ども、騎馬には日本の如き馬なり。

一、器物陶器なし、硝子錫の類なり。

一、醫師は未だ開けず、尤も蘭國より醫者參り居る、日本病といふこと流行す、大熱病也、此の病の療治法は、桶に水を入れ、病人を其内に入らしめ、又土中に體を埋め、冷して熱をさますと云ふ、故に病めば生る人少し。

一、西洋種痘法は何方にも有り、アメリカ國は、痘出れば之を堀除く療法有り、是にて人損する事無し、故に種痘に及ばすと云ふ。

一、鳥獸大體日本の如し、虎象あり、獅子は無し。

一、大木多し、日本杯に決してこれ無き大材なり。

一、切支丹の類は、彼の國にても忌むよし。

一、萬次郎儀、フイツヘルに従ひ、又は獨立にても、鯨船に乗り、世界を廻りたること度々なり、日本の沖へも四度廻り、五度ぶりに奥州へ上陸の志有りしも、とげず、

日本商船に逢ひ、ニタ桶遣はしゆ事有り、鯨魚六七百本捕れば歸國し、又は餘國に之を賣り、或る時は氷海に至る、此の海には、船のともに鋸を仕かけ、氷を割りて通行す、氷山海中にあり、此の海中の鯨は、寒氣強き故にふくくして捕り易し。

一、天竺の中ジャガタラ黒坊國へも上陸す、右黒坊は、赤道直下の國にて色黒きこと鍋炭にて塗りたる如くなり、蘭人の、常に日本に乘せ來るは、眞の黒坊に非ずといふ、此の國、食物は、ヤシウの實を食す、ヤシウは日本の棕櫚に似たり、その葉を取り、足手腰に纏ふ、又傍にも一種の裸國有り、此の國遊女の類有り、これもヤシウの實を食とす、人死すれば集りて之を食ふといふ、パン亞片煙草の類を遣はして交易す。

一、或る時、諸國を廻り、ハフ國へ上陸の節、虎右衛門等三人に逢ひ、歸國の約束を爲し、再びアメリカへ歸る、これ、漂着の節別れしより六年めなり、此の時傳藏五右衛門は我がゑぞ地へ來り、上陸を遂げずして歸船し、未だ湊へ船がりの節なり。

無事琉球に上陸す

一、萬次郎事、右歸國の約を爲せしより、先づ金を貯へざれば其の儀調ひ難しと工夫し、南アメリカ國の金山に行きて金を掘れり、此地は、溫泉ありて、金は自然に溫泉にてわき堅まりたるもの多し、一度金を取りて返り、家人杯には、心の中に離別の暇乞を爲し、再び金山に行くやうに言ひなしてハフ國に逃げ歸り、傳藏等に面會して歸國の準備を爲す、即ち端船を造り、アメリカ國商船に便乗を乞ひて乗り組み、而して、琉球國へ四十里斗りの沖にて端船をおろし、三人それに取り乗りて、幸に琉球國に着岸せり、右商船に分るゝ時、ハフ國に残れる虎右衛門へは、無事に歸國したり、虎右衛門も、何卒歸國致すべしとの旨を文通す。

一、虎右衛門は、初め、俱に歸國の筈なりしが、如何に勸めても、歸國は難義なりとの存念にてハフ國に留まれり。

一、萬次郎のアメリカに在りし時、フイツヘル殊の外寵愛し、學問等も善く出来るに隨ひ、往々は家を相續いたさす心持にて、已が姪と縁組ませ居たりし、されば、萬次郎の無斷にて歸國せるは、フイツヘル夫妻と縁女とに、甚だ濟まざる儀に存じたれども、歸國の情切にして、止むを得ざれば、ハフ國出帆の節、細々と手紙に認め頼みおきしも、今以て戀しの情盡ぬ體なり。

一、ハフ國より携へ來れる道具、又琉球にて貰ひたる道具等、小長持に三つあり、世界を見る鏡、世界の圖七枚（四枚は長崎にて御取上り）アメリカにて掘りたる金、書物數十卷、日記、アメリカにての書翰數通、地掘道具品々、銃砲三挺、衣類、右の内、長崎にて萬次郎へ御渡しの品々は、蒲團衣類品々世界圖三枚鍋釜類アヘン煙草少々コンハツ此外少有之候へ共、大略右之通。

一、ハフ・アメリカとも、味噌醬油の類なし、鹽にて味を付ける。

一、琉球に着てより薩州の御作法にて、薩州を來て月代杯して日本の姿となる。

一、長崎にて揚屋入になる、揚屋と申せども寛なる事にて、日々淨るり語りの類も來る、此時より次第に日本語を覺え申す。

一、アメリカ國に、日本の詩歌の類あり、又道中にて唱歌を謠ふ事常なり、其意味を和譯すれば、

向ふの山坂より戀しと思ふ人がバンクウ〜くる目には涙を挾むでの如し。

一、ハフ國に、日本人の持渡りし大刀あり、之を以て首を切るによしと申し傳ふ、日本を武勇の國なりと稱す。

一、五人の者に見せたる二朱判寛永通寶は、已前大阪の者流されて持渡りし由。

一、此度も、紀州の人ハフ國へ流され、宇佐浦の人々より少し早く歸國し、長崎奉行より御渡しと成りし由。

亞米利加の眞意

一、以前浦賀へ渡り來れる大船は、全く軍船に非ず、測量杯する船なり、子細は、日本の地を測量の節、又は鯨船など漂流のふし、水薪の恵を得ん事を頼み度と來りし由、若しも容易に聞入れなくば、人質をも置申すべき義を申し入るゝ含みの處、日本^〇人^〇殊^〇の外^〇騒^〇げ^〇り^〇と^〇て^〇あ^〇き^〇れ^〇居^〇る^〇、一體日本人は短氣なるものと云ふ、彼國は寛仁なるのみならず、只今開き中の國柄なれば、中々他邦を伺ふ巧みなど決して無し。

一、彼國を、イギリス人少々持居り、交易の地とす。

一、アメリカ國王の居は平地屋敷にて、此方の大名類の如く、大城を構へたるは絶て無し。

一、彼王府の上に大なる鏡を設け、數百里の中も鏡に映りて掌を見るが如し。

一、一度王たる人隠居すれば、隱居料を得て一生安樂なり。

一、官人等も、往來に權威を取る事など決してなし。

一、人品は、上下衣服の色にて分別す。

一、民百姓たりとも、學問次第にて擧用す。

一、學問宜しき人は、たとひ官人に非ずとも、上品の衣服を許されて着用す。

一、アメリカは、今開くる最中の國にて、學術は年々精しくなる。

一、アメリカ船中には、色々の道具を入る、船の何百里來りしといふを測る器も有り。

一、萬次郎の携へ來れる道具の中に、ヤスリの類又は樽屋道具の類多く、これは、船中の諸道具を直すものなり。

一、居宅は硝子の障子を用ゆ、又敷物はランヤを用ふ。

一、ランヤを織るのは、車を仕かけ、チン綿羊の毛をそり、夫を糸に引ませるにも車仕懸のあやつりにて人力を費やさず。

一、萬次郎、アメリカにてジョンマンと云ふ、異人メヘンタ、ジョンマンと呼ぶ、メヘンタは日本にて殿といふが如し。

一、蘭に、先生といふ事をメリケトルと云ふ。

- 一、黒ん坊は、耳鼻腕に鑲を入る。
- 一、傳藏五右衛門は、ハフ國にて、日本の名を改めず、然れども、傳藏は元の名を筆之丞と云へり、彼の國の人、筆之丞と云ふ事は、如何に云ふとも云ひ得ず、故に傳藏と改む。
- 一、ハフ國の人、アメリカを稱してメリケンヤと云ふ。
- 一、諸道具、鍋の類飯櫃杯錫にて作り、杓子は、タテハキの實を抜たる如きものを用ふ、(以上)

萬次郎は、歸朝の翌嘉永六年丑十一月六日從公義被召出新規御抱入御普請役格となる、高貳拾俵貳人扶持なり。

萬次郎雜話

以下、萬次郎の耳目に觸れし、米國その他諸國の奇事異物、國人の新聞を博むる

に足る土産話を出す。

- 一、北アメリカ三十四州有、府をヌヨークと云、惣名ヌーイングランシタイトと云、アメリカを彼地にてメリケと云、小名はブレタン、メキシコ、ラキシコ杯と云所有り。
- 一、畑開發しても、年貢諸掛りものなく、開き次第にて、ひらきさへすれば地所夥敷有り。
- 一、地下人諸掛りもの、身代に應じ割付有り、一州にての頭を取集るなり、男子は、十五歳になれば銀壹枚づ、掛るなり、此名はホックエキンと云、國王へ收るなり。
- 一、刑罰甚だ鮮し、過銀を取られぬ事なごあり、人を殺したる者は死刑なり、其外、殺す可きか殺す間敷かと疑ふ者をば、所々へ立札を出し、日限を極めて、斯々の仕業いたせし者、活す可きか殺す可きかと、衆人に知らせ、入札やうのものをさせ、殺す可き札多ければ多き方へ決定す。
- 一、寺をチヨイと云、宗旨分らず、僧と云べき者も俗體なり、着用も替らず、妻帶し

肉食す、精進しやうじんの時は、四足のものを食はず魚鳥を食ふ。

一、寺の造り方、堂塔どうとうの如くにて、高大至極しごくのものなり、惣すべて二百尺三百尺斗りなり、
(尺は日本のかれさしなり) 大なる時計ありて時を告ぐ、寺中佛像ぶつざうなし、毎月七日々々に祭まつりあり、此世界を開きたる佛ほとけを祭るといふ、祭の名シヤハマ、シヤンヘイともいふ、船中にて此祭をすると云、寺内に幾いくつともなく腰かけ有り、此祭日には、旦家だんか残らず引合各書物を持參す、住持ぢゆうぢは高座こうざに上りて、書物を持つ衆人しゆうじんに向て、何の何といふ所を開き見よと云へば、各其通りにす、住持ぢゆうぢ其所を通讀つうどくして跡あとは其譯わけを説てきかす也、終れば各去る。

一、切支丹宗門せつしだんしゅうもんは此邊へんにては無し、其宗旨の寺にては、佛像有る様子也、さして制禁せいきんにては無し、去れ共此邊は人心實義なれば、左様の恠あやしき事杯なぐさは惑まどはずと云。

一、人死すれば棺くわんに納め、僧そう來て存生ぞんせい中其身の行ひ方等をいふ、唱事となへなし、夫より墓所へ車くるまにのせ、馬うまに牽ひかせて往いき火葬そうにす (棺は臥棺ふしくわんなり) 其後墓參ぼさんもせざるや見ず、年回ねんかい

の吊つりひといふをも見ず。

一、人家來客にやらいかくあれば、笠かさを取て入る、亭主ていしゆは腰こしかけに在り、右の手を出せば、客も右の手を出し、握にぎり合ふに互あひまつに挨拶あいさつする中に腰こしかけを出し、用談ようだんをなし歸る。

一、雪隠せつちんは、穴あなを明あけて其中へ尻しりを落し入用どこのへを調る也、其内書物しよぶつ杯なぐさ持て見るといふ、溜たまりの桶箱たけはこ等なく、土を掘窪くぼめたる處へ大小便たうべんをする、小便斗せうべんりは小こさき壺つぼに溜たまて雪隠へ移す、尤大勢人いりこひの入込場所いりこひばしには、桶を掘込んで溜たまれば取捨とくせつると云、作物さくぶつの肥こしは専せんら魚類いさなにて、人糞ふんはあまりに用ひず、用ゆる時は土にまぶし干ほして畑はたけに入る也。

一、畑はたけは生魚雜類なまいさなざこを廣ひろげ置、腐くさりたる時打返して其後に種まきを蒔ま植付まき等を成す、麥あわ杯なぐさ蒔まく時は馬うまにするせほふり蒔まにし、其上を馬うまに樹きの枝亂みだれたるを引せて土をきせるなり。

一、畑はたけ作野菜等やさいは大抵たい日本も替かへる事なし、稻いねは無し。

一、米こめは唐天笠てんてんより白米はくまいにて渡る、病人有る時は必かな粥かゆに焚たいて與たまふ、彼地常食べちじょうじきの麥餅あわもち、

厚味なる故、病人に宜しからず、米は輕き故病人によろしと云、日本には表裏の違ひなり。

一、病人有て醫師迎る時、謝禮定り有り、服藥の料は藥の多少に寄る、藥は専ら油藥也丸藥も有り。

一、水風呂なし、盥にて行水す、熱病を煩ふ人は、蒸風呂を拵へて浴室にて蒸せば、發汗して治すると云。

一、妻帶するには、自分女を見て、其志したる女へ相談し、得心の時は、向ふの親と自分の親とにつげ、夫より親とも寺へ行き、住持へたのみ、住持より兩人を呼び、先の聲へ向て、其方某か娘を妻と致す所、その通りなりやと問ふ、左様也と答ふ、又娘に向て某の妻と成事相違なきやと問ひ、相違なしと答へ、夫より双方へ申渡有て菓子を出し、互に契約相濟、家に歸り、格別婚禮の喜びなどは無し。

一、酒はイエテレ國より來る、上黨の人は不飲、下輩の面々斗り飲む、酒の名ポフト

ウインと云。

一、鯨船仕出は大商と仲間にてする也、油の賣扱は本國にては上油壹升(升は日本の三升位なり、尤も夫より下も段々あり)代銀壹枚(壹枚は三メ文なり)下油は九百文位なり、マツコ鯨の油にて蠟燭を拵ると云。

一、鯨を突には、船壹艘に六人乗組て行、鯨貳本にて突當るなり、仕成には、身を捨、皮斗り取り、油を焚、粕は上薪に足し食物にはせず、エラ牙等は取込、マツコ鯨は頭より油を汲取、又糞なりとて油の如く海上に浮くものあり、是は至て高料なる者なりといふ。

一、米麥等百姓より買ふには、壹升程入る織帆の如き袋(名をアセトルと云)に一杯を代何程と定めて賣買す、商人の小賣は掛目にて賣る也。

一、人の年齢を數ふるには、戌年八月生れし人を子年十月十日に問ふ時は、二つ二ヶ月也と答ふ。

- 一、乳少き女は、子に牛の乳汁を飲ませ育てるなり。
- 一、筒の稽古するを見し事あり、北アメリカ國の内ヌソータのはなより七十丁ばかり沖に小島あり、それへ的を拵へて大筒を打つに、上手は五放して三放は中る也。
- 一、武藝の稽古は木太刀を以てする也。
- 一、火事ある時は、龍吐水にて消し方をする也。
- 一、平常、時計並懷鐵砲は身を放さず、少し隔りたる處へ行くには杖をつく、其杖はからくり有りて、事有る時は、中より劍の出る仕掛けあり。
- 一、麥蕎麥等刈るには、柄の長さ尋餘もある大鎌にて一さんに壹間程づゝの間を薙取るなり、其跡をばこまさらへの様成ものにて拾集め、こなすには、車を馬に踏込さすように仕掛けこなすなり。

一、懷鐵砲取歸りたる分は、長さ八寸位にて、筒の中に鐵の心ありて、其廻りに小豆程の玉十二入れあり、一放すれば玉出て引がね元の如く直り、中からくり有りて

玉入し處廻る様に仕掛、とん／＼と幾つも放すやうの細工なり、打方は右の手をさしのへ、目尻にて耳の根筒先とをため合せて打つ趣也。

- 一、博奕諸所に有り、家の内に貳間四方程の盤を拵へ、其上にて勝負する也。
- 一、牛羊豕諸鳥類賣る所有り。
- 一、馬豕は罌丸を切取る、皮をたち割、玉を指にてつまみ出し、跡へ鹽を入れる也、是は使馬如し此すれ精氣強く、豕は食用するに肥て味よしと也。
- 一、鳥類格別日本に替りなし。
- 一、鳥賊に大なるものあり、沖合にて鯨に見達しこと有り。
- 一、虎駱駝尾長猿狐犬等有り、珍敷もの也、鳥獸大抵日本の通りのものは居る也、竹無し鳥は居る。
- 一、象おうむ孔雀等は天竺本唐より渡る。
- 一、虎を捕に行くには、貳尺四方位の鐵の延がねを張たる板を持行て狩に出て、虎、

人に掛る所を、右の板にて受留る内、脇より人々寄り來りて劍にて刺殺す也、皮は細工に使ひ、肉は食ふ(虎の人に掛るには咽笛を目當に食ひ掛る、外をばねらはず、仍て此事也といふ)

一、アメリカ開闢より、今嘉永五年壬子まで、曆數一千八百五拾貳年なり、年號と云事なく、屯數を以て年曆を數ふ。

四ヶ月三十日 七ヶ月三十一日

一ヶ月廿八日 四年一ヶ月廿九日の月あり。

一、日本當十月はアメリカの十二月に當ると云、今子十二月なり。

二、十千十二支なし、四隅方位三拾二方あり。

一、晝夜二十四時也。

二、金をゴラルと云、通用金一枚銀十枚に當ると云。

一、銀をシルバタラと云、一枚銅錢百枚に當る、銅錢の名をシエンツと云。

一、銀札をベバマネと云、白き紙にて長さ五寸幅三寸斗り也。

一、行燈提灯、錫又硝子にて作る。

一、燈心は木棉糸を用る。

一、紅粉白粉杯、女の用る事なし。

一、白砂糖はウモメと云木の皮へ切目を入るれば汁出るを取て鍋に入れ煮れば出来る也。

一、桶類に作る木は、櫂の木程堅き木也、輪をば鐵の延がねにて拵る也。

一、蒸氣船は船底にて火を焚く、其の煙りにて臼を廻せば、兩脇に車ありて其餘勢にて船飛が如く行く、此船の名ヒチンボルツと云、又陸を行く船も有り、名はレイロウタと云、荷物を運ぶには本と船の跡兩方へ長さ三間程の家形造りの箱を幾つも引かせ行く也、此通る路筋は、鐵を車道へ敷て有り、尤送り繼場の驛家あり、本船長さ貳十間より五十間位も有り。

一、書狀の往還、飛脚を用ひず、壹丁毎に棒を立て、夫に針がねを引張り付、其針が

ねを傳ひて文箱往來する様にからくりの仕掛あり、是も早き事飛が如し、是を以送繼する也。

一、織物の機、木棉の糸を引車材木にて板を引く杯、皆からくりの仕掛にて拵る也。

一、店家は石硝子にて圍ひ、其中に諸品出しあり、至て見事なるもの也。

一、傘の形、日本の如し、尤大小有り、木棉にて張蠟引なり、骨は鯨のエラにて作る、合羽は羅紗也。

一、外療日本に同じ、灸治することなし、病によりて腕より血を取る事を見たり(種痘にも専ら行はれ手術日本へ傳來の如し、天然の痘感をさるよし也)

一、南アメリカの南の鼻なる瀬戸の上に、動かざる雲三つあり、白き雲一つ、黒き雲二つ、いつにても有と云。

一、彼の土には北極星有れども南極には星は無しと云。

一、ウワフ國の邊りは年中丑寅の風斗り吹くと云。

一、裸嶋キンメルグと云嶋は、鐵物なし、石を以刃物とし船をも造る、丸木の内を彫て、長さ三四間斗りも有る船あり、外より遠見すれば、獸の皮にて造りたる様に見ゆる也。

一、ヌベツリータより長崎まで、船路日本道にて壹萬四千里斗りと云、日本壹里三十六丁と定る也。

一、北アメリカとメキシコ國との中に、テキシタと云ふ國有り、夫を双方より奪ひ合つて戦争なり、兩方より鐵砲を放ち合ふを、日本道一里斗り沖より、船中にて遙に見たり、誠に珍敷事なりと云、此戦終にアメリカが勝たりと云。

一、何間或は幾尋といふ事無し、始終何尺と尺の數を以唱ふる也、間の場は竿有て其丈け十六尺半也、此名をポラル又はフアデスともいふ。

一、尺は日本曲りがねと同じ寸厘なり、尺の名メジャ、ルウルとも云、何尺の尺をス

ヲット寸をインチ。

一、アメリカと天竺の間、西紅海（レテシイ）の近邊ラシカアと云國あり、此國人女房を數人娶る、地一反あれば妻壹人を娶る、貳反に貳人拾反に拾人を娶る、田地の數に隨ふ國法也、其夫死去すれば其妻幾人たり共燒殺し、夫と一所に葬るの國法とぞ、此事アメリカ邊の國々の風俗をあらはしたる書籍にて見たる事ありと云。

一、鯨船新造の時、凡銀三萬枚斗りかゝると云、大抵壹年位掛る也、尤人數餘計掛る時は、半年にても造り上る也。

一、畑作の内、大根は漸く此節種渡りて、大指位に出来るを、人々珍らしがりて見せ廻る也。

一、軍艦大船を三段船と云、石火矢七十挺づゝ三段にして、兩脇へ打つ様の仕掛也、橋ほしら三本帆三十二反、水主五百九十人乗、貳段船七拾挺、貳段に備へ有り、人數三百人乗橋三本也、小筒貳拾四丁人數百五十人乗、橋ほしら貳本帆參拾反と云。

（以下、アメリカの文字言語四張半略す）

幸寶丸漂流記

編者いふ、本談原本は、極めて稚拙ちせつの記述にて、多數の素人繪しらうゑを挿み、全體のうぶくしき、唯一の原本げんほんかとも思はる、最後に、霞丘曰く云々予漂流水主みづぬしもと對話の時、黒瀬川の事に問ひ及ばざりしを遺憾とすといふやうの附記あり、或は、霞丘といふ者の筆記に成るか、原文澁晦じゆうくわい、其意を取りがたき節あり、今、私意を以て改め正し、或はテニハを補おぎなへり、異船内所見の器物の圖の如きは、今日其要を認めざれども、古拙こせつの標本へうほんとして一斑を留むるのみ。

紀州田邊より放洋

阿波國撫養港天野屋兵右衛門手船幸寶丸、千百石積 己ノ拾五年造

齋田鹽六千百五十俵 肥後米百五十俵 藍玉百五十七本 貝百六俵

沖船頭 德之亟四十五歲 文 藏三十七歲 幸 助三十一歲 由 藏三十二歲

次之助廿七歲 菊 藏十八歲 惣 八三十三歲 大 助十九歲

辰 藏廿二歲 喜加藏十九歲 辰 藏十七歲

拾 壹 人 乘

幸寶丸が、右の荷物を積み込み、阿州撫養港を出帆したるは、弘化元甲辰年十二月廿一日なりし、同夜は同國橋浦に入津し、同月廿六日朝六つ時西風にて橋浦を出帆し、紀伊國田邊口を乗入れて滯船せんと志なりしが、風風て同所まで及ばず、然るに、暮六つ時より北風となり、同夜五つ時より風烈しく雨さへ伴ひて浪立ちたれば、己む無く上手（阿州の方）へ走りたれども、風雨彌増強く、凡そ三尺四五寸も淦水入りたり、是に於て帆を下げ、一同必死に淦水を搔出したれども、更に其の甲斐無く、既に船玉（編者いふ、船玉は船内の小名）さへ保ち難く見えたれば、據無く積荷物

に手をかけ、之を刎ね捨て、辛くも相凌ぐ間に夜は明けた。

さて、十二月廿七日とはなれり、何分にも淦水は減らず、追々荷物を刎ねすて、船足を輕めたれども、船の腰當船梁にも痛みを來し、殊に北風烈しかりしかば、船中一同力限りに働き、船玉を突かせ居たるが、遙に紀州土佐の地方を見、殊の外沖合に流されたるを知れり、夜に入りて風少しく和らぎたれば、明る廿八日（十二月）朝に、帆を巻き上げ、酉戌の方に向ひて走らせたるが、風波又西に變りて追々吹き荒れ、波を打ち込み、外艦を打落す、今は力叶はず、下手（伊勢の方）に向け、帆を下げて突かせたるが、十二月廿九日には、西風大荒れに荒れ吹きて、何分にも、船玉危難に迫りたり、己むを得ざれば、帆柱を打ち切りしが、この時、橋船を痛め、又船玉を損じたれば、せん方なく、貳挺の碇をたらしに引かせ、正月二日まで、流るゝまゝに打ちまかせ、次第に沖合に漂流す、同三日南風となりたれば、假橋に帆を巻き上げ、地方へ向けて走りしも、それも東の間にて、同日晝時より、又大西風になりたれば、又々楫

を折り込み、碇を引かせ五日まで流しける、五日に風風なぎ南風になりたれば、申帆にて走らせたるに、六日の晝時より又西風に變り、せん方無く又々楫を折り込みて流し、七月八日大西風吹き續くのみなり、九日八つ時頃に至り、風漸くなぎしが、辰己の方に方りて始めて嶋影を認めたり、船中一同力を得て悦び、右の嶋へ船を寄せては如何いかやと言へば、船中心得あるものは、不安に思ひて決心しがたし、よりて洛東清水觀音へ祈願を込め、御闈みくじに伺うかがひたるに、右嶋に寄せまじくとの闈下りたれば、その儀を見合せたるに、同日夜に入りて風風なぐ、明る十日の朝元船に筈とほを葺ふき直し、假橋かりはしらにて走らせたるが、夕方に至りて南風に變る、然るに、此時船玉諸方は追々痛み、取楫とりかぢを取ることでき難がたかりしかば、艫流どもながしに流す。

上りて見れば無人島なり

十一日八つ時比ころ、又戌亥の方に小さき嶋見ゆ、十二日、船中貯たくはへの水少なければ、

彼の見へたる小嶋にて水を得んものと、追々近づきてその夜の八つ時比漸くその嶋に船がゝりす、翌十三日橋船をおろし、右嶋に漕こぎ寄せて近づきたるが、見る所、屏風べうぶを立たる如き斷崖だんがいのみにて、寄よりつくべきやうなし、尙も橋船にて、諸處を檢め見たるに、嶋の申西さるどりの方に當りて磯蔭いそかげあり、それに橋船をこぎ付け、嶋に上りて諸方を見廻りたれども、水らしきもの一向に無く、只岩穴に少しばかりの雨水の溜たまりあるのみなり。

さて、船玉は、年積としつもり、殊ことに前段ぜんだんにいふ如く、時化しけにて諸方殊ことの外破損はそんしてより十日になり、外艫そとごもの戸立双方とも裸はだかになれり、此の様子にては、最早此の船も保たもち難がたかるべく、一いっ同乗船どうじょうしたりとて助命じよめいは覺束おぼつか無しと、一統評議どうへうぎの末、兎も角この小嶋に上る方然るべしと決着けつちやくす、依て、橋船にて、糧米りやうまいは勿論、船中有り合せの食物並ならに着き類るゐ手道具等てどうぐらうを移し、磯蔭いそかげより上陸せり、橋船は、さきに橋はしらを切り倒たはす時、大に痛みたりしが、漂流中にそれ〱〱作事を加へしなりき。

爲す可き仕事も無く、只營信心を凝し、朝夕日本へ渡海の出来るやう立願のみなりしが、諸神佛の加護にや年も改りたる正月七日の夜には、銘々左の如き瑞夢に、其の奇特を感せぬものも無かりし。

元船にて江戸に乗込みたる夢

徳之亟

弘法大師様が御迎に參られぬ夢

幸助

何國の船とも見へざる立派の塗の船來る

兼藏

在所より迎に來りたる夢

惣八

嶋の住居になりてより、飯米漸く少き模様なれば、一日にても食ひ延ばすこと肝要なれど、一人一同に、白米壹升づゝのことに定め、水は最初天水を圍ひ置く水溜、青さ生え茂り、鳥糞満ちて用ひにならざりしが、種々に工夫の末、雨の降りたる節、その清き所を少々づゝすくひ取り溜めて圍ひ置く事となして辛く間に合せたり、尤も、三月下旬より四五月の内には、海上穩かになる時節なれば、その節を見斗ひ、橋船に

て歸航する積りの處、橋船は既に破損したれば、最早その望みも絶え、唯食物乏しくなりては、詮なしと、磯に海苔を取りて食ひ、又快晴の日には、魚類貝類を捕りて食ひ、少しにても食ひ延ばすを專とせり。

信念通りて外國船來る

日々右やうの悲惨の暮しを續け、猶この嶋に、限りなき日を送らんことは、餘りに歎かはしき事なれば、既に渡海の望みは切れたりとはいひ、尙も未練の心絶ちがたく、渡海の工夫より外無し、尤も二月八日は、四國の讚州象頭山金比羅様の御銘日なれば、心願を込めて當日をまち、のろしを擧げて救ひを乞はん、幸に金比羅の神力にて、その火の手が地方に顯はれ、火柱とも見えるものならば、地方は勿論、唐日本の廻船の人目にかゝり、不思議に思ひて、右火の手を力に、助く人も參るべしと相談し、嶋なる草木又は流れ木を拾ひ集めて、皆々一心に金比羅神を念し、二月八日を相待ちたり。

然るに不思議なるかな、恰もその二月八日なりしが、沖合遙かに船影を見どめたれば、諸神の助け信念の效と、一同力を得て勇み立ち、只管その船を見つめ居たる事に、漸く近づくに及びて、異國船に紛れ無きこと明になれり、是に於て又々一同驚きたれども、今更仕やう無ければ、又精神を込めて清水觀世音を念じ、御闇に吉凶を占ひたるに、

網無うして淵を窺くが如く、樂むべきばかりなり

の御闇を得たり、一同は決しかね只見物する間に、異國船は、嶋を目ざして走り寄りしが、漸く嶋近くなりて、向き變へ、外洋に戻るが如し、一同は心も心ならず、何時まで此嶋に居たりとも、日本へ歸航の便りあるに非ず、且つ日増しに食物乏しく心細し、たとひ異國船にても、助け呉れるに於ては、此方より願ひて助け貰ふに如くべからずと言ひ合せ、又々御闇に吉凶を伺ひたるに、この嶋に居るべしとの御闇出づ、依て、一同彼是相談する間に、外洋に去ると見し異船は、二艘の傳馬をおろし、船中の

大勢乗り込みて漕ぎ出し、嶋際まで來りしが、例の磯際より頭分壹人外に手かぎのやうなる物を持ちし者従ひて上陸し、此方の住居に上り來りたり、その時、此方の者は、五人居たりしが、打驚きながらも、我等は日本の船子なり、漂流して困苦せり、助け給はれと言ひたれども、言語更に通せず、これによりて、何れも手を合せて拜み、心中を示したるに、異人始めて其言を解したる風にて、指を出し、日本人幾人あるやと問ふ、此方は指數を拾壹出し、拾壹人の旨を答ふれば、異人々數を改め、磯際へ下るやうに仕方するにぞ、一同は、橋船の破船したる場所に参りたり、この時、破船したる橋船の船泊をかき、又はけづり扨して居たりし者一人ありしかば、實數は十貳人なりし、異人は更に、漂人全部の外に、拾貳人の異人を連れて、住居の石室に至り、人々の手道具食物飯米等を残らず運びくれ、傳馬にて本船に一同を移したり、時に二月八日夜五つ時なり。

本船に移るや、銘々に、水壹椀と菓子と與へ、館の下方を片付けて、そこに居らし

めたり。

又一艘の難破船救はる

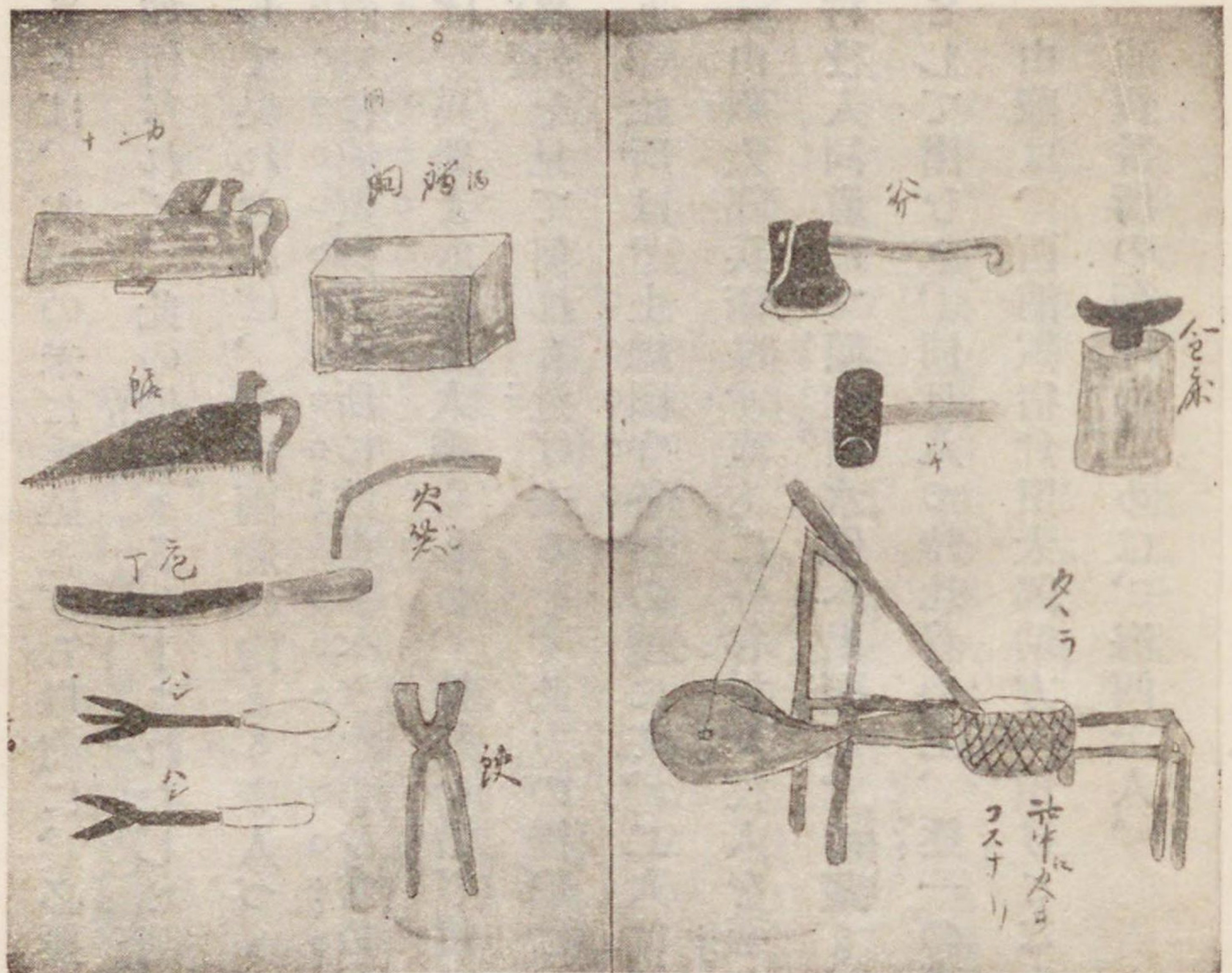
異船は、當夜そこを出帆し、己午の風にて地方に走り、明九日小さき嶋々を見かけて追々走り寄りしが、この時、日本船に相違なき船、船玉は既に湓水道にて浪中に埋み込み、乗込の人命今にも危き一船を認めたり、助け呉くと叫ぶ聲聞えて、目も當てられぬ慘状なり、その言葉異船の人々には通せざれば、幸寶丸の人々異船の者に向ひ、彼の日本人の生命危き瀬戸なり、切に助け下されと頼み入れしに、異船即ち近く寄り添へ、橋船をおろし呉れたり、徳之亟に水主由藏之に飛び乗り、早速難破船に近づきて救助すべきを告げ、此方の異船には、飯米豊ならざれば、其元の積米有らば異船に積入るべく、又異人には言葉通せざれば、手を合せて拜み、助け呉れよとの意を表はさるべしと教へ、先づ五人を異船に乗り移らせて異人の前に連れ行きたり、五人

手を合せ、救助を乞ふの仕方をなし、異人異議なく承諾したれば、又引返して残る六人を本船に移し、何れも無事なることを得たり、この難破船は、奥州南部の佐野なる千壽丸とて、沖船頭祐助乗組、下總銚子なる幸藏外拾壹人乗のものなりし。

南部船の者共は、異船に乗り移りて、日本人の數多乗組居たるに驚きたるが、幸寶丸の人々も、前段の始終を語り聞かせ、互に助かりたる幸運を喜ぶ外は無し。

急使二回に上陸す

さて、同日晝頃より、地方に向けて走りしが、浪冠りの嶋五つ見、それより夕七つ頃、又々嶋を見しが、十日よりは西風に真切りて走り、十五日より東風に變り、十七日に、上總の國九十九里大東崎へ走り寄り、同日晝頃同國奥津浦に近し、最早日本の地なれば、何卒此所へ一同を揚げ下されと、厚くこれまでの禮を述べて上陸を乞ひたれども、異人聞き入れなく、強て願ひ入れたるに、異船の船長、茶碗に水を入れたる



(二其前同)

領主に願ひ出で、直ちに送り遣はすべしと、再三頼み入れたれども、此の地方に船を寄する時は、風吹きて浪立ちたる時船を懸けおきがたく、殊に寄りては船危しとて、此所へ船を寄することを聞き入れず、幸寶千壽兩船の船頭、種々談合の上、何卒、一刻も早く、陸上に注進して、沿海の諸侯を騒がせたくなく、そのみ第一氣に懸れば、改めて又、異船の船長に、先づ水主の内兩人だけを上陸させ下



(具道諸の内船鯨捕國外しり残に目の客漂丸寶幸)

と米とを手にし、この貳品切れたれば、是非とも江戸へ乗入る積りなり、こゝより上陸さする事は相成らずと説明す、若し斯くならば、日本人を助けたる事や、何國の船が何の爲めに乗り入れたるやを知らざる沿海の村々津々より注進を馳せて大騒ぎとなるべく、又御掟を承知しながら、日本人が異船に乗り居ること不埒なりと、官の御咎めも恐ろしく思ひたれば、此所より上陸の恩を得ば、水も米も、

さらば、本船の未だ乗込まざる以前に、必要品の手配をも爲さしむべし、強て願ふも如何なれど、此の儀聽き入れ下されたしと請へるに、船長始めて得心し、橋船をおろして呉れたれば、幸千兩船の内より壹人づゝ由藏太郎兵衛を選び出し、上陸の上は、直ちに浦賀御奉行所に注進すべきを言ひ含め、浦賀御切手を持参せしめて乗らしむれば、異船よりも五人乗らしめ、橋船を漕ぎ出さしむ、幸ひ地方に、漁船居たりしが、異船を見て何れも逃げ去るを、此方の橋船は、之を追ひかけ、漸く漁船に乗り移りたり、此所は、上總國守谷村の濱にて、二人は即ち上陸す。

由藏太郎兵衛は、直ちに守谷村々役人を尋ねて、仔細を注進し、更に、太郎兵衛は、村役人同道にて領主清水侯へ出頭し、由藏も村役人付添にて十八日浦賀御番所へ注進として出むき、同日八つ時比着の上、逐一の事情を訴上せり。

由藏は、西浦賀宿倉田太郎助方へ預けとなりしが、この時、浦賀番所の御備場堅めは、海四千人、

松平大和守 陸二千人

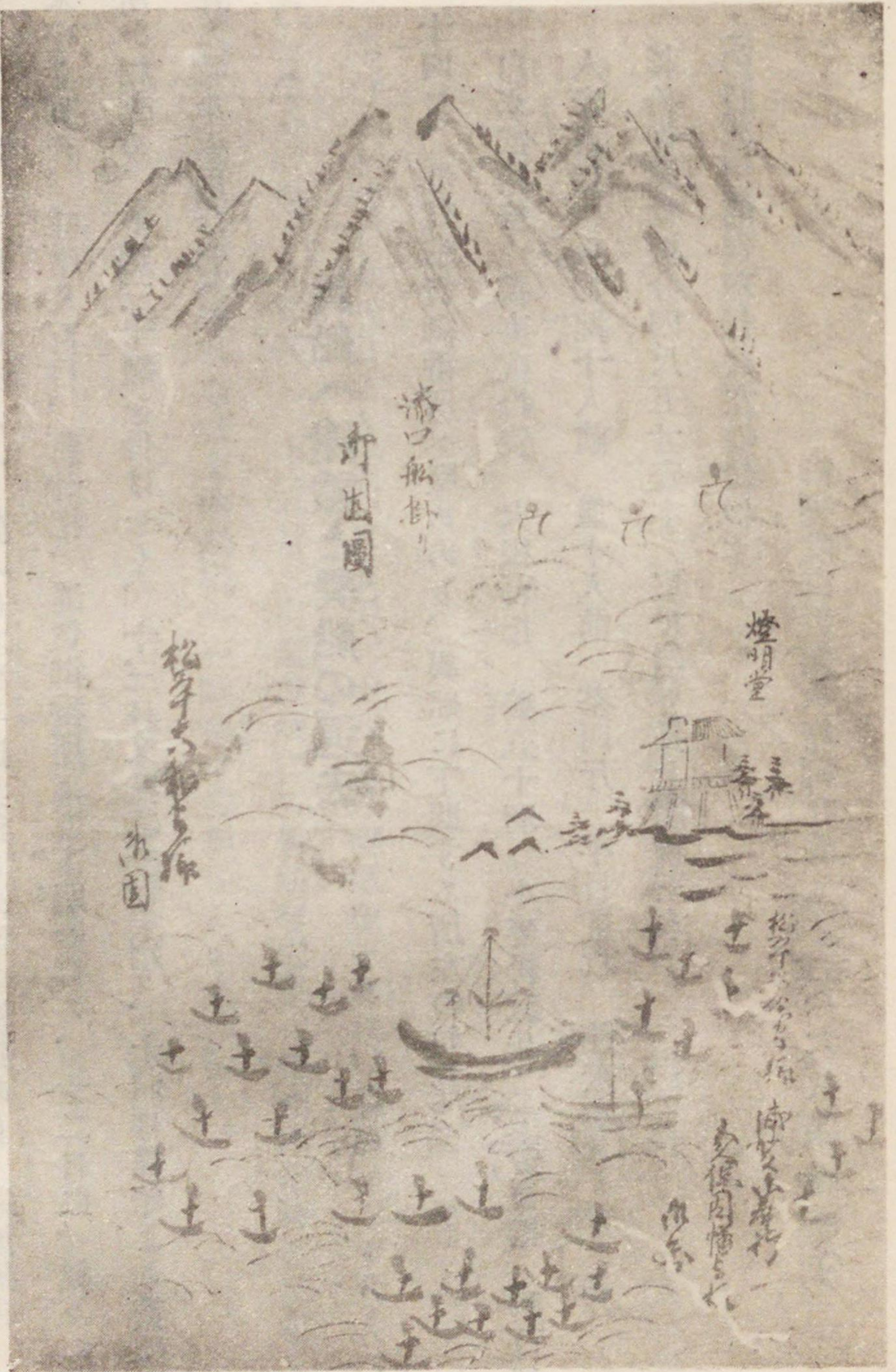
松平下總守 海六千人

この節、安房上總相模の浦々在々、人足御用船にて警備中なり。

二月十七日の八つ時頃、異船房州乙濱沖に來りしが、地方も近く、漁船も見えられたば、幸千兩船の船頭は、成るべく早く陸上に注進したきのみを望み、漁船を呼びて、此所より浦賀までは何程有る哉を尋ねたるに、四十五里ある由を答ふ、又、守谷村より浦賀までの距離を問ひたるに、三十四五里ありと答ふ、さては、守谷村に上陸させし者、江戸より浦賀へ、注進し廻りては、時日遅れる嫌ひありとなし、こゝより又二人上陸せんことを請ひて聽され、幸助（阿州船）留藏（南部船）を乙濱村に上陸せしめたり。

兒戲に等しき四百艘の引船

然るに、此の日夕七つ時より南風となり、乙濱沖より十八十九兩日眞切り、廿一日は西風廿二日は大風雨となり、廿三日は西風にて下へ流れ、廿四日同斷、廿五日西風にて和かになり、廿六日より東風となり、廿九日は地方に走りて總州犬房崎より上手となり、同日八ツ時頃は九十九里濱の中程に來り、其夜は眞切りて走り、晦日の朝五つ時には、南風となりたれば又々沖合に走り出し、三月朔日南の風雨、三四日は西風、六日西風和かにて東風に變り、七日八日九日までは、地方に向ひて走り、十日朝四つ時房州洲の崎に走り寄りたるに、同所陣屋より早船乗り付ける、一番乗は松平下總守内の市川半六船、それより追々引船來れるが、二番は松平大和守内、三番は浦賀番所の船なり、然るに、偶北風となりたれば、房州洲の崎に引込み、引船凡そ百七十艘にて同所に船がゝりす、この時右松平下總守より、漂客十八人へ食事を給はる、かくて、十一日明六つ時同所出帆、引船にて浦賀の濱口に着きたるは暮六つ時なりしが、引船凡そ四百艘にて入津せしむ、又下總守より十八人に食事を給はれり、十二日、異



(浦賀に入りたる漂民送還の外國捕鯨船と、我が警固船の群れ)

船にて、幸・千兩船の拾八人、銘々に衣類手道具包もの等の検査あり、以後毎日、白米壹斗五升、味噌八百目、薪廿把、浦賀御番所より下賜せらる、十二日に、銘々の國所を相改め、番船三十艘を付けおく、十三日又持物改めあり、十四日異船より貰受けたる物を返戻せしむ。

異船へ謝禮と異船の退去

十四日、浦賀奉行御番所へ堅めあり、異船に下賜する所左の如し。

白米貳拾俵 搗麥貳拾俵 大根百把 鶏五十羽 小麥粉貳斗 牛旁百把 薪百把
人參百把 吸物椀十人前 皿十人前 茶四斤 平目貳枚 鮪壹本
杉拾壹間物振分四尺五寸壹本 三尺廻り長七間物三本

この時の、浦賀奉行は左の如し。

御書院御番頭次席御在勤 高五千石 大久保因幡守

同格

高三千五百石 士岐丹羽守

阿波船南部船拾八人御引取は

御出役御奉行名代 用人衆 二人

與力衆 四騎

同心衆 六人

通話 壹人

奉行よりは、十一日より十四日まで、十八人に御飯を下され、異船は、十八人に別れを惜み、歎くこと甚し、十五日、引船數艘にて異船を引き、房州洲の崎まで送りて相分る、此方の水主は浦賀東西船宿へ一時預けらるゝこと左の如し。

阿州船水主は西 倉田太之助

南部船水主は東 喜多五左衛門

恩船は米國の捕鯨船

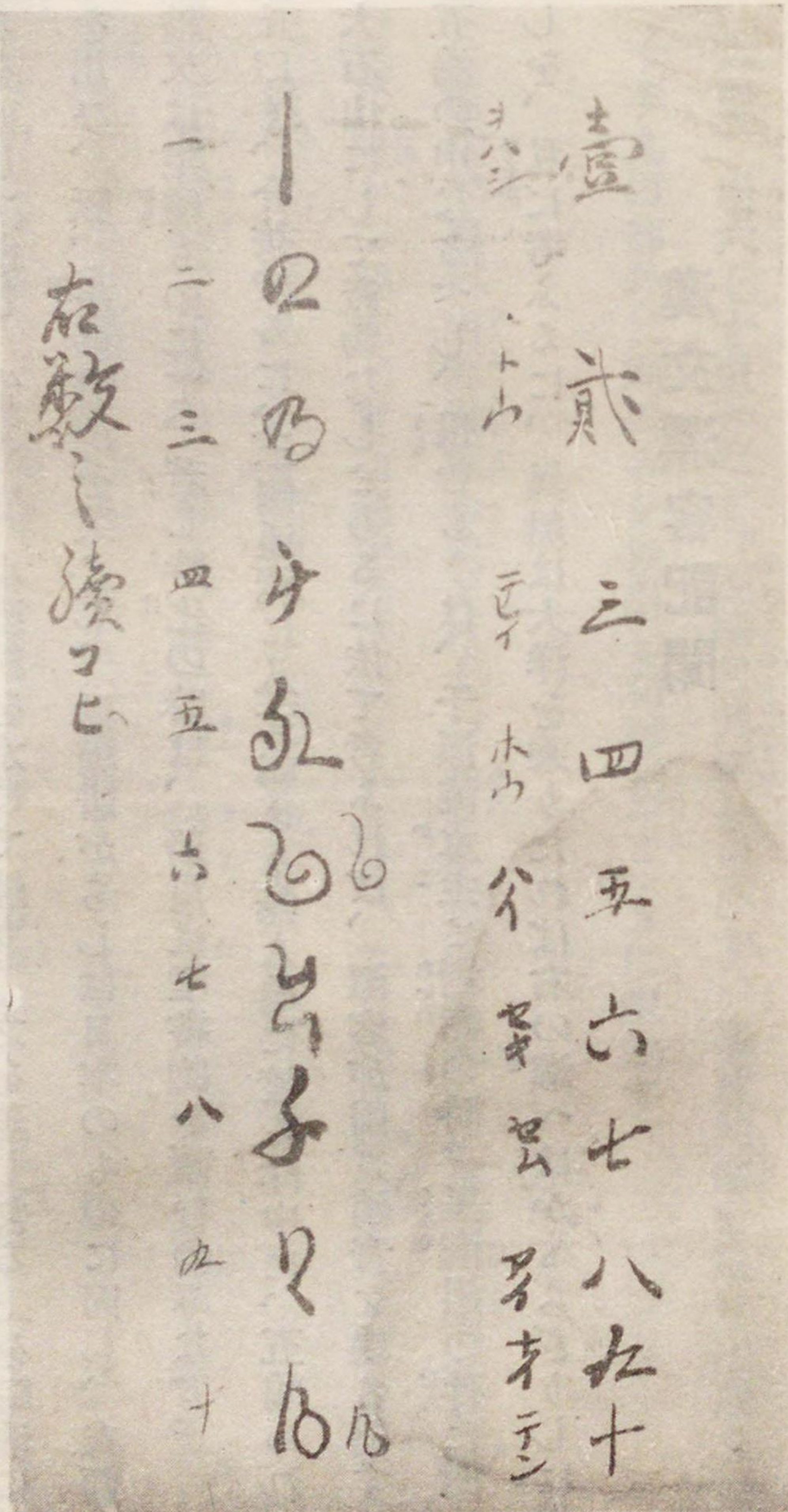
さて、以上にて、我が漂客の始末は盡きたるが、之を助けし異船のことに關しては、其の記載完からざれば、こゝに、之を拾集して附記すべし。

異船は、アメリカ國マリケの捕鯨船にて、船の名をアングリヤといひ、船長をカビタといふ、船は、長十九間五尺五寸横幅四尺四寸深さ三丈にて、わが三千石積程に當る、橋三本の中、最長十四丈三尺、帆數十三枚、國に歸航する時は、特に二十八枚の帆を擧ぐ、楫一本、橋船六艘、桁十一尋一尺、水主貳拾壹人、外に黒人七人にて、二十八人乗、黒人の名をベリス、サエモン、サイリヨウ、炊の名チヨテシオリ、料理人の名ハヘリ、桶工の名カバ、大工の名フランクといふ、其の言語の中、漂客の覚え知りたるは、

- 壹チハン 貳トウ 參レイ 四ホウ 五ハイ 六セキ 七セム 八アイ 九ナイ 十テン

- 橋イハシ 帆セル 桁ハシキヤ 日本船ジヤフネ 米ライス 糯米ライシ 菓子パン 橋船ボウ

(幸寶丸船員の覺え歸りたる算用數字)



阿南兩船の船頭は、救助せられて乗組たる日より別るゝまで、異船々頭と同様に取

扱はれ、朝夕の食事も同様なりし、茶は、日本の雁喰豆の形したる白豆を煎り、粉にしたるを煎じて飲む、常食は、小麦粉を水にて煉り、之を蒸したる上を鯨油にて揚げたるを用ひ、豚、牛の鹽漬を菜とし、砂糖唐がらしは日本のものに同し、衣類は何れも羅紗又は毛織ものにて、若し時化の時は、船員は唯書物を讀むのみなり。

霞丘曰く、今按ずるに、三國通覽に八丈嶋より無人嶋に渡る洋中に、五嶋あれども、只一大石山にして産物なしとあるに依て考ふれば、漂客が岡さ嶋青ケ嶋と稱するは、此の五嶋の中なるべし、恨むらくは、予漂流水主と對話の時、黒瀬川の件に聞き及ばざりしを、私に考ふるに、異船は大洋を乗りたれば右の瀬へはかゝらざりしにや。

漢文漂客記聞

紅海堂主人宇田川興齋の著に、『乙巳漂客記聞』一冊あり、安積良齋及び鹽田順庵の序、翠峰源汪然の跋を附す、幸寶丸千手丸兩船の漂海録なり、阿人徳之丞

奥人松兵衛に某家に遇ひ、其顛末を叩きて筆記せるものといへば、比較的信憑するに足る、惜い哉、漢文にして、『正月十三日天明霧收、始見山形、高可三六里、周六七十里』など、距離尺邦制を用ひず、事實明確を缺けば取らず、唯、千手丸の部外二則のみを抄出し和譯してこゝに附記す。

松兵衛は、奥州南部娼家の主人なり、將に江戸に赴かんとす、適千手丸往く、乃ち之に陞りて發す、實に弘化乙巳正月十一日、釜石港を起碇す、(編者いふ、船名、彼には千壽丸とあり、何れが正しきやを知らず)

正月十三日拂曉、金華山に着き、神に詣て護摩を焚く、(巫・薪を焚き經を咒し、以て神に祈るを呼んで護摩と曰ふ、奥人の發船する、必ず神を此に祭り、以て海上の平安を禱る) 山に鹿多し、性閑雅、能く人に馴る、俗呼んで山神の使者と爲す、賽者米麥を與ふるを以て常と爲す、此日や、勘藏なる者、親ら米粒を掬ひて之に與ふ、忽ち

一鹿奔騰し角を振つて之に觸れ、流血淋漓たり、蓋し山神豫め凶を示すなり、榮治郎なる者、仙臺に事有り、船を撒して別れ去る、己牌放洋し、夜雪ふる、田代港に泊る。

十八日、風極めて猛なり。

十九日、天氣晴妍なり。

二十日、岩城平に入らんと欲し、常陸洋を馳す、未牌異風に轉ず、止むを得ずして將に平方港に泊らんとす、風益々烈しく、亦入ること能はず、岩城を距る五六十里に垂んとし、風乾に變り、雨交々至り、四顧晦暗、嶋嶼皆失す、船は異位に流れ、其幾百里なるを知らず。

二十一日、朝、一石山を見る、形筈を呈す。

二十二三四日、並に風猛く、此に至りて貨物已に半ば海に没す、忽ち猛颯一發、控樓摧靡し、浪頭奔り入ること瀑の如し、防ぐに篷席を以てす、船底も亦毀損し、漏水蹠を没す、而して其の處を知る莫し、神に祈り籤を取る、示して曰く舳なりと、衆・

力を併せて貨物を撥し、果して一隙孔を見る、奔水輪を成して突入す、栓するに弊衣手巾の屬を以てす。

二十五日、大綱にて船腹を纏縛す。

二十九日、桅を斫る、松兵衛は素商人、船の搖くに堪えず、暈嘔交々至り、絶食五日なり。

二月五日、風東に轉ず、假桅を立て、地方に馳す。

六日、風微しく恬なり。

七八日、地方に向ひ走ること八百里許り、此の夜、富吉なる者、白衣の異人片船に乗りて救ふを夢む、船長の夢亦相合ふ。

九日、朝一山を見る、皆曰く海狗嶋なりと、乾位に走ること數十里、又一山を見る、相距ること漸く近し、始めて蠻船たるを知る、皆曰く、三桅にして淺葱の帆を掛くる者、磯咭利船たるを聞く、想ふに即ち是かと、恐懼度を失す、船益々近づき分明に赤

白横條の帆を見る、望むに千里鏡を以てすれば、邦人船上に停立し、我を招ぐの態を作す、乃ち望子と爲す、大に叫びて救を乞ひ、彼亦就應す、已にして蠻船に入ることを得たり、初め徳等の救に遇ふや、祥夢皆前夕に在り、此の船も亦然り。

十四日、官大に物件を蠻人に賜ふ、土岐侯總督たり。

- 精米 二十苞
- 蕃薯 二十苞
- 大麥 二十苞
- 麵粉 二斗
- 羅菘 一百束
- 胡蘿 一百束
- 午旁 一百束
- 鶏 二十隻
- 薪 二百束
- 茶 五斤
- 磁盤 十具
- 羹椀 十具
- 板魚 一隻
- 鱒 二隻
- 清水 數百槽
- 杉材 四根 (一は長け六丈、三は長け三丈六尺)

邦人將さに船を出でんとす、蠻人皆號哭悲慟し、悽愴憐む可き狀有り、訣れに臨み

て、人々其手を握り、離恨愈々切にして之を握ること愈々緊く、崑崙奴の如きは其情最も切に、涙盡きて眼胞腫るゝ者有り。

播州人米國漂流始末

編者いふ、本談は、歸朝者が、地方官へ出せる口書なり、読み易からしむる爲めに、被^ひ雇^は、爲^{いた}致^{させ}、奉^ま申^ま上^しの類は、悉く書き下しに改めたり。

本談中に見ゆる在清國日本人壽三郎音吉のことは、全集（八六六頁）にあり。次に出せる濱田彦藏の漂流談も本談と同一船の事實なり、本談乗組人名中に彦太郎とあるもの即ち彦藏なるべし、次作龜藏兩人の名は、彦藏漂流記中にも見ゆ、但、彼は彦藏を主とし、是は源次郎等を主とし、互に出入詳略を異にするを以て、双方を收刊す。

口書

（播磨國）加古郡古宮組西本庄村淺右衛門事

源次郎 當卯二十九歳

清太郎事 性兵衛 同三十三歳

甚八 同四十四歳

助兵衛 同三十八歳

同郡同組東本庄村喜代藏事

一、其方共儀、去ル六ヶ年己前（嘉永三）戌年中、攝州大石村松屋八三郎船にて雇はれ、同國神戸を出帆いたし、洋中難風に逢ひて漂流し、外國船に助けられ、唐國より長崎表を送り來り次第、具に之をやす可し。

熊野浦の烈風強雨

此儀、攝州大石村松屋八三郎船に相雇はれ、去ル六ヶ年己前（嘉永三）戌年九月中、左之者共十六人乗組み、左之品物積入れ、攝州神戸を出帆いたし、江戸表へ着船荷上致し、又同所にて荷物積入れ出帆致し、相州浦賀にて又荷物積入れ、同所にて便乞壹人乗組、都合十七人之者共、並積入之品左之通に御座り。

千五百石積船主 攝州兔原郡大石村 松屋八三郎

神戸にて船積荷物

一酒 一砂糖 一荒物類

右者江戸入船靈岸嶋大川端問屋中西新八郎方を荷上仕りひて又ひ同所にて同人方より積入ひ品

一紅花十三個 一麻五個 一小箱壹ヶ

浦賀宮原屋より積入之品

一小豆貳百俵 一大豆百八十二俵

同所飯塚屋より積入三品

一小麥百俵 一大豆貳百俵 一鰯粕貳百俵

同所藤並助左衛門より積入之品

一くるみ三十三箱

乗組之者左之通に御座ひ

御領分 加古郡古宮組宮西村船頭 死萬 藏

年齡死去致候節六十三歳之由

同 同郡同組西本庄村同 次 作

年齡當時三十三歳之由

同 同郡同組古宮村 彦 太郎

右同斷二十歳之由

伯州中村郡長瀬村 水主 與 太郎

右同斷三十二歳之由

紀州加茂郡鹽津 同出奔 岩 吉

同二十七歳之由

備中淺口郡勇崎村 同 德 兵衛

同三十五歳之由

伊豫國岩木浦 同 民 藏

同三十歳之由

讃州安治濱 同 京 助

同三十六歳之由

攝州八部郡神戸 同 幾 松

同四十四歳之由

藝州因之嶋之内むくみ浦同 龜 藏

同二十八歳之由

異船連被歸候者

攝州八部郡神戸

楫取

長

助

同五十六歳之由

藝州瀬戸田

炊

異船取殘
候者

仙太郎

同二十八歳之由

右拾三人の外私共四人都合十七人乘に御座也。

一、去ル六ヶ年己前戌年九月十五日、攝州神戸出帆致し、同十九日風雨に付、紀州大島へ入船相見合、同廿一日同所出帆、翌二十二日又ハ風悪しく故、九鬼浦に入船致し、十月六日迄滞船、翌七日出帆致しハ處、又ハ風悪敷、同月八日志州安乘浦へ入船致し、同月十二日出帆、同十五日相州浦賀へ入船致し、同所御役所にて御改受け、翌十六日出帆、同十九日江戸入船、靈岸嶋中嶋新八郎方へ荷上致し、又ハ右同人方より前書之通荷物積入、同廿二日出帆致し、翌二十三日相州浦賀へ着、同所にて又ハ前書之通荷物積入也、然る所私船主之同國松屋又左衛門船も、浦賀に居合、右船中水主古宮組東本庄村松五郎と申者より相願也、古宮組同村善太郎と申者、船中見習に連參りハ處、歸國いたし度と申間、其船にて連歸り吳ハ様便乞也付乗組ませ、都合

拾壹人乘にて同月廿六日浦賀出帆致し、大阪兵庫邊荷上之積にて、廿八日迄順風に付登りハ處、廿九日夜四つ時比、紀州熊野沖とも存せられハ邊にて、俄に風雨烈敷相成、西之方を強く颯り、翌晦日夜明にハ處、靄立ちハて一向目當分り申さずハ得共、西之方に向颯り、同日八つ時比、俄に北風（に）變り、高浪にてあか五六尺も入り、難儀致しハ處、楫損じ右高浪にて危く相成ハに付、船中一統相談之上、帆柱を切り捨て、拾七人共髪を切り、神佛を祈り、船之表に碇貳挺釣り、流れ次第に致し、荷物少々刻（すてること）相凌き也、翌十一月朔日西風に替り、辰己之方に漂流致し、翌二日夕方、八九里斗東之方に小嶋相見へ、翌三日夜明ハ處、彼小嶋四五里斗戌亥之方に相成也、又ハ北之風（にて）貳拾里斗出で峰三つに相成ハ山相見え、是こそ八丈邊にてもこれ有るべき哉、左ハ得ば、昨日より相見えハ小嶋は、青ケ嶋にてもこれ有るべく、何とぞ彼青ケ嶋へ漂着致し度と、一統也ハ得共其義能はず、然る處三里斗子之方に、是又漂流船と相見へ、帆柱これ無き船壹艘相見へ也儘、十二月四日迄辰己之

方を漂流致し、翌五日風尙更烈敷高浪にて、船張り折れに付、船損じ、四五尺もあか
 (船内へ滲入する水をあかといふ) 入に相成れに付、衣類を破りあかの道を留め相凌
 ぎ漂流致し、同十九日又は大雨高浪にて阿伽入に相成れへ共、色々相防ぎ、五十三
 日程之間、右や上は小嶋之外に、何方にも一切山陰見へ申さず漂流され、一統相歎き
 罷在り義に御座り。

五十三日目に亞米利加船

十二月廿一日朝、西の方遙かに帆掛り船相見へれ共、帆柱並楫等これ無ければ、
 右船へ近寄る事も相叶はずに處、右船追々近寄れに付、船中一統之者共手を上げ、助
 け呉れ様之體を致し見せに處、先方より追々近付れ得共、洋中高浪にて、大船最合に
 得ば、双方とも船損じに付、先方之船帆をおろし見合れ様子にて、手招ぎ致し助け
 呉れ様子に付、解を下し、拾七人は先方之船へ漕付け乗組に處、異國船と相見へやれ、

此時漂流之船は捨てやれ。

一、右船へ乗組に處、何國之船とも相知れず、言語相分やさず、異人拾壹人乗にて、
 人體日本人より大きく、鼻筋通り色白き方、髪は下へときさげ、耳の邊にて切揃へ、
 黒羅紗頭巾を着し、衣服は羅紗牡丹付け、下はばつちを着し、右之内壹人かしきの
 者、唐人と相見へ頭はけし坊にて中剃を殘し、其髪を組て添髪いたし、貳尺斗り後ろ
 へ垂れ、此者より、日本と書きて見せに付、私共一統承知之仕方致に處、彼者、
 アメリカとやし、夫故私共は、アメリカ船と心得やれ、又は金山内と書きて見せ、
 此處へ行く船とや様成仕方いたしやれ、猶又此船は、長さ十五六間幅三間半位にて、
 大砲壹挺小筒壹挺有れに、右拾壹人乗之上え、私共外連中拾七人乗組に故、給物と水
 乏敷様子にて、麥粉にて拵へ煎餅之様なる物を少々爲給、水杯は聊より飲ませ
 やさず、誠に難儀いたしやれ、夫より四十三日之間、寅卯之方へ晝夜颯りやれ處、北
 アメリカ之内サンフランシスコウとやす處之由にて着船致し、積み居り荷物を外船

に積替やしむ、其節荷物見受ひは砂糖麥粉茶等にこれ有りひ、右船中に豚五六疋雁拾羽程居やしむ、折々船中大將分四五人にて右豚雁共給やしむ、尙又小猿壹疋居やしむ、是は慰み物と相見へやしむ、此比は、翌亥年二月差入比之日操致居やしむ、着船ひて廿日斗、其船に居中は、日本へ送り下され度しとや様仕方いたし、毎々拜みやしむ處、役人體の者四人劍を帶び、見届に參り、外船へ乗替やすべき様仕方いたし、拾七人共舩體に乗せて外船へ連行やに付、其船にて日本へ送り呉ひ様と一統歡び居り乗替やしむ、此船は鐵にて作りひ帆懸船にて、長凡二拾間位、横幅凡五間か、深さ四□位、大砲四挺仕懸、鎗二拾筋程懸けこれ有り、異人七拾人斗り、矢張北アメリカ船にて、人體衣類同様にこれ有りひ、右之内五六人、大將分之由相見え、頭巾に金の筋これ有りひ、此船にて直様送り呉ひ哉と歡び、相待ひ得共、矢張滯船にて、翌子年二月十日比迄同所に居やしむ、此船にては、給物朝に晝に米飯給させ、夕は麥粉の煎餅様之物を茶に漬け、砂糖を入給させやしむ、此節貫ひひ處左之通、壹人前に、

- 一、木棉敷蒲團 壹枚
 - 一、毛織にて貳疊敷位之蒲團 壹枚
 - 一、もんばに似寄ひ毛織の筒袖襦袢 貳
 - 一、羅紗筒袖襦袢 壹
 - 一、もんばに似寄ひ毛織之ばつち 二足
 - 一、黒羅紗ばつち 壹足
 - 一、草くつ 三足
 - 一、木鋏 壹挺
 - 一、馬之櫛 壹枚
 - 一、剃刀 壹挺
 - 一、メリヤスに似寄ひまた之割れざる足袋 壹足
- 右は拾七人同様に滯船中に貫やしむ。

サンフランシスコの所見

右船中へ、凡そ壹ヶ年居内、異人ヤハは、病氣にても出ヤサズハ様、上陸見物致シヤサズべき旨ヤ様の仕方いたし、連上り吳ハに付、其後私共同士にて度々上陸致シヤハ、其邊之人家作り方、男女人體衣類、都て見受ハ處又は言語、左之通に御座ハ。

一、人家造り方は、箱之様なる形にて二階三階又は四階もこれ有り、屋根平にて板張又は板の上油煉のシツクイ様なる物にて塗ハもこれ有り、三方又は四方共、ギヤマンにて開きにいたしこれ有り、床ハ、土間同様低く板張にて、花毛氈敷これ有り、地上を歩行致ハ儘之履にて、其上を厭ハなく歩行いたシハ、雨天にて泥多く付ハ節ハ、入口に椶櫚の様なる毛にて造リハ三尺四方之物を敷キこれ有り、是にて右履拭ハヤハ、寢所ハ、貳尺斗の高さなる臺、家内の人數に應ジこれ有りハ、右床並花毛氈之義ハ、貴賤に應ジ、至て賤シキ所ハ、土間もこれ有りハ、毛氈なく石敷もこれ有りハ。

一、鐵にて作りハ藏もこれ有りハ。

一、ギヤマン澤山之様子にて、酒入ハ德利之類、其時限り捨ヤハ、ギヤマンは何にて

拵へハ哉とヤサ様なる仕方にて尋ハ處、砂にて拵ハ様手眞似致シハへ共、此儀しかと相分リヤサズハ。

一、人體、右船中同様にて、女之髪は三つに分け、前二つ左右へ解下げ、後に廻し、後之分と三つ合し卷、笄にて留め、齒は染ヤサズハ、紅粉白粉等は用ヒヤサズハ。

一、男衣類、船中之者同様にこれ有りハ。

一、女の衣類、羅紗又は木棉並に絹類等にて、牡丹付筒袖襦袢之様なる物着シ、下着ハ、我國之袴之裾廣の様なる物を着シ、男女共履ハはキヤハ。

男を マイト申候

女を モノ

男子を ボチャ

女子を グロ

男兄弟を ブラダイ

女兄弟を セツロシ

日輪を セサン

月を モチン

一を ワン

二を チヨチ

三を ツルイ

四を フチ

五を フワイ

六を セキ

七を サヒ

八を アイ

九を ナイ

十を テン

百を ハンレ

千を クラジス

萬の時は右十をテン、千をタラジスにてテンタラジスと云ふ

日を デエ 一日を クラウシテエ 二日を チヨナデエ 三日を ツルイデエ

夜を ナイテ 一夜を クラウシナイテ 二夜を チヨナナイテ 壹ヶ月を クラウシモラン

壹ヶ年を クラウシエエル

右前書之一より十までの唱に ごんへじゆん 准し云ふ

朝を モラネン 夕を イブネン 朝喰事を バクハン 晝喰事を デナチ

夕喰事を ソツバラ 船を シツマイ 解を ホラツ 帆柱を マアシ

帆桁を ヤアリ 鎖綱を チエン 楫を テライ 碇を アンヤン

帆とやす事をセエリと云し云ひて、帆數十四程懸云ふ

順風之節は、右之外に、六つ程帆數増し、何れも大船は右同様に有之云ふ

米を ライシ 豆を ベン 小麥之粉を ララワ 水を ララワ

汐を サルラワラ 燈火を ライモ 火を フハヤ 煙を スモラダ

茶を チエ 砂糖を シヨカ 鹽を シナリ 石炭を コナロ

石を ストーン 木を ステキ 竹を マンブ 斧を ハマ

鋸を ソナ 庖丁を ナイフ 剃刀を ライズリ 鋏を セシルシ

鐵砲を マスクチ 大砲を ゴンス 金を ゴナロ 銀を シラナロ

通用金子を モノ 白を ホイロ 黒を ブラケ 赤を ライロ

黄を レイロ 青は 承不云 東を イ、ス 西を ワイス

南を サウス 北を ノナス 雨を ライン 風を ラエンロ

雪を スノチ 大根を フラシ、 菜を キャベツ 燕を カナヒレ

酒を ブランデン、又ワエンとも云ふ

是は酒とやす事哉、又は酒の名に云哉、碇と相分りやすずい、味は色々これ有り
云得共、多くは燒酎之味にこれ有り云、尤何れも冷酒にて給云云。
酢を ベンガチ

正油は御座なくひて、煮物は豕之油に鹽を合せ味付、

燈油をケルイス

蠟燭をケンロ

行燈はこれ無く、ギヤマン之燈籠の様なる色々之形にて、多くは釣りてこれ有り
ひ、又は燭臺しよくだいにギヤマン提灯之形なるを覆おひにいたしひ

頭巾をキヤアブ

牡丹付筒袖襦袢 但(下に着候は木綿に付シヨイチ、上に着候は羅紗之類にてツヤケレツ)

ばつち 但(下に着候は木綿にてドロチツ、上に着候は羅紗之類にてフラアン)

靴をシウス

足袋をシトケンス

車をステン

箱をハアキス

籠をカゴ

桶をバケチ

袋をバイゲ

ギヤマン盃をタムロ

平體をフライタ

しやじをシッホン

筆をベンス

師匠をシコロマワシ

手習子供をシコロボナヤ

(右手習致し候は黒き尺面の石に白き小石の様なる物にて書、手にて拂ひ候得ばもこの如くになり申候)

床机をチエリ

腰懸けよをセダチ

手招き致し爰こゝえ参れと申すをカメ 但手招きは手の裏うらを上向にて上へ招きやひ、日本之如くに招きひ節は、其所に居りやすべしとや事に御座ひ、
馬をホラス 右何之馬にても杳くつを履はかせやす、延鐵のてつにて幅五分位厚貳三分位之爪形之輪半月形にて、前通り覆輪ふくりん之如くかゝりこれ有りひ、右を爪之裏うらより釘にて打付やひ、

牛をアチ 右牛馬之形日本同様に御座ひ、

形ち馬にて耳長く、尾足とも牛に似寄ひもの御座ひて、人も乗り荷おほも負せやひ、

是をアイスとやひ、

豕をヘエキ

狐をカヨリ

犬をドナコ

猫をキヤアツ

鼠をフライダ

以上三點日本同様に御座ひ

猿をジャコ

とやす方は色日本同断にて、面尻は黒く、尾至て長く手足日本之様と同様に御座ひ、モンケとやす方は、右同様にて、尾先手の如く指はこれ無くひ得共、尾先之

裏に毛無く、物を握り、手足同様に遣ひやれ、但手足指四本づゝにておやゆび 拇これ無
くは、

羊をコンツ澤山居る 鹿をセウス

熊をメニ

鳥をコイス

鶏をチキン

一、此の所、山の形日本同様、作物は菜大根少々作り付これ有りはを見受けやれ、人
家之外は芝地多く、作り付やれ得ば生立やすべくと存せられは、凡人家三千軒程もこ
れ有るべき様子に見請うやれ、至てはんくわ 繁花之地にて、道幅廣く、商賣店左右にこれ有り、
男女とも車に乗り馬に曳せ往來いたしは者數多これ有り、至て暮し能き土地之由、當
所、己前は田舎にてメキシコ支配之所、其頃承はに、五六年己前よりアメリカ支配に
相成、此所より六拾里奥に金銀澤山掘出しはカラツポナイとや所これ有りは故、近來
當所はんくわ 繁花に相成り、北の方へ入江これ有り、此入江は右カラツポナイより引續大川こ
れ有り、其川之吐出はきしと相見え、川船蒸氣船にて數多通船いたしは、此川を登りは船、

サクラメンテえ行く船とやす由には、此サクラメンテとやす所は、カラツポナイと通
路之荷上げ致しは所之由にて、至てはんくわ 繁華之所に相聞やれ得共、私共參り見請うは義にて
はこれ無くは、右蒸氣船一晝夜にサクラメンテ迄往來致し、尤右里數之義は壹里を日
本之拾八丁位之由に承りやしは。

一、此サンフランシスコとやす所に、唐こ人も數多住居いたしは、前書や上奉りは洋
中にて助けられは節、かしき唐人金山内と書き見せ、此所を行船とやす様之仕方致し
はに付、當所に上陸いたしは後、右住居之唐人に、此義相尋ねは處、金山内と書き
はは、右金銀を掘出しはカラツポナイ之地名之由承りやしは。

一、此サンフランシスコは、諸國之異人入込居りは故に哉、私共上陸致しはても、
珍敷者渡來致しはとも致さざる様子にて、異人數多打寄り見物致しは儀はこれ無くは
得共、私共を、漂流難義なんぎはと憐む様子にて、所之異人より、銀錢一人に貳参文程づゝ
貫もひやしは、至つて憐深あはれき人氣之様子に相見へやれ。

一、遊所もこれ有り、尤承はだけにて見請やさすは。
 一、私共外連中拾七人共、船中の異人、夜分料理屋へ連参り、給させは處左之通、
 一、麥粉にて拵へはかすていらの様なる物を薄く切り、銘々に鉢に入れこれ有り、至
 てやわらかに御座は。

一、焼牛焼鮭煮芋三品積合せ、同様銘々鉢に入れこれ有りは。

一、白砂糖壹鉢鹽壹鉢、是は一統之中を出し置き、銘々勝手に右麥粉にて拵へは物に
 加へやしは、右品は飯臺に乗せ、取巻き床机にかゝり給やは、尤此家は拾間四面位に
 これ有りは、二階へ上り見やしは處、異人男女入交り、數多酒飲み居りはて、太鼓笛
 鼓弓等にて、賑は敷遊び居り、男女手を取合、足拍子にて踊りやしは、私共へも酒飲
 ませ吳やしは、右船中より料理屋へ連れ参り吳は異人より、私共連中一統、白木棉ば
 つち壹足づゝ貫ひやしは。

一、陸地にて、金筋入之頭巾を着しは者間々これ有り、尤も劍は帶しやさすは、貴

賤共人情厚く、上下之隔て薄き様子にて、國王より當所へ出張之大將とやす者之宅へ、
 私共参り見やしは處、其大將私共へ何かやしは得共、分りやさすは、其後、右大將貳
 三人連にて、私共乗居りは船へも度々参りやしは、其節も劍は帶しやさすは。

一、日本之外、唐國異國殘らず當所へ通船致しはとも相見え、湊に數多入船し、國々
 之旗印を立て居りやしは、何れの國よりも、當所へ稼に参り、其後歸りは者もこれ有
 り、又當所にて妻子出來、其儘住居之者も數多これ有る由に相見えやは、外國より當
 所へ罷越、野田にて開發致し作付いたしは様之儀は、勝手次第之由に相聞へやは。
 一、諸人、七日々々に休日これ有り、寺之様なる所へ参り、住持様なる者、金佛之前
 にて教導致し、諸人賽錢を投やは、尤右住持様なる者、坊主にてはこれ無く、天窗
 衣類共平人同様に御座は。

一、陸地所々にて鐵砲を打ちやしは、是は慰み打或は鳥など打は様子に御座は。
 一、鷗數多居りやしは、並雁鴨等も居やしは、雁は壹貳疋見請は様存じは得共、雀は見受

やさずい。

一、濱手にて見請ひは、蒸氣車仕掛にて材木を挽割り、或は板を削り、又は磯端にこれ有りい材木を右車より綱を付け曳き寄せ杯致し見受す。

一、右壹ケ年居い内、春夏秋冬其時候同様、裕壹枚位にて程能き所に御座い、逗留中降雨薄く、降雪並に雷鳴は一切これ無くい。

五〇〇

南無阿彌陀佛日本萬藏

一、子二月十一日比、又々外船へ乗替すべき様にやすに付、乗替すい處、此船は長さ凡三拾間位横幅七間位、木にて造りい帆掛船にこれ有りい、給させ物同様、大砲は左右に貳拾貳挺、小筒餘程相見へすい、鑓百筋斗り、人數貳百拾人乗、人體右同様、内拾三人頭分之様子にて、頭巾に金之筋これ有りい、尙又犬壹疋居すい、直様同日出帆致し、午未の方へ廿二日晝夜颯りすい、洋中至て寒くい、友毛にて掛い蒲團壹枚づゝ、

船中にて拾壹人とも貫ひすい、然る所、宮西村船頭萬藏儀、昨亥年五月比より脇の様なる病氣にて、是迄乗替い船毎に、異人之内醫師これ有りいて療治を受け、藥用等色色仕りいへ共、三月二日比船中にて相果すい、日本にては、如何致し葬りい哉とす様仕方致しいに付、白き物を着せ、桶か箱に入れ、葬りい様に仕方致しい處、船中に大工も居りいに付、則ち箱をいたし吳、白き木綿を吳いに付、私共手にて衣類の形に縫ひひて着せ、箱に納れいて、翌三日ヲハヒイとす島へ着致し、萬藏屍、私共持上り、船中より頭分の者兩人、劍を帶して上陸致し、葬りすい、其節、ヲハヒイの異人夥しく見物に參りすい、船中頭分より、ヲハヒイの役人え斷りにても致しい哉、ヲハヒイよりも、棒を持い役人體の者二人出て、人拂ひ致し葬り相濟み、印木に南無阿彌陀佛日本萬藏、左右に年號月日、私共之内喜代藏書きすい、然る所、其裏に、船中の異人横文字にて字數二十程書き、印に相建てすい、此所はイギリスアメリカ兩國支配にこれ有る由にい、長さ五十里斗りの嶋の様子にこれ有りい、此嶋を着いたしいは萬藏死

去の爲めばかりにて参りし儀にてもこれ無く、毎々往來之節、水を取りに参りし様子にて御座し、出帆、サンフランシスコウより此所まで二千四百里斗りこれ有る由に承りやし、尤前書之通り、拾八丁位壹里之割合之由に、右萬藏葬りし後又壹度、都合兩度上陸致しやし、人體日本人同様、言語一切相分りやすし、至て暖國にて、男は繻絆壹枚に禪致し、頭はアメリカ同様、女は髪を一束に巻き筒袖之浴衣様の物を着いたし、帯は致しやすぬ様に相見えし得共、細き紐にても留めこれ有る哉、諸人履物杯は履きやすし、人家かや葦にて至つて龜末に御座し、此所に七日滞船致し。

香港にて日本力松に會ふ

一、三月十日比オハヒイ出帆致し、四十日之間酉の方へ向け晝夜颯やし處、四月の廿日比、唐國の内ハンカン（編者いふ、香港なるべし）とやす嶋へ着船す、ヲハヒイより此所迄四千六百里これ有る由に、此嶋凡日本之里數にて、廻り七里位と存せられ

し、此所はイギリス支配之由にて、アメリカ船毎々参りし處之由にて、着致しし節、アメリカ蒸氣船壹艘繋り居りし處え、私共入船いたし、又跡よりもアメリカ船貳艘入船、都合四艘入替り入船致し又出帆やし、此邊絶えず徘徊之船と存せられし、然る處、右蒸氣船を乗替やすべき様にやすれに付、乗替やし、此船長さ四拾間斗幅七間位、異人三百五十人乗、大炮拾壹挺小筒數知れず、銃百五十筋程これ有りし、給物は矢張同様にこれ有りし、五月中比迄滞船いたしやし、外國々の船も、此湊に入船數多見受やし。

一、五月中比過に此所出帆、一日戌亥の方へ向、入江の様なる所より十里斗り川を登りし處、左右とも田面にて稻仕付これ有り、ワンフウとやす所に行、七八日滞船すれども上陸致しやすし、又出帆ハンカンを歸りやして滞船致し居やし、最早六月差入比とも相成やし。

一、此ハンカンに滞船致しし處、日本言葉をやす者壹人参り、何國の人哉と尋ねしに

付、一統打驚き、私共よりも、如何なる人哉と尋ねし處、彼の者中には、某は肥前國嶋原口の津の力松と申す者にて、十三ヶ年以前に、肥後國庄藏並治三郎三人、肥後より長崎に渡る間洋中に漂出し、メ、ラ（編者いふ、マネラなるべし）と申す所へ着船し、夫より當國を渡りし處、尾州の人音吉久吉岩吉の三人、己前漂流して當國に渡り居り、都合六人をイギリス船に乗せ、日本へ送り呉し由にて、相州浦賀沖へ参りし處、浦賀より石火矢を打ち懸けられ、寄り付き難くしに付、薩摩へ廻りし處、又し石火矢打かけ、寄付く事相叶はずしに付、是非無く當所へ歸り、最早當所に住居致しやし、其方は漂流の次第如何と尋ねしに付、私共これ迄の次第を具に相咄しやし、然る所、力松やしは、遠からず日本へ送りし様子にこれ有りし間、相待居りやすべしと申して歸りやし。

清國九龍の剽賊

一、其後滯船中、甚八病氣に付船中に殘し置き、拾五人之者上陸致し度と申し、上陸致しし處、唐人壹人参りやしは、彼の船に居ては、日本へ送り呉れやすし、此の方書付を遣はしし間参るべしと申す様の仕方にて、書付を呉れられしは、其書付には、廣西城下南京とこれ有りし、此所を尋ね参り、日本人と申は、直様日本へ送り呉し間、早々参る可しと仕方にて教へ呉しに付、相談之上、私共之内、清太郎淺右衛門は病死、御他領の龜藏京助徳兵衛民藏岩吉與太郎九人、小船を借りて向地に渡り、道法二三里程参り、九龍と申處之由にて、空腹に相成、家を見うけ、日本と書き見せ、空腹の體を致し見せし處、飯を焚き呉しに付、九人とも之を給べ、その價として唐錢三百文程遣はしやし、此錢之儀は、アメリカにて貰ひし銀錢を、唐國の所々にて、船中に商に参りし唐人に、壹文を壹貫五六百文に兩替くれやしを持居りしに付、右飯代として遣はしやし、夫より道法二三丁参りし山中にて、唐人六十人斗り、劔並に鐵砲棒などを携へたるが出て來り取卷き、着類並に所持の品を悉く剝ぎ取り、尙打殺

す可き勢ひに付、命丈いのちたけは助け呉れぬ様仕方にて拜まがみぬ處、下着おぎの襦袢じゆはんばつち斗はかりにいたし、上着うわぎ之類所持所持の錢等せんとう悉く剥取はぎとりやぬ、それより又四五丁斗り參りぬ處、又また四五人けん劔けんを持ち參り、取り懸かりぬへごも、前まへに剥取はぎとられて何一品なにごひんこれ無なくぬに付、其儘まま歸りやぬ、右に付、斯かる有様にては、先々の様子斗はかり難がたし、元の船に立戻もどること然る可しと相談之上、差急さしそぎ歸り、元之船に乗込み、此所に暫しばらく滯船仕ぬ、右上陸致しぬ節見請うけやぬ儀、左にや上奉りぬ。

一、ハンカン（香港）は右や上奉りぬ通り、唐國の内にてイギリス支配にこれ有り、人家並人體言語ともアメリカ同様にこれ有りぬ、但イギリスアメリカは一國同様之由に御座ぬ。

一、九龍とやす處は、唐人にて、男は頭芥子坊けしぼうにて中剃そりを残し、其髪を組みて添髪そへがみ致し、貳尺斗うし後ろへ垂れ、衣類は木棉筒袖襦袢つよそでじゆはん牡丹付、下はばつちを着しやぬ、衣類はアメリカ同様之旨や上ぬ得共、仕立方並に着方違ちがひやぬ、女は、髪を一束たばにいたしま

げを長く後うしろへ出し留めこれ有りぬ、衣類は右男同様にて、筒袖つよそでばつち等餘程ふと太く御座ぬ。

一、男女ともくつをはきやぬ。

一、此邊、山之姿草木日本同様なり、但し稻作は壹ケ年に兩度作れやぬ由、此時六月にぬへ共新米を見受やぬ。

一、同年八月比出帆、西の方へ一日颯はじり、唐國の内カミサモとや嶋に参りやぬ、此の所イギリス支配之由にて、イギリス船五六艘も入船致し居ぬ、此所へ十月比迄滯船、上陸は致しやすぬ、然る處、十六人之内次作彦太郎龜藏三人之者を、アメリカを連れ参りぬ由にて、小船に乗せぬに付、私共よりも色々相歎なげき、何卒とぞ日本へ一統どうに歸りや度と相願ぬ得共、聞入やす連行やぬ、夫より私共乗居りぬ船、又ハハンカンを歸りやぬ、私共差引拾三人に相成やぬ、十一月中比ころまで此所に滯船仕ぬ。

厦門よりマニラ

一、十一月中比出帆、三日斗晝夜丑寅の方に颯りやひ、アムイ（厦門）とや所へ着、此所に二日斗滯船やひ、上陸は致しやすずひ、何れの支配地とも存じやすず、夫より午未の方へ向け晝夜七日颯り、メ、ラ（マネラ）とやす嶋へ着船、此所に壹ヶ月滯船にて、十二月中比まで居ひ様覺えやひ、私共、平日、北極星を目當にいたして船乗致しひ儀なるに、當所にては右北極星餘程低く相見えやひ、上陸は致しやすずひ得共、船中より人體見受ひに、アメリカ同様と見えやひ、人家之中に櫓の形なる物三つ相見えやひ、此所はシユツバンニシ（编者いふ、西班牙か）支配の由に御座ひ、至つて暖國にて、其比日本の夏と同様、船中へ西瓜茄子唐茄子等賣りに参りやひ、尙又蚊蜻蛉燕等見受やひ、折々雷鳴もこれ有りひ、夫より又ひハンカンを歸り、翌丑年二月中比迄此所に滯船致しやひ。

日本人音吉の親切

一、丑年二月中比出帆致し、丑寅の方に向け晝夜七日颯り、サンバイ（编者いふ、上海なるべし）とや所へ着船す、此所は唐人支配の由に御座ひ、然る所、船中へ商ひに参りひ唐人やひは、日本人音吉とや者此所に住居致しひ由やひが、其後右音吉参り呉れ對面致す、音吉、漂流の次第如何哉と相尋ねひに付、我等の始終相話し、少しも早く歸國ひ様貴様の力にて取斗ひ方これ有る間敷哉と相歎きひ處、尤の儀に付承知致しひ由にて、私共の船中の頭へ、音吉より掛合呉れひ上、音吉やひは、當四月比には、アメリカ船四五艘日本へ参りひ間、其の節連れ参りやすべき積りとやひ由、私共音吉にやひは、アメリカ船に乗せ日本に送りひては、我々が洋中の案内いたしひ様に相當り、連れ参り呉ひても歸りひ事相成り間敷、何卒日本通ひの唐船にて送り貰ひ度、この所然る可く取り斗ひ呉られたくと相歎きひ處、音吉やひは、其方の船より暇を貰ひ

いへば、我等世話致し、日本通ひのサホ（乍浦）とやす所へ連れ行き、日本を相送り
 吳の様取斗ひやすべき旨やすに付、私共は、暇を貰ひ度ひても、微細の義は言語
 相通じやすは、何卒貴公より爰下まで然る可く頼み入れやす可くとや所、音吉承
 知致し、船中の頭へ色々相頼み吳の様子にこれ有り所、藝州仙太郎一人を残し、
 跡の十二人は暇を呉れやすべしといふ、何卒一統暇を呉れ様、篤と頼み入れ得共、
 聞入やす由に付、仙太郎は猶更深く相歎きや、音吉、又色々掛合致し呉れ得
 共、異人聞入やす、此壹人は、遠からず江戸へ連れ行き、江戸にて返しやすべしと
 やす、仕方無く、仙太郎一人取残され、私ども拾貳人は音吉自分宅へ連れ行き呉れ
 儀にて御座い。

一、是迄異船に取残され四人の者は、何れも見懸け年若き者ばかりを取残され様
 に存せられい。

右之船中に居り内、貰ひ品左之通、

一、貳疊敷斗の長掛蒲團 壹枚

一、毛織の襦袢 貳枚

一、羅紗ばつち 壹足

一、ソツブ（编者いふ、石鹼）とや物、衣類を洗ひ節用い物、長壹尺幅貳寸位に

て鬢付之様

一、音吉宅へ参り節は、曆日日本同様にて丑年三月朔日にこれ有り、同人宅は、貳
 間四方位の間四間これ有り、同人女房は天竺の者の由、此處は前上奉り通、唐
 人支配の處にて得共、イギリスより地面を借り住居仕故、矢張アメリカの人家同
 様に得共、其屋根は日本同様瓦葺にて、三方開き障子にてギヤマンにこれ有り、
 前に上奉り通、アメリカイギリス一國同様に付、右之通りに御座い、給物は日
 本同様米の飯にて、左の通りに致し給い。
 一、飯を平鉢に入れ大しやし付、

一、魚或は菜之類、正油にて煮、三鉢位出し、

右を飯臺に乗せ、取巻き床机に懸り、銘々小さき平鉢を持、右給度と存じ、物を自分の平鉢にとり、しやじにて給や、味は日本同様に御座、尙又折節酒を飲ませや、當所にて銘酒にこれ有り、四月中迄音吉養ひ吳、同人宅に居りや。

一、音吉宅へ参りて廿日斗り經、又ハアメリカ大將乗組蒸氣船壹艘参り上、先達ての日本人差返す可き旨、音吉に掛合に相成、音吉や、一旦暇を遣し上、此方にて世話致し居るを、何故に返すべしとやさる、哉と相尋ねる處、異人やは、跡より参り大將、暇を遣はし、義を腹立たし、取り返す可き旨や、是是非非返し吳る様や、音吉右船へ参り、頻りに相断りる處、異人やは、此船は遠からず日本へ参りる船にて、爰二三ヶ月致し、日本へ行き、直ちに日本に返す可き儀に、間、貳三人なりとも返しやす可しと、夫れも相成らずと強てやし得ば、音吉にても連れ行きやす可き旨やに付、音吉も甚だ困り、六ヶしき様子にて色々相断り吳る様

子にて、右船は七八日滯船致し、音吉やは、右船今日退帆の様子に、若し爰へ其方達を連れに参りる儀も斗り難し、暫時逃げ去りやす可き旨やに付、拾二人も貳里斗り西の方へ逃げ、右蒸氣船退帆の烟を見届け音吉方へ歸りや、尤も、右の船繋りる邊より音吉宅まで、道法凡そ五六丁もこれ有る可き儀に御座、尤も此の所、諸國の船入船いたし居りを見受や。

一、音吉宅逗留中、同人先年漂流の次第如何なる儀哉と相尋ねる處、音吉やは、貳拾年己前、尾州より江戸通ひの船にて、拾四人乗組み、尾州を出帆いたせしに、風悪しき故、志州鳥羽へ入船、夫より出帆後難船いたし、十二三ヶ月洋中に漂流の末、イギリス船に助けられ、唐國へ参りや、右漂流中に、乗組の者十一人死去いたし、我等同國久吉岩吉此方と唯三人存命にて罷在りる處、其後又ハ肥前國力松肥後國庄藏治三郎三人漂流いたして當國に渡り、都合六人をイギリス船にて日本に送り吳る由にて、相州浦賀沖を参りる處、浦賀より石火矢を打たれて寄り付き難く、薩摩へ廻り

處、又ハ石火矢を打ち、寄り付く事相叶はずに付、是非無く當所へ歸り、住居相定め、然る所、其後治三郎は死去致し、庄藏儀は今以て存命にてハンカンに住居いたし、旨相咄しや。

一、音吉の主人とすはイギリスより出店の様子にて、諸色買集め、イギリスを送り、由にこれ有りて、私ども度々參り、草ひき夜番等致しや、此者宅は、地面壹丁四方位にて外圍ひ藏或は長屋にて、其中に長十八間横十四間、是皆三階にて、屋根は箱の如く、障子はギヤマン開きにて、都てアメリカ同様にこれ有り、家來三拾人程居りや、妻子これ無く主人一人にて憐み深く、毎々私共へ言葉を懸け呉や。

音吉の亞米利加談

一、逗留中音吉相咄は、唐國並に阿蘭陀國は、これ迄日本と交易致し、高利を取りて品物をアメリカ並にイギリスを賣拂に付、アメリカ並にイギリスは、日本と直に

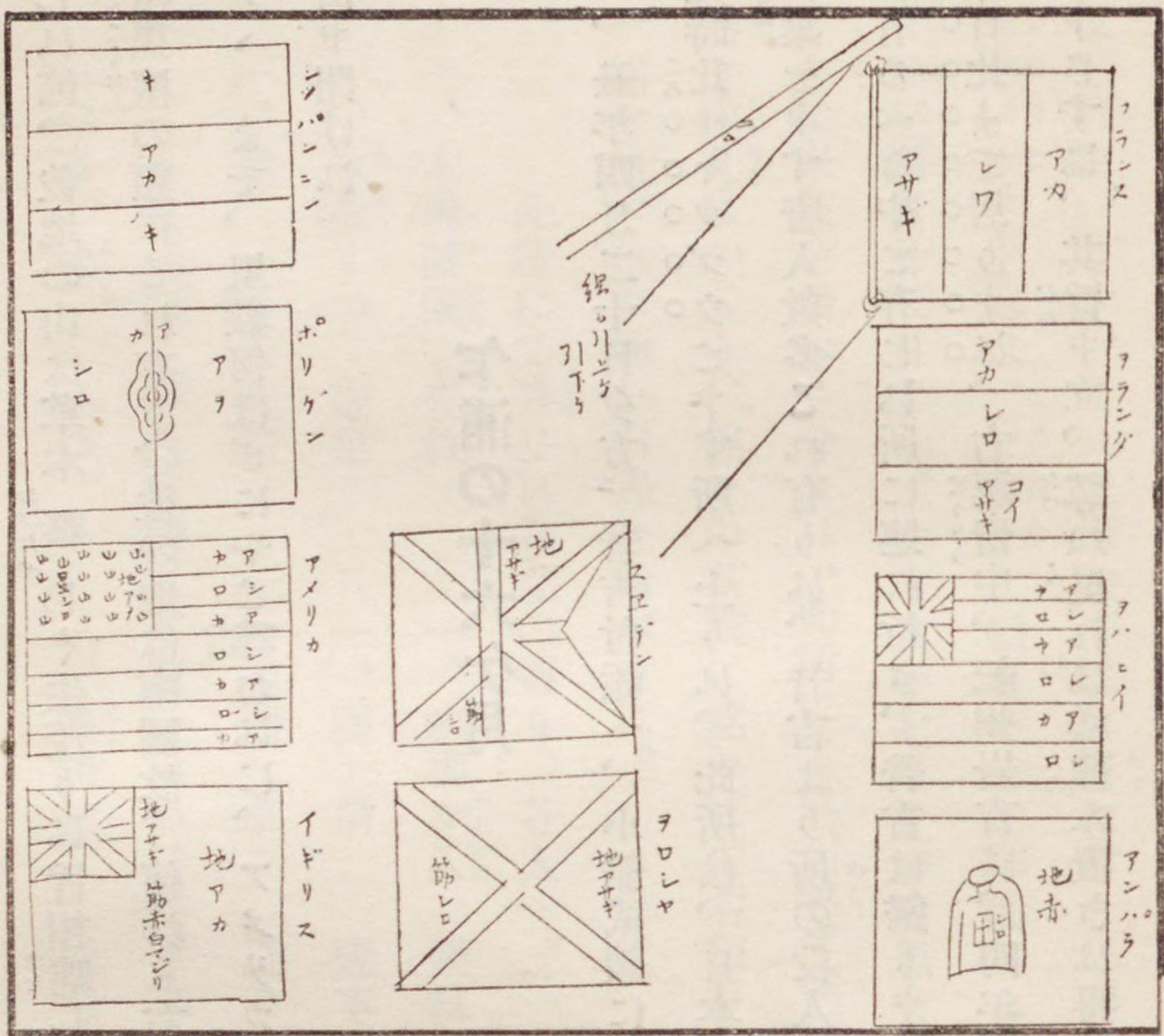
交易致し度、此儀取持いたし呉様、先年より、唐國阿蘭陀國を相頼み得共、右様相なりは、唐國阿蘭陀不爲に付、承知とやし乍ら等閑に致し置きに付、此度は、アメリカ直々日本を渡り、交易を掛合願たき趣にて、アメリカ船四五艘、遠からず日本を參り由と相咄しや。

一、アメリカ大將とすは、拾六人の内入札にいたし、正直に政を司りる者を、年季を限り國王に見立て、銀方役人は夫々銀方を司り、右王並に役人ども、年限中給金を取りて政事を致し、運上等の金は國の金と唱へ、大船等を作り由、當又、國王は、右年限中に、何ぞ國益を思ひ付、誰王の年限中に、ケ様なる國益を見出したりと、自分後年の規模に致し度との様子にて、下賤の者にて、これ迄人力にて致しる事を、蒸氣車にて出來様工夫を致し、初めは誰とて、或は彼様なる細工を、誰が仕初め、後年に名を残し儀を、名々手柄と致し由、右につき、誰王の代に、日本と初めて交易を致し、永代國益に相成ると、其名を残し度儀と音吉や。

音吉に承りひは、明の末民發起いたし、五ヶ年己前より所々を攻め取り、先月中に南京敗軍致し由。

一、異船の、鐵砲鑓等にて、異人數多乗居りひても、全く軍船にてもこれ無く、所々異國等を相廻り、支配これ無き嶋は支配に致し、何ぞ國益に相成りひ儀を見出し度との様子にて、又は海賊の目付船とやす様なる儀にて得共、外より鐵砲打掛節は、持居りひ鐵砲鑓にて防ぎひ用意の由に相見えやひ、大砲等これ有り得共、武士體の者乗組居る體にはこれ無く、皆々水主様の者共にて、大將とやすは、劍を帯びひへ共、武士にてはこれ無き様子に御座ひ、尤も小船にても、鐵砲は少しづゝ持居りやひ、右の様子に御座ひ。

一、私共アメリカ船に乗居りひ内、朝夕船中にて鐵砲を打ちやひ、是は朝鐵砲を打ちひて、船中一統起きやひ、夕方打ひ得ば、一統寐やし、寐ひ内に寐ずの番これ有りひ、湊にては、何れの船も皆かく鐵砲を打ちひ得共、是は全く合圖の由にひ、尙又祝ひ日



(章旗の國各るたり歸え覺の客漂)

とか、誰の誕生の日とか、吉祥日には大砲を打ちやひ、尤も商ひ船は打ちやさずひ。
一、漂流致しひ後、アメリカ並にハンカン、サンバイ等の湊にて見受けやひ國々の旗印、荒々左の通りに御座ひ。
一、私共、音吉に就き相尋ひは、メ、ラ（編者いふ、マネラなるべし）え罷り越

しほ節、彼地の山は草木夥しく生茂りし旨相咄しほ處、音吉やほは、彼地の木は紫檀黒檀の類にこれ有り、彼の地は南國故、何れも右の木の種類澤山の由やほ、當所よりメ、ラまで、里數何ほごにやと尋ねほに、アメリカの里數にて凡そ千三百里これ有る由や聞けほ。

乍浦の十六ヶ月

一、丑年四月二十日夕方、音吉付添へ、小船貳艘に乗り、川船にて乗出し、同廿二日九時比チャツブウとやす所へ上りほ、此所は、日本通ひの船の出る處の由にて、日本言葉をやす唐人數多これ有りほ、音吉より所の役人に掛合ひ呉ほ哉、船會所にてもこれ有るべきやと存じほ所に連れ行き、音吉は歸りやほ、私共は、此所へ去る寅年七月十日比まで居りやほ、右逗留中、紀州岩吉は、同年二月廿二日夜抜け出し、行方相知れやさずほ、其旨や立、尋ね呉れほ様頼み置きほ得共、其後唐人のやほには、尋ねに

遣はしほに、サンバイ（上海か）にて尋ね當りほ得共、同所にて死ほ由やほ、但このチャツブウとやす處は、サホヲ（編者いふ、乍浦なるべし）とも唱へやしほ。

一、丑年四月廿二日より、去る寅年七月まで右船會所に居りほ内、給物は朝は粥、晝夕ともに米飯を給べさせやほ、此所にては、飯を櫃に入れ、菜は三鉢斗り飯臺に乗せ、取巻き床几にかゝり、銘々の茶碗に銘々にて右飯を盛り、箸にて給べやほ、右三鉢の菜、銘々給べたき物を引寄せ給べやほ。

此所にて貰ひ品左の通り、各人へ、

- 一、木棉蒲團 壹枚
- 一、木棉 壹枚
- 一、木棉くつ 壹足
- 一、菓 子 貳箱
- 一、木棉蒲團 壹枚
- 一、木棉々入 壹枚
- 一、團 扇 壹本
- 一、煙 草 度々
- 一、蚊 帳 壹張
- 一、蓆 壹枚
- 私共四人の内唐國にて買ひ求め持歸やほ物、
- 一、箱 枕 壹つ
- 一、籐組枕 壹つ
- 一、煙 管 壹本

一、唐紙 壹枚 一、數珠 壹連 一、ビイドロ鏡壹つ

一、アメリカの上陸致しし節、彼の地住居の唐人、私ども拾七人の内五六人へ、繪を壹枚づゝ呉れし得共、船中にて異人等へ遣はしし、清太郎壹人壹枚持ち歸りし、長さ壹尺五寸横壹尺斗り、馬上人物の繪にこれ有りし。

一、船中にて、先に貰ひし品、船乗替の節、又ハサンバイ（上海なるべし）より上陸いたしし節、水主の者を遣しし、尙又世話に相成りし音吉へも遣はしし。

一、唐國にての言語略左の通り、文字は日本同様、

米をマイ 水をスイ 東をトウ 西をサイ 南をナン

北をホク 油をユウ 正油をチャンユウ 老酒と書きテウ 茶碗をウ、

箱をチャンツウ 桶をトン 門をマン 父親をウ、チン 母親をフエチン

口をモラツウ 右の外は存じやすし。

長崎、入牢、地頭、

一、去ル七月十日、日本を通ひ船に乗せ、送りやす可き由やすに付、一統歡び、同日乗込みし、船の長さ貳拾間斗り、幅五間位、大砲壹挺中筒六挺唐人百人斗り乗り居りし、同十二日出帆いたし、同月廿二日薩摩國羽嶋とや所へ懸りし、同廿四日出帆、同廿六日肥前の枕嶋に懸りし處、兼て安太郎は當月三日比より瘡の様子に罷り在りし處、追々差重り、廿六日九時比死去仕し、因て船中にて桶に入れおき、翌廿七日長崎へ着仕し、同廿八日長崎御役人様、船へ御越し御改め遊ばされ、則ち其の小役人様私共を御召連成され、其節上陸いたしし、安太郎死骸は、上陸直ぐ様人足にて長崎大忍寺を假埋めに相成し。

一、私共並御他領の者ども都合拾人の者、直様長崎御役所を御召連遊ばされ、御役所様にて晝飯種々頂戴いたし、晝後直様漂流の次第御吟味これ有り、揚り屋を入牢仰せ

付られ、其後都合十六度御呼出し御吟味遊ばされぬに付、有體ていや上奉りぬ儀に御座ぬ。
一、漂流中月日の儀、何月何日とや上りぬ得共、私共の中にて、日々日操ぐさ致しぬより、日敷を追ひぬて、月日に引當てや上りぬ儀に御座ぬ。

一、長崎御役所様にて下しおかれぬ品左の通り、各人へ、

一、三布蒲團 壹枚 一、布子 壹枚 一、單物 壹枚

一、下帶 壹枚 一、手拭 壹筋 一、傘 壹本

一、下駄 壹足 外に長崎逗留中鼻紙錢一日に九文づゝ、但七月廿六日

より十一月廿二日まで、此分壹貫貳百八十七文、

一、錢五十文□月十三日下し置かれぬ、長崎金比羅へ参詣仕ぬ節、右は揚り屋入牢中
にぬ得共、漂流の節日本の地へ上りぬ後は、直様参詣致すべく立願に付、其旨御願や
上奉りぬ處、御役人御兩人様並に番人付添へ参詣致しぬ。

一、錢五十文 十一月五日、同所大忍寺安太郎墓へ参りぬ節下し置かれぬ、此の儀御

願ひや上奉りぬ處、右同様御役人様並に番人付添へ参りぬ。

右之通拾人とも同様に頂戴仕りぬ、

一、其後入牢中相愼つしみ罷在ぬ處、去寅年十一月廿三日、御地頭様を御引渡しに相成、

御役人様御連歸りの上、此度御調に付、始末有體ありていにや上奉りぬ儀に御座ぬ。

一、其方共儀、彼國々並に船中にて、御法度の切支丹耶蘇宗門じやけうばてれんいるまん其外
邪教等に轉ころびぬ儀はこれ無くぬ哉、明白に之をやす可し。

其儀、御掟おきてを相守り、異風いに相交らず、髮月代等互に□□致し、神佛を信仰仕り、
御法度の切支丹耶蘇宗門やそしうもんばてれんいるまん其外邪教じやけうに轉ころびぬ儀一切御座無くぬ。
右や上奉りぬ通り少も相違御座無くぬ已上、

西本庄村

源次郎

安政三卯年二月十四日

性兵衛

甚八

右や上口少も相違御座無く已上

東本庄村 助 兵 衛

西本庄村百姓代 茂 左 衛 門

同 文 左 衛 門

東本庄村百姓代 伊 之 助

東本庄村組頭 紋 次 郎

庄 屋 孫 左 衛 門

西本庄村組頭 佐 五 兵 衛

庄 屋 瀧 本 文 右 衛 門

大庄屋 今 里 庄 市 郎

中里昌右衛門様

御 役 所

彦藏漂流記

編者いふ、本談原本は、本集中唯一の版本なり、原本二冊單に漂流記と題す、今彦藏の二字を冠して題號を明にす。

本書は、彦藏の序文にいへるが如く、文久三年の秋、彦藏の草する所なりといふ、然れども、十三歳にして本邦を漂出し、歸朝後僅五六年に過ぎざる彦藏の作としては疑はし、何人かの代作なるやも知る可らず、本書密通の條下に『此文、筆者の意を誤りて認めたる所あれども、害無ければ其儘になし置ぬ』の註あり、誤り認めたる者は、筆耕者に非ずして代作者の謂ならんか。

彦藏の名をして、特に不朽ならしめしは、歸朝後、横濱に在りて、本間潜藏岸田吟香等と相謀り、慶應元年に、『新聞紙』を發行したる一事にあり、(この『新

聞紙』は『海外新聞』の誤傳なりといふ説あり)

本談に、北米合衆國の法政宗教人情等を説けるは、當時のわが官民に、新知識を供給したる效多かりしならん。

序

おのれ相州の沖にて難風に逢ひ漂ひし時は、已に魚の餌にもなるべかりしを、測らずも異國の船に助けられ、米利堅のサンフランシスコといふ所に連れ行かれぬ、こゝに足を駐め、何卒み國へ歸らばやと思ひ、明暮神佛を祈り、其序をまつ折から、幸ひに貿易の御許ありて、こゝ國の船々長崎横濱に入りくることゝなりぬ、これに便りを得て御國へ歸り來し時は、其喜び筆にもこゝ葉にも盡しがたくなむ有ける、御國の人のおのれをくしきものに思ひ、出會ごにかならず漂流の事に及べども、暫時のはなしに其委しきを盡すこと能はず、漂流記を綴らまほしく思へども、流れたるは十三の

時なれば、御國ふりの文はえつゞり得ず、今より學び得て物せんとおもひしに、ある人のいひらく、しかせむには、年月を送る内、もしさはる事いできなば、終に其期をうしなふこともありなむ、文拙なくも其意通じなばよからんといふに付て、ようやくに思ひ起し、閑あるごとに友とはかり、古き日記なごくりて、わづかにつたなき一小冊を編し得たり、希くは其つたなきを咎めず、なぐさめ草にもなし給はゞ、異國の事情を知るに裨益あらんか、文久三年秋菊月播州彦藏しるす。

上之卷

漂邊五十餘日の酸苦

天保七丙申年秋八月播州濱田村に産る、父は百姓にて傍ら船乗を業とす、予も又生來船を好ごも、母是を許さず、十三の歳母病死す、時に嘉永三年也、(編者云ふ、天保

七年生れにて嘉永三年に年十三とは合はず、十五歳なるべし。此年始て父と共に住吉丸と號する船に乗て攝州兵庫湊を出帆し、江戸を志し、熊野の湊に入、此處に同國仕出しにて榮力丸といふ船滯泊す、此船中に朋友多く乗組居たるによつて、父と別れ是に移り、江戸に至り、同年十月廿二日江戸を出帆し、相州浦賀湊に入り、同月廿六日同港を出帆す、此日東風緩にして下田沖に至る迄は天氣快晴なり。

同廿九日 今朝晴天、夕に至りて曇り、辰己の風起り、夜五半時頃になりて雨降、風ますく烈敷なりしに依て、帆を下げ、九時に至ては漸く帆三尺程になしたれども、舟足飛鳥の如く、天曇して東西を辨別すること能はず、船中活る心なく、只神佛を祈るの外他事なし。

同晦日 此曙六時頃にもあらんかと覺ゆる時分、東西の風全く風たれども、いまだ浪高く、船の進退心にまかせず、去ながら、風和らぎたる故に、半帆を揚たるに、俄に戌亥の風起り、再び帆を下げ只風にまかせて漂流す、此日九時頃天少しく晴んとす、

されども風波益烈敷、船已に覆らんとすること數度なり、爰に至りて止事を得ず、櫓を伐り捨て、力を盡して潮をくみ去り、是によつて船少しく鎮る、されども南方に走り、夕七時頃になりて酉の方に山を見出す、大略四國にてもあらんかと思ふのみ。

十一月朔日 今日風波漸く鎮り、天氣快晴となり、未申の風やはらかに吹、船中穩かなる故に、帆を繕ひ桁を櫓となし、日本地を志し走らせ行に、南方に當り日本船見ゆ、各此船に乗んと云に、船頭、今年の春船を失ひ、今又船を捨てるに忍びずや思ひけん、招の印も揚げず、此船にて日本地に戻らんとなし、彌漂流し、八時頃には、日本船影も見えずなりぬ、此夜四時、北風大に吹起りし故に、又帆を卸し、風に任せて漂流し、船中各愁鬱歎息するのみにて眠りにつく者なし。

同月二日 今日、子の風西に變じ、東へ走る、八時に至りて東の方に山幽に見ゆるを以て、船中喜悅の眉を開き、夜九時西風漸く風、此時已に見えたる山嶋の海岸に着す。

同月三日 今日天氣快晴海上穩かにて、風波なし、嶋に上陸せんと欲すれども、船頭のやに、何國何嶋か知れざる所なり、兼て聞鬼住む嶋にても有らんには、鬼人の餌食となり、徒らに命を失はんなど、無益の評議に時を移す中に、はや九時になり、上陸もせず漂流し、又子のかたに一嶋を見出す、此嶋八丈ならんといへる者有て寄りんとすれども、風あしき故心に任せず、東方に漂流す。

同月四日 今日天氣快晴、西風にて波高く、東方に漂ふ、九時に至りて嶋を見失へり。

同月五日 今日波靜にて日和能、只神佛を祈り保護を願ひ、歸國の期を待のみ。

同月六日七日八日無事 今日風南に變り帆を揚て戌亥に走る。

同九日十日十一日 天氣能南風吹。

同十二日 此夜九時より風烈しくなる。

同十三日 曉に至りて雨風彌烈敷、其時西に變じ曇天烈風波高く、船殆ど覆んとす、

依て積荷をはね、衆皆一心になりて髪をきり、火斷もの斷又は鹽たちをなして神佛の御名を唱へ、更に活たる心なし、夜六時西風漸く風、仍て舵を折込碇を下げ後へ流す。

同十四日 今日風風き天氣よく波靜にして魚のよるを見當り、皆々悦で是を漁り、干魚となし貯ふ。

同十五日 今日も又天氣よく、昨日の如く魚をとり干て貯へり。

同十六日 今日天氣能、油盡て難儀せんことを慮り、幸船に胡桃あるを思ひ付て、是を絞り油を得る。

同十七日 此日天氣能、南風緩なり。

同十八日十九日廿日無事 今日天氣よく、風靜なるを以つて、蒸溜器を假に設け、潮を蒸溜し清水を取て貯ふ。

同廿日廿一日無事

同廿二日 今日西風吹とも烈しからず、仍てあかを引船を清む。

同廿三日 此日天氣能南風和らかなり、船頭二十三夜を信仰して、毎月是を祭るを例とす、仍て粥をたき、牡丹餅を製し、月前に備え、皆々是を食ふ。

同廿四日 西風和らかなり、凡五時頃と覺る時分、遙に見るに、船に向ひ來るもの有、是を見て或は云ふ、伊勢國磯部明神の我々を助け給はんが爲めに來り給ふならんと、是に少しく心を慰め、皆々見る中に次第に近寄、其形ちを見れば、大なる鰐鮫二疋並び來り、見るも中々恐ろしく、若今是が爲に船碎けなば、忽ち彼の魚の食とならんと恐怖し、又は泣涙せる者も有りし、然るに幸に大魚何れへか行けん、遂に形見えずなりけり。

同廿五日 此日天氣曇、東北風吹、夕刻雨降、是迄船の艙に住居せしかども、潮にてぬれんことをいとひて、表の方に轉住せり。

同廿六日廿七日廿八日 雨降。
同廿九日 連日の雨始めて晴る。

十二月朔日二日 此日天氣よく、雨風少しく吹けども、寒氣甚強し。

同三日 朝より天曇り夕刻に至り雪ふる。

同四日 雪止む、されど曇天にして寒氣甚しく、夕刻に至り雨降出て、風なし、此夜八半時に至り次第にはれ、西風吹出て更につよし。

同五日 此曉に至り、西風彌つよく、五時になりて風やはらぎ、船や、穩なるによりて綱を引延摺れ損じたるを修覆するうち、暫時にして烈風大波起り、カツハ（船の表潮を流す樋有る所をいふ）を打碎き、潮大に入る、皆々是迄艙に住しかども、今水の入るを見て艙の方へ逃走る、船頭の命に従て水主壹人船中に入りし水の量をはかりみるに深き六尺有餘なり、夫故皆々も勢を失ひ死を極め、あかを引かんとする者なく、只亡然として居る斗り也、その内壹人の曰、空しく死を待んよりは、船中力を合せ、心身の及ぶ丈働き、猶叶ずして黄泉に赴かんは是天命といふべし、とさとし勵すに、衆皆同じ、あかを引、遂に潮の入込所を修覆し得て、神佛を念じ、浪の鎮

るを待つうち、夜五時頃より風なぎ、少しく安心せり。

十二月六日 天氣能西風和かにして何事もなし。

十二月七日より十一日迄平かなり。

同十一日 西風吹雨降、九時過雨止、北風に變じ魚を得たり。

同十二日 天晴、西風和らかに吹、此日壹人俄に船の艫の方へ來り打伏して南無阿彌陀佛々と唱る者有、驚て是を見れば既に死に臨める者の如し、其故を問ば、みよしの動けるを見て船破裂せんとする如く思ひ誤りて死を決せるなり、皆々是をさとせるによつて、更に蘇生せるものゝ如く起出ぬ。

同十三日より十八日迄晴天にて別事なし。

同十九日 今朝烈風にて雨ふる、四時頃より大西に變り、船の流れ急速にて矢の如し、碇の爪水上に浮び顯はれ、今日五六度碇綱の損したるを他の綱に替へ、船中擧て神佛を祈り、身體の動作心に任せず伏居たり、其夜五時より風少しく風、凌よくなり

たるによつて、あかを引くこと都合六度なり。

同二十日 晴天にて風靜なり、朝飯過て、船釘のゆるめる故に、大綱を用ひろくろにて船を巻き、又潮を汲取蒸溜し、清水となし貯ふ、但三時が間蒸溜して六七合を得るなり。

米船の懷に抱かる

十二月二十一日 曙七時、水主壹人、船の表に出て神を拜しゐる所に、遙に白く見えたるを、帆影にてもあらんかと思ひ、歡來り、寢入たる者まで起したて、かくと告、よつて皆々出てながめながら、色々と評するうちに、次第に近寄るを見れば慥に船なり、されど何國の船たるを知らず、水主のうち壹人、長崎にゆきて蘭船を見たる者ありて、これ蘭船ならん、爰を以て考ふれば、我船異國近く漂流したるならむと云、六半時になりて我船より二丁ばかりへだより、すでに行過んとす、船中のもの大音に

て助よと呼ぶも有り、又端船にて追付助けを乞はんと立さはぐもの有り、異人推察せしものか、今迄東に向ひ走りたる船、西方にむきを替へ、まざりとなして船を止たり、皆々悦び、端船を卸し、衣類調度をつみのせ、又米をも積んと思へども、重きもの故に心にまかせず、僅に是を積うちに、異人手しなにて物を捨て、はやく乗うつれと云に依て、残りなく異船に移り、生のあるものは猫壹疋をのみのこせり、斯の如く走り行船を直下に止め、少しも動かさず、其動止の自由なる事感ずるに堪たり、前なる帆の風を拂ひ、後なる帆に風を満たしむる時は、斯の如く上るなり、異船乗組の内壹人威儀ある人出て来て禮を爲す、此とき船頭始我輩皆々頭を下げ手を合せて助けを乞ふと云仕形をなしたるに、異人我船頭の手を握て手に指し、呑む形をなし、又船底を指し食するまねをなして、飲食の事には氣遣すなど示す、五十日の間、生死の事のみ心に心をいため悲みたるに、今如斯異人の救を得て、一同の怡悦いはむかたなし、異人自分の居間に我々をともし、船中には何を積るや、貨幣を殘せるかと尋るさまなる

る故に、船中に物有りと答しに、風波はげしく、端船の進退自由ならず、朝五時より九時迄待とも、風波しづまらず、是非なく積荷のまゝ船を捨て、異船帆を揚、東をさして走る、其駿速なる事驚くに堪たり、我等心に思ふやう、船かくの如くはやし、黄昏には何れの國へか着せんと、頼もしく思ふばかりにて、言語通せざる故に否を問もなさず、されど心ならぬ故に、舵取の傍に行て、いつ頃着岸すべきかと、手品をして問ふに、舵取指を折て四十五六日有て着岸すべきといふ、是迄五十日許海上に漂ひ、猶四十日を経ざれば地かたを見ること能はざると聞て、今更悲息を催し、此末の成行を思ひ煩ふばかりなれども、せんすべなく、何國の船かも知らぬまゝ、夜になりぬれば、遂につかれ寐に眠りぬ、翌朝起出たるに、異人鶏卵のゆでたるとハンとをくれし故に、其玉子をとり食せんとすれば、皆々なまゆでなり、されどもしかいふも遠慮にて、各食しぬ、鶏卵は黄みのこらぬ程なるがよろしといふを後には覺えたり。

同廿二日 早朝より快晴順風にて、船の行に障なく、四時頃、異船第三の役人、地

球の圖をひらき、手眞似指さして、此船は亞米利加船にて、支那より亞米利加國キヤ
 リホウナイといふ所へ歸國する船なるを示し、我等其あらましを推察す、夫より圖中
 國々の名を教へ、見ゆる程の嶋々を指し、フーチといふ嶋人は愚にして人道を知らず、
 或時は人を食する事有等のもの語をなす、是を聞て、永く時日を経る内に、若糧盡な
 ば我々も食とせらるゝならんなど、異人の心を知らざれば、無益の心痛を爲したり、
 我々異船に移りしより、食物の習れに違ふて迷惑せんことを察して、魚肉野菜の類は
 生にて呉れ、米は我等が持たるをかき用ひ、惣て深切のことにて、差支はなけれど、
 只言語の通せざる故に、何かと疑起り安き心は無かりし。

同廿五日 天穩にて西風少しく吹、凡四時頃豕一疋を殺す、是生るを殺すを見る
 の始めにて、皆々恐怖をなし、異人の心は鬼人にひとしからん抔と互につぶやき、無
 益の事に晝夜寄合て心痛恐懼を抱き、神佛を祈りて日を送りぬ。

同廿九日 今朝より大西風吹波高きによつて帆を揚ること能はず、船をつかす（風
 にまかせて船を流すことなり）此仕方、日本船に異なる、日本にては、船の艦に風を受
 ながら流すなり、此時は船中更に安き心なきものなり、異船のつかし方は、船を斜に
 なし、風を和らかに艦に受け、中央に三角なる小帆をあげ、風にさかるはず、又急速
 に流れざるやうになし置て、船中のものは平常の如く、銘々持前の業を勤め、手明の
 ものは、平臥して休みゐるなり、此夜五時頃順風になり、帆を揚げ、東に向て走るこ
 と翌年正月廿二日までなり。

（嘉永四年）正月廿三日 此日曇天北風寛々に吹く、晝時頃、船頭我々に向ひ、明日
 は必ず山を見るべしと、手まねを以て示し、夫より壹人橋に登り、望遠鏡にて見る
 やうなり、是によつて、我々色を直す、此夜九時天氣晴れ、大西風に變じ、一時ほど
 東へ走る、山に近づきぬと見えて帆を下げ、夜の引明頃、我友壹人小便に出で月影に
 山を見、我らのふしたる所に來り是を知らしめ、船主も山を見たる故か、再び帆を引
 揚、東北に船を走らしむる凡六半時に至りて、明らかに山見へ、二本橋の船二艘我

船に向て乗寄來り、何か物言ふ、此船は大船入津の時、水主壹人水先と云ふ者壹人、都合貳人乗組て迎に出て、水先は大船に乗移り、これより惣て船の進退を司り、難船なきやうにするなり、凡朝五時、船湊に入る、此湊口幅十五六町有て、鯨出入す、是を見て、

水先は、交易盛の湊には、必ず有るものにて、要用のものなり、其故は、地方近くに至れば、暗礁又は瀬等有りて不案内なれば、船に過ち有り、故に船法として、若費をいとひ水先を雇はず難船すれば、其損失は船主壹人にかゝる定めなり、序に記すべき事有り、凡二三十年來、損を大勢にわかちて一家滅亡をさる法をエウロツバ、アメリカ等に於て建たり、其法、若物を出す者は、其代銀を書面にしたゝめ、元代の歩合を以て請負人の方へ銀を送り置き、難船にあふても請負より元代を償ふによつて荷主に損なし、無事に荷物着すれば、何の勞もなく分銀を所徳とするなり、又新造の船、年々分銀を出し置は、破損しても其損船主にかゝらず、

又人命を請負ことあり、是又何か年と定、分銀を出し置は、若年にて死去しても、其者壹ケ年分の働き金丈は請負人より妻子に渡、故に妻子難澁せず、無事に年限濟ば、年々納たる分銀は、請負人の所徳になる、此如き請負人は、身元慥なる者五人以上も組合渡世とするなり。

何故に鯨獵はなさぬかなど、物語する内に、風漸く風き、碇をおろし、右のかたを見るに、日本の造りさまに似たる二階家疎らにあり、去ながら材木は、白色青色に塗れり、我船を入たるを見て、端船五六艘こぎよせ來る、是は船中の者を迎ひに來るなり、此船の水主、未だ日本人を見たる事なく、我等も亦、彼等を見る事始てなる故に、互に珍しく、言語通せざるによつて、其情を詳にせずといへども、或は懷中より嚙煙草（かみて唾をはき快とす）又は小刀其他持合の品を呉れ、或は物を見せなごするといふ、其情至つて懇切なるを察するに足れり、然する内五時頃風直りたるによつて、再び帆を揚、湊の奥、我乗船の繫場に來り碇をおろすと、直に端船に乗、黒羅紗の衣